

平成26年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

平成27年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

平成28年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品



# 藤 沢 市 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 (改定案)

令和4年1月

神奈川県 藤沢市



平成29年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

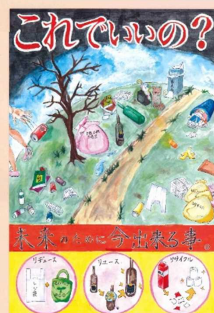
平成30年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品



令和元年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

令和2年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

令和3年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品





## 目 次

第1章 計画改定の基本的な考え方	1
第1節 計画改定の目的	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	2
第3節 上位計画	3
1. 上位計画の法体系	3
2. 国の関係法令、計画、方針等との関係	4
3. 神奈川県計画、方針等との関係	7
4. 藤沢市計画、方針等との関係	10
第4節 計画期間	12
第5節 計画の対象範囲	12
第2章 地域概況	13
第1節 人口動態	13
1. 人口推移	13
2. 年齢別人口	14
3. 地区別人口	14
第2節 産業の動向	15
1. 農業	15
2. 工業	15
3. 商業	16
4. 観光業	16
第3節 土地利用状況	17
第3章 ごみ処理基本計画	18
第1節 ごみ処理の現状と課題	18
1. ごみ処理フロー	18
2. ごみ処理体制	19
3. ごみ処理の実績	23
4. ごみ処理経費	31
5. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析	34
6. 旧計画中間目標値の達成状況	37
7. 国及び県の計画目標値と実績値の比較	38
8. 施策の評価	39
9. ごみ処理の課題	59
第2節 ごみ処理基本計画の改定	61

1. 基本理念及び基本方針 .....	61
2. 計画収集人口の設定 .....	62
3. 数値目標 .....	63
4. 施策体系 .....	68
5. 市民・事業者・行政の役割 .....	69
6. 基本方針1 積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現 .....	70
7. 基本方針2 廃棄物の適正処理システムの実現 .....	73
8. 基本方針3 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現 .....	90
第4章 食品ロス削減推進計画 .....	93
第1節 計画策定の趣旨 .....	93
1. 計画策定の背景と目的 .....	93
2. 計画の位置づけ .....	94
3. 計画期間 .....	94
4. 計画対象 .....	95
第2節 食品ロスの現状と課題 .....	96
1. 本市の食品ロスの発生量 .....	96
2. 食品ロス削減に関する市民アンケート .....	99
3. 食品ロス削減に向けた本市の課題 .....	101
第3節 食品ロス削減推進計画 .....	102
1. 基本理念及び基本方針 .....	102
2. 数値目標 .....	103
3. 施策体系 .....	104
4. 市民・事業者・行政の役割 .....	105
5. 基本方針1 食品ロスの発生抑制 .....	106
6. 基本方針2 食品廃棄物の資源循環の推進 .....	108
7. 基本方針3 食品ロス削減推進のための協働体制の構築 .....	109
第5章 生活排水処理基本計画 .....	111
第1節 生活排水処理の現状及び課題 .....	111
1. 生活排水処理フロー及び処理体制 .....	111
2. 生活排水処理の実績 .....	113
3. 生活排水処理経費 .....	118
4. し尿処理施設の概要 .....	120
5. 旧計画中間目標値の達成状況 .....	121
6. 施策の評価 .....	122
7. 生活排水処理の課題 .....	126
第2節 生活排水処理基本計画の改定 .....	127



1. 基本理念及び基本方針 .....	127
2. 数値目標 .....	128
3. 生活排水処理に係る予測 .....	129
4. 施策体系 .....	133
5. 市民・事業者・行政の役割 .....	133
6. 基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します .....	134
7. 基本方針2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます .....	135
第6章 計画の進行管理 .....	136
資料編	
1. ごみ排出量の将来推計 .....	資-1
2. 用語説明 .....	資-7



# 第1章 計画改定の基本的な考え方

## 第1節 計画改定の目的

わが国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染など環境問題への反省から、環境負荷の低減に向けた様々な取組が行われてきました。また、平成 27 年に開かれた国連サミットでは、2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標である SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））を掲げました。SDGs は、平成 28 年から令和 12 年までに達成すべき目標として、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

国における法整備においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）」等の法律が改正され、個別物品の特性に応じた規制を定める「個別リサイクル法」が制定されました。また、近年、改正された「第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月）」や「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」は、SDGs の考え方を取り入れた計画となっています。その他に、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応し、かつ、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月）」が策定され、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）」が成立しました。また、毎年大量に発生している食品ロスの削減に向け、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年 10 月）（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が施行され、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、指針となる「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 3 月）」が閣議決定されました。

神奈川県においては平成 24 年 3 月に策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」を平成 29 年 3 月に改訂し、平成 33 年度（令和 3 年度）における計画目標を改めるとともに、基本理念（県の目指すべき姿）に「廃棄物ゼロ社会」を掲げています。また、神奈川県は、平成 30 年 6 月に国の「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」<sup>1</sup>に選定されたほか、「かながわ SDGs 取組方針（令和元年 12 月）」や「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム（令和 2 年 3 月）」の策定、「かながわ気候非常事態宣言（令和 2 年 2 月）」の表明など、SDGs の目指す持続可能な社会の実現に向けて取組を行っています。

藤沢市（以下「本市」という。）は、平成 29 年 3 月に平成 29 年度から平成 38 年度（令和 8 年度）までの 10 年間について、「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、本市は、「藤沢市環境基本計画（2017 年（平成 29 年）3 月〔第 2 次改定〕）」の策定や「かながわプラごみゼロ宣言」への賛同、「藤沢市気候非常事態宣言（令和 3 年 2 月）」の表明などを行ってきました。

今回の改定は、計画の策定から 5 年が経過したことから、中間目標年度における計画目標の達成状況、社会経済情勢の変化やこれまでの施策の評価を踏まえ、計画の見直しを行うものです。

<sup>1</sup> 神奈川県のモデル事業名は「SDGs 社会的インパクト評価実証プロジェクト」で、SDGs の目標・ターゲットに沿った取組について、社会的インパクトを定量的・定性的に把握することができるよう、評価モデルを策定するとともに、その評価結果により、資金提供者をはじめとする市場から投融资を呼び込むことを目的として実施。

## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法第6条第1項の「市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされた規定に基づく「一般廃棄物処理計画」の一部となります。この「一般廃棄物処理計画」は、中長期の処理計画である本計画と毎年度の実行計画である「一般廃棄物処理実施計画」に区分されます。

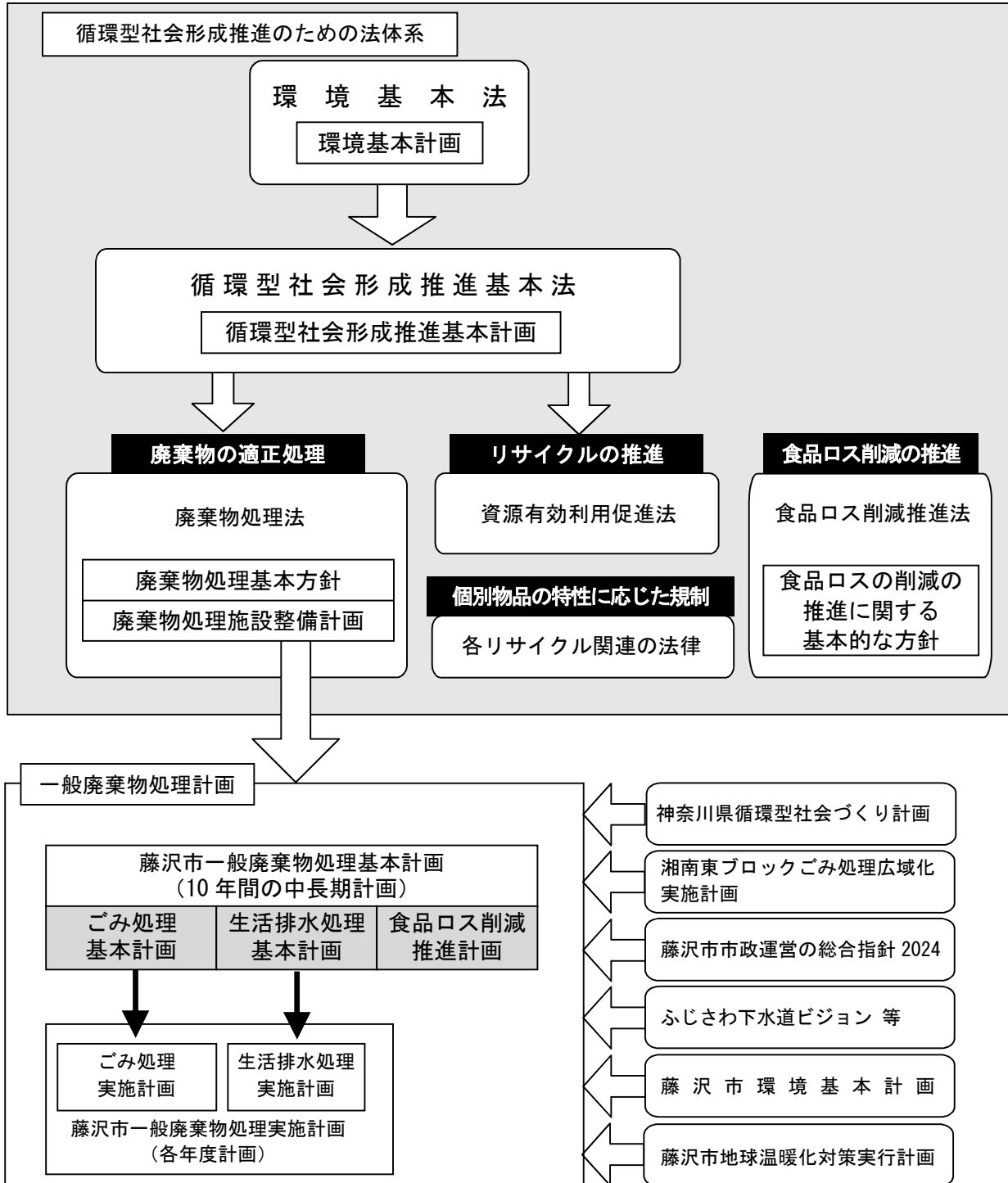


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

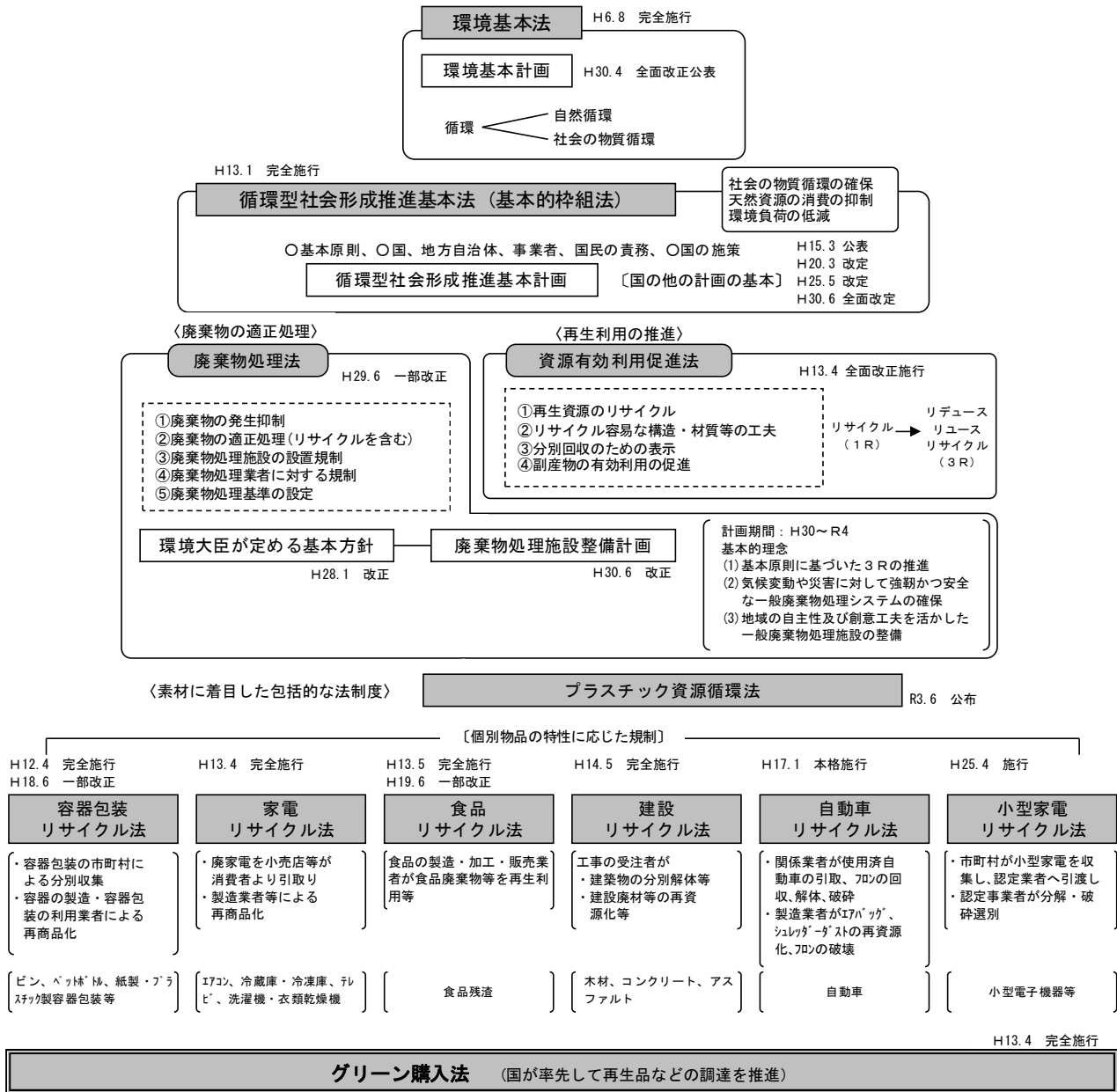


### 第3節 上位計画

#### 1. 上位計画の法体系

循環型社会形成推進のための法体系を図 1-2 に示します。

本市は、循環型社会の形成に向けて、各種法制度等に基づく実効ある取組の推進を図っています。



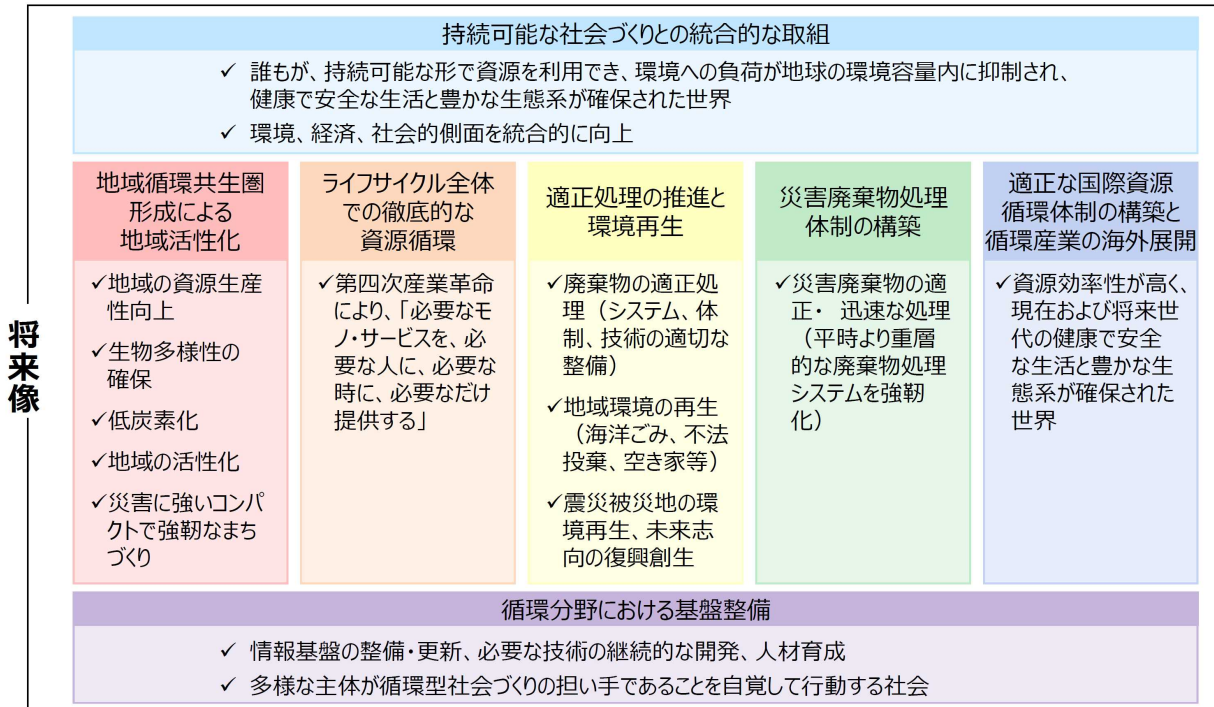
[資料：プラスチックを取り巻く国内外の状況<参考資料集> (令和3年8月) (一部改変)]

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系

## 2. 国の関係法令、計画、方針等との関係

### (1) 循環型社会形成推進基本計画

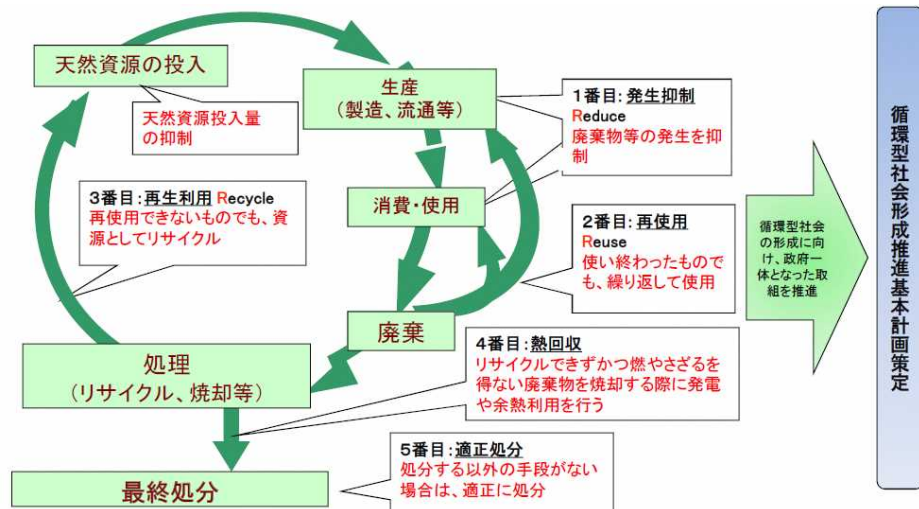
循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会※の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目し、図 1-3 に示す 7 つの項目ごとに将来像や指標、目標を掲げています。



[資料：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画（概要版）（平成 30 年 6 月）]

図 1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の将来像

※循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。【循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月公布、13 年 1 月完全施行）第 2 条第 1 項】



[資料：環境省 プラスチックを取り巻く国内外の状況＜参考資料集＞（令和 3 年 8 月）]

図 1-4 循環型社会の姿

## (2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成22年環境省告示130号）（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）」が定められています。

平成28年1月には、方針の変更に関して告示され、廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、平成32年度（令和2年度）を目標年度として計画されています。なお、令和2年度以降については、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから改定を行わず、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

## (3) プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）において「プラスチック資源循環戦略」を策定することが盛り込まれ、令和元年5月31日に策定されました。

本戦略は、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略とされています。

プラスチック資源循環戦略の基本原則及び重点戦略は、以下のとおりです。

**基本原則：「3R+Renewable」（再生可能資源への代替）**

### 重点戦略

#### ① プラスチック資源循環

- ・リデュース等の徹底（プラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」）等）
- ・効果的・効率的で持続可能なリサイクル（使用済プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル等）
- ・再生材・バイオプラスチックの利用促進（可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用等）

#### ② 海洋プラスチック対策

- ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理等

#### ③ 国際展開

- ・地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）等

#### ④ 基盤整備

- ・社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）等

#### (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチック資源循環法は、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために策定した「プラスチック資源循環戦略」を具体化するために、令和3年6月4日に成立しました。本法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）によりサーキュラー・エコノミー※への移行を促進するために措置を講じようとするものです。

本法律の基本方針は、以下のとおりです。

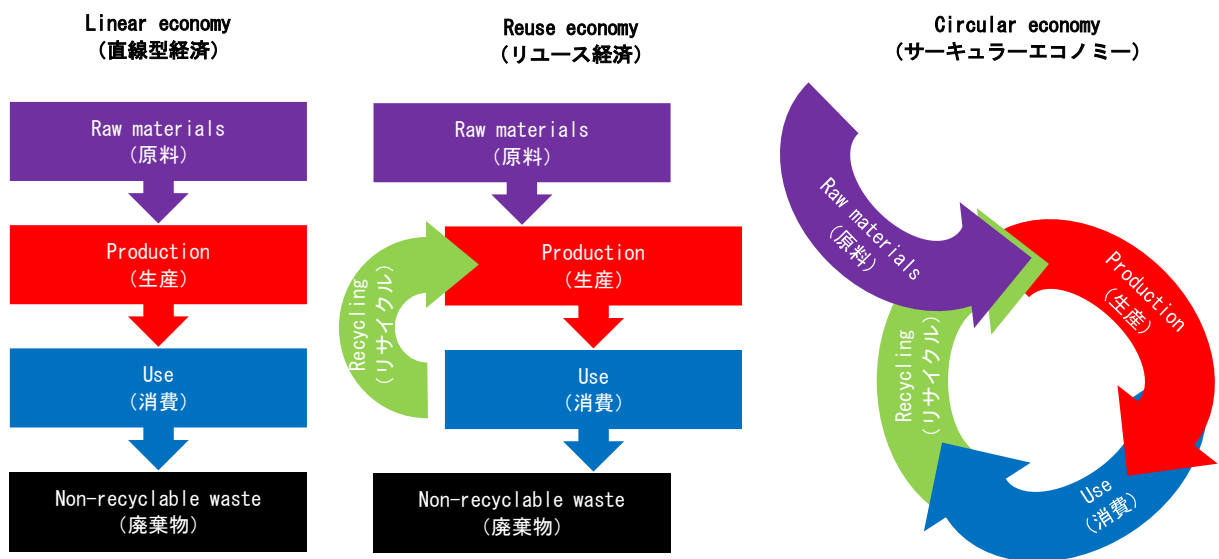
- ①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ②ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

※サーキュラー・エコノミーとは、従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」や「Reduce（減らす）」「Reuse（再利用する）」「Recycle（リサイクル）」の3Rで知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方は異なり、そもそもの原材料調達・製品デザイン（設計）の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のことです。

サーキュラー・エコノミーの基本原則1：自然のシステムを再生

基本原則2：製品と原材料を捨てずに使い続ける

基本原則3：ゴミ・汚染を出さない設計



[資料：オランダ政府ホームページ] を一部加筆

図 1-5 サーキュラー・エコノミーの概念図



### (5) 食品ロスの削減の推進に関する法律及び基本的な方針

食品ロス削減推進法は、令和元年10月1日に施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、本法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めたものが「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」で、令和2年3月31日に閣議決定されました。本方針に掲げられた食品ロスの削減の基本的施策は、以下のとおりです。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、普及啓発等       |
| ②食品関連事業者等の取組に対する支援                |
| ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰        |
| ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 |
| ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供     |
| ⑥フードバンク活動の支援等未利用食品を提供するための活動の支援等  |

## 3. 神奈川県計画、方針等との関係

### (1) 神奈川県循環型社会づくり計画

神奈川県循環型社会づくり計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づく法定計画であるとともに、かながわグランドデザイン（県の総合計画）及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画です。

平成29年3月に改訂された神奈川県循環型社会づくり計画は、当初、令和3年度に全面改定を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全面改定は行わず、従来の施策を継続する形で計画期間を2年間延長（継続）して平成24年度から令和5年度までの12年間としています。

令和〇年〇月に公表された一部見直し計画では、計画目標については、これまでの令和3年度の目標値を令和5年度まで据え置く形で設定され、以下のように示されています。

施策の分野	施策の数値目標	単位	目標値	
			令和3年度	令和5年度
資源循環の推進	生活系ごみ1人1日当たりの排出量	g	664	
	事業活動により廃棄物の県内GDP（県内総生産）当たりの排出量	t/億円	53.6	
	一般廃棄物の再生利用率	%	31	
	製造業における産業廃棄物の再生利用率	%	50	
適正処理の推進	不法投棄等残存量	万t	前年度より減少	

## (2) 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画

神奈川県は、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付け衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」に基づき、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮しつつ県内を「横浜」「川崎」「横須賀三浦」「湘南東」「湘南西」「大和高座」「厚木愛甲」「相模原」「県西」の9つのブロック圏域に区分し、平成10年度から平成19年度までの10年間を計画期間とする広域化実施計画の策定をめざすものとなりました。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするるとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下、「広域化計画」という。）を平成20年3月に策定し、平成20年度から平成34年度（令和4年度）までの15年間を計画期間としました。また、短期目標年度（平成24年度）、中期目標年度（平成29年度）の前年にあたる平成23年度、平成28年度には、計画の改定を行いました。令和3年度にも広域化計画の改定を行い、短期目標年度（令和8年度）、中期目標年度（令和13年度）、長期目標年度（令和18年度）における目標値を定めました。

広域化計画の基本理念は、以下のとおりです。

- ①ごみの減量とリサイクルを推進します。
- ②エネルギーの有効利用を促進します。
- ③ごみ処理経費の縮減を図ります。
- ④持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討を進めます。

国及び神奈川県の上位計画における一般廃棄物に係る各種目標値を表 1-1 に示します。

表 1-1 上位計画における各種目標値

計画名称		目標値		
		排出量	資源化率	最終処分
国	第四次 循環型社会形成 推進基本計画	<b>■2025 年度（令和 7 年度） 目標年度</b> <一般廃棄物> 1 人 1 日当たりのごみ排出量： 約 850g/人・日 <家庭系ごみ> 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資 源ごみ、集団回収量を除く）： 約 440g/人・日 <事業系ごみ> 事業系ごみ排出量： 約 1,100 万トン	約 28%	—
		<b>■2030 年度（令和 12 年度） 目標年度</b> <家庭系食品ロス量> 2000 年度（平成 12 年度）の半減 <事業系食品ロス量> 今後、食品リサイクル法の基本方針にお いて設定	—	—
	廃棄物処理基本 方針（平成 28 年 1 月）※	<b>■2020 年度（平成 32 年度（令和 2 年度）） 目標年度</b> <一般廃棄物> 平成 24 年度（2012 年度）比で 年間排出量約 12%削減 <家庭系ごみ> 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量： 500g/人・日	約 27%	平成24年度 （2012 年 度）比で 約 14%削減
	食品ロスの削減 の推進に関する 基本的な方針	<b>■2030 年度（令和 12 年度） 目標年度</b> <家庭系食品ロス量> 2000 年度（平成 12 年度）の半減 <事業系食品ロス量> 2000 年度（平成 12 年度）の半減 <削減に取り組む消費者の割合> 80%	—	—
神奈川県	神奈川県 循環型社会 づくり計画	<b>■2023 年度（令和 5 年度） 目標年度</b> <生活系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量> 目標 664g/人・日 <事業活動による廃棄物の県内 GDP（県 民総生産）あたりの排出量> 目標 53.6t/億円	31%	—

※令和 2 年度以降については、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされて  
います。

#### 4. 藤沢市の計画、方針等との関係

##### (1) 藤沢市市政運営の総合指針 2024

本市では、総合計画に替わる仕組みとして、平成 25 年度に「藤沢市市政運営の総合指針 2016」を策定しました。以後、社会経済環境の変化の速さに対応できるよう、市長任期を踏まえ 4 年に一度、全体を見直しています。令和 2 年度に、新たに SDGs（持続的な開発目標）の視点も取り入れ、「藤沢市市政運営の総合指針 2024(2040 年に向けた持続可能なまちづくりへの転換)」として改定しました。

市政運営の総合指針 2024 の基本理念等を表 1-2 に示します。

市政運営の総合指針 2024 では、引き続き、「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」をめざす都市像とし、3 つのまちづくりコンセプトと 8 つの基本目標を設定し、それらを踏まえ、直近 4 年間に重点的かつ確実に取り組むべき課題と施策を 5 つのまちづくりテーマと 17 の重点施策として示しています。

ごみ処理に関連する内容としては、基本目標 3「自然を守り豊かな環境をつくる」の中で、3R+ Renewable（リニューアブル：再生可能な資源利用）の取組を浸透させることにより、廃棄物の減量・資源化のさらなる促進と最終処分場の延命を図るとともに、超高齢社会における市民のごみや資源を排出する際の負担の軽減に取り組む必要がある等としています。また、重点施策では、まちづくりテーマ 5 の重点施策 1「豊かな自然を守り・生かす環境対策の推進」で、本市の豊かな自然環境を守るため、プラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ対策など、環境美化、ごみ減量を推進するとともに、緑地や水環境の保全、自然環境共生を進めるとしています。

表 1-2 市政運営の総合指針 2024 の基本理念等

<b>【めざす都市像（基本理念）】</b>
郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～
<b>【3つのまちづくりコンセプト】</b>
1 藤沢らしさを未来につなぐ持続可能な元気なまち（サステナブル藤沢）
2 共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）
3 最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）
<b>【8つの基本目標】</b>
1 安全な暮らしを守る
2 文化・スポーツを盛んにする
3 自然を守り豊かな環境をつくる
4 子どもたちを守り育む
5 健康で安心な暮らしを支える
6 地域経済を循環させる
7 都市基盤を充実する
8 市民自治・地域づくりを進める

[資料：藤沢市市政運営の総合指針 2024]



## (2) 藤沢市環境基本計画

本市は、「藤沢市環境基本計画」について、国や県の動向、本市の関連計画等を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応していくため、令和3年度に2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）の9年間を見据えた内容に見直しを行いました。

藤沢市環境基本計画における総合環境像及び5つの環境像を表1-3に示します。

藤沢市環境基本計画では、これからも安全で安心な生活を実感して暮らせる社会の実現を目指し、総合環境像を「地域から地球に広がる環境行動都市」とし、それを創造するための5つの環境像を掲げています。

ごみ処理に関連する内容としては、環境像3「資源を持続可能な形で循環しながら利用していくまち」において、環境目標3-1「廃棄物の発生・排出抑制」及び環境目標3-2「廃棄物の適正な処理」が設定されています。

また、生活排水処理に関連する内容としては、環境像1「快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち」において、環境目標1-3「河川・海の保全」が設定されています。

表 1-3 藤沢市環境基本計画における総合環境像及び5つの環境像

【総合環境像】地域から地球に広がる環境行動都市	
(環境像1)	快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち
(環境像2)	地域資源を活用し自然とふれあえるまち
(環境像3)	資源を継続可能な形で循環し利用していくまち
(環境像4)	次の世代の中心となって活躍する人が育つまち
(環境像5)	環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち

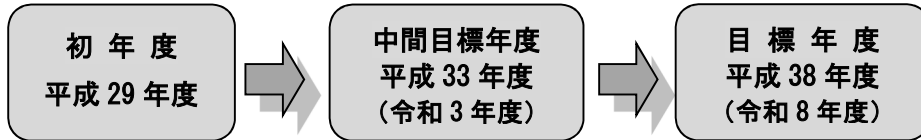
[資料：藤沢市環境基本計画]

## 第4節 計画期間

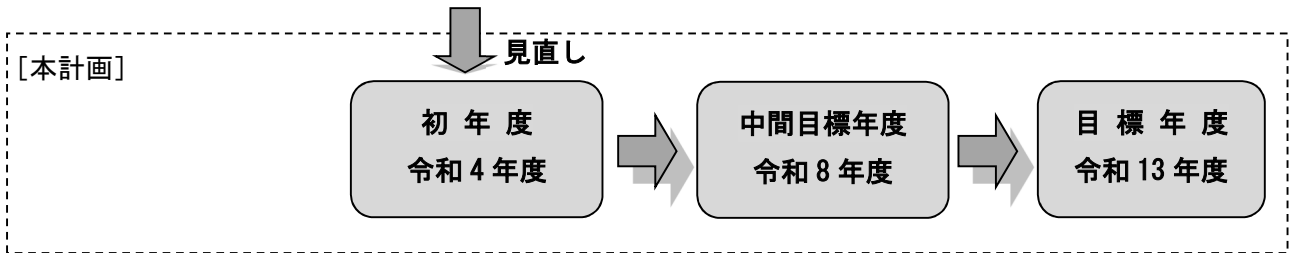
計画期間は、令和4年度を初年度に10年間として、目標年度を令和13年度とします。

計画期間中は、令和8年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

[旧計画]

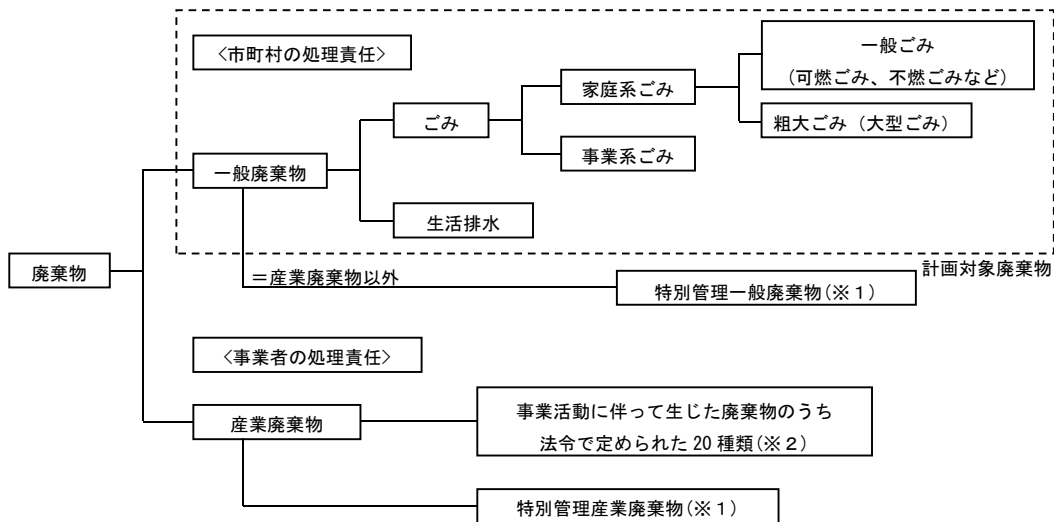


[本計画]



## 第5節 計画の対象範囲

本計画の対象廃棄物を図1-6に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の対象とする一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定められている20種類のものを指します。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

[資料：環境省]

図 1-6 本計画の対象廃棄物

## 第2章 地域概況

### 第1節 人口動態

#### 1. 人口推移

本市の人口推移を図 2-1 に示します。

本市の人口は平成 23 年に 413,826 人でしたが、年々増加し、令和 2 年には 436,832 人となり、平成 23 年に対して 23,006 人増加しています。

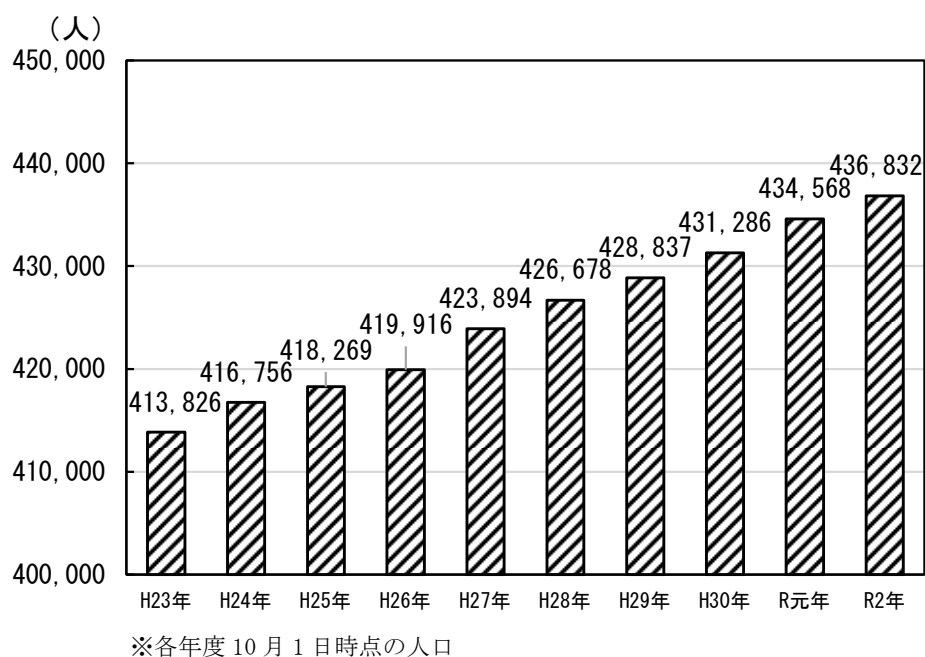
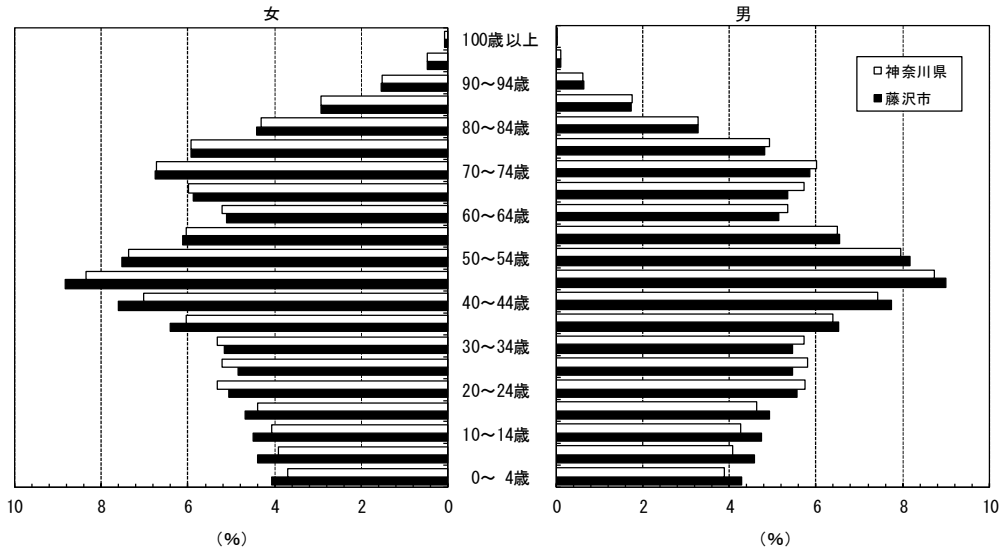


図 2-1 人口推移

## 2. 年齢別人口

令和2年1月1日時点の年齢別人口を図2-2に示します。

年齢別人口は、高齢者人口（65歳以上）が総人口の24.6%（神奈川県平均25.1%）を占めるのに対し、若年層（14歳以下）は13.1%（神奈川県平均11.9%）となっており、高齢の世代が多くなっています。



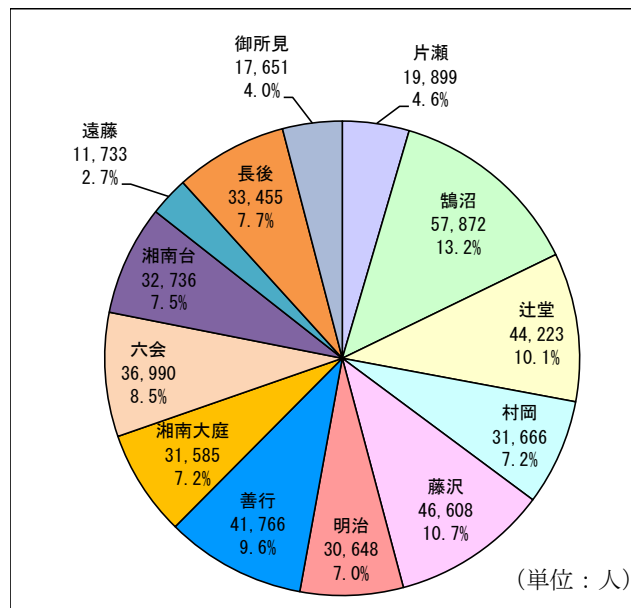
[資料：神奈川県年齢別人口統計調査（R2年1月1日現在）]

図2-2 年齢別人口

## 3. 地区別人口

令和2年10月1日時点の地区別人口を図2-3に示します。

地区別人口では、鶴沼地区57,872人（13.2%）が最も多く、続いて、藤沢地区46,608人（10.7%）、辻堂地区44,223人（10.1%）、善行地区41,766人（9.6%）の順となっています。



[資料：藤沢市人口統計（R2年10月1日現在）]

図2-3 地区別人口



## 第2節 産業の動向

### 1. 農業

農家及び経営耕地面積の推移を表 2-1 に示します。

総農家数は、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間に 713 戸から 672 戸へと 41 戸（5.8%）減少しています。農家の種別では、第 1 種兼業農家の減少が著しく 51.0%減少し、第 2 種兼業農家も 5.9%減少しています。それに対し、専業農家は 21.4%増加しており、兼業農家から専業農家へ移行しているものと考えられます。

経営耕地面積は、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間に 712ha から 679ha へと 33ha（4.6%）減少しています。耕地の種別では、田 6.9%、畑 2.9%、樹園地 9.3%の減少となっています。

表 2-1 農家及び経営耕地面積の推移

項目	年	H22	H27	増 減	
				戸数	増減率
総農家数		713	672	-41	-5.8
専業農家		257	312	55	21.4
兼業農家		456	360	-96	-21.1
第一種兼業		153	75	-78	-51.0
第二種兼業		303	285	-18	-5.9
項目	H22	H27	増 減		
			面積	増減率	
田	116	108	-8	-6.9	
畑	478	464	-14	-2.9	
樹園地	118	107	-11	-9.3	
計	712	679	-33	-4.6	

[資料：農林業センサス]

### 2. 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移を表 2-2 に示します。

事業所数及び従業者数は、平成 19 年から平成 30 年までの 12 年間に、増減を繰り返しながら若干減少傾向にある一方で、製造品出荷額等は、約 13,626 億円から約 15,056 億円へと約 1,430 億円（10.5%）増加しています。

表 2-2 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
H19		363	26,475	136,262,413
H20		372	24,239	133,519,420
H21		321	21,870	86,524,852
H22		319	21,696	107,090,488
H23 <sup>※1</sup>		334	22,061	118,714,505
H24		328	21,769	125,163,435
H25		318	20,866	124,846,325
H26		308	21,215	138,759,697
H27 <sup>※2</sup>		327	23,121	148,447,921
H28		297	23,595	142,761,225
H29		293	23,473	147,376,259
H30		288	23,745	150,560,379

※1：平成 24 年経済センサス-活動調査結果（製造業）

[資料：工業統計調査]

※2：平成 28 年経済センサス-活動調査結果（製造業）

### 3. 商業

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移を表 2-3 に示します。

平成 24 年から平成 28 年までの 4 年間で、事業所数及び従業員数は増加しています。また、平成 28 年度の年間商品販売額は、平成 24 年度と比べて約 1,291 億円増加しています。

表 2-3 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

(単位：事業所、人、百万円)

年 項目	H24			H28		
	(事業所数)	(従業者数)	(年間商品販売額 百万円)	(事業所数)	(従業者数)	(年間商品販売額 百万円)
総数	2,261	21,276	613,800	2,480	26,001	742,913
卸売業	385	3,440	259,909	423	3,762	270,339
小売業	1,876	17,836	353,891	2,057	22,239	472,574

[資料：経済センサス-活動調査]

### 4. 観光業

観光客数の推移を表 2-4 に示します。

観光客数は、天候不順等が影響した平成 29 年を除き、平成 27 年から令和元年までの 4 年間にかけて、全体として増加傾向にあります。

また、日帰り客数は、宿泊客数に比べ非常に高い割合を占め、令和元年では、合計 19,299,823 人に対して、日帰り客数 18,718,456 人 (97.0%) となっています。

表 2-4 観光客数の推移

(単位：人)

年 項目	H27	H28	H29	H30	R1
宿泊客数	537,639	544,986	532,698	588,446	581,367
日帰り客数	17,797,704	18,103,422	15,947,389	17,803,573	18,718,456
合計	18,335,343	18,648,408	16,480,087	18,392,019	19,299,823

[資料：神奈川県入込観光客調査報告書]

### 第3節 土地利用状況

土地利用状況を表 2-5 に示します。

本市の総面積69.56km<sup>2</sup>に対し、地目別では宅地が全体の約半分の47.6%を占め、次いでその他20.5%、畑13.2%、雑種地11.8%の順となっています。

表 2-5 土地利用状況

地目名 \ 区分	面積 (km <sup>2</sup> )	割合 (%)
総面積	69.56	100.0
田	1.57	2.3
畑	9.16	13.2
宅地	33.18	47.6
山林	3.07	4.4
原野	0.06	0.1
雑種地	8.24	11.8
その他	14.28	20.5

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。

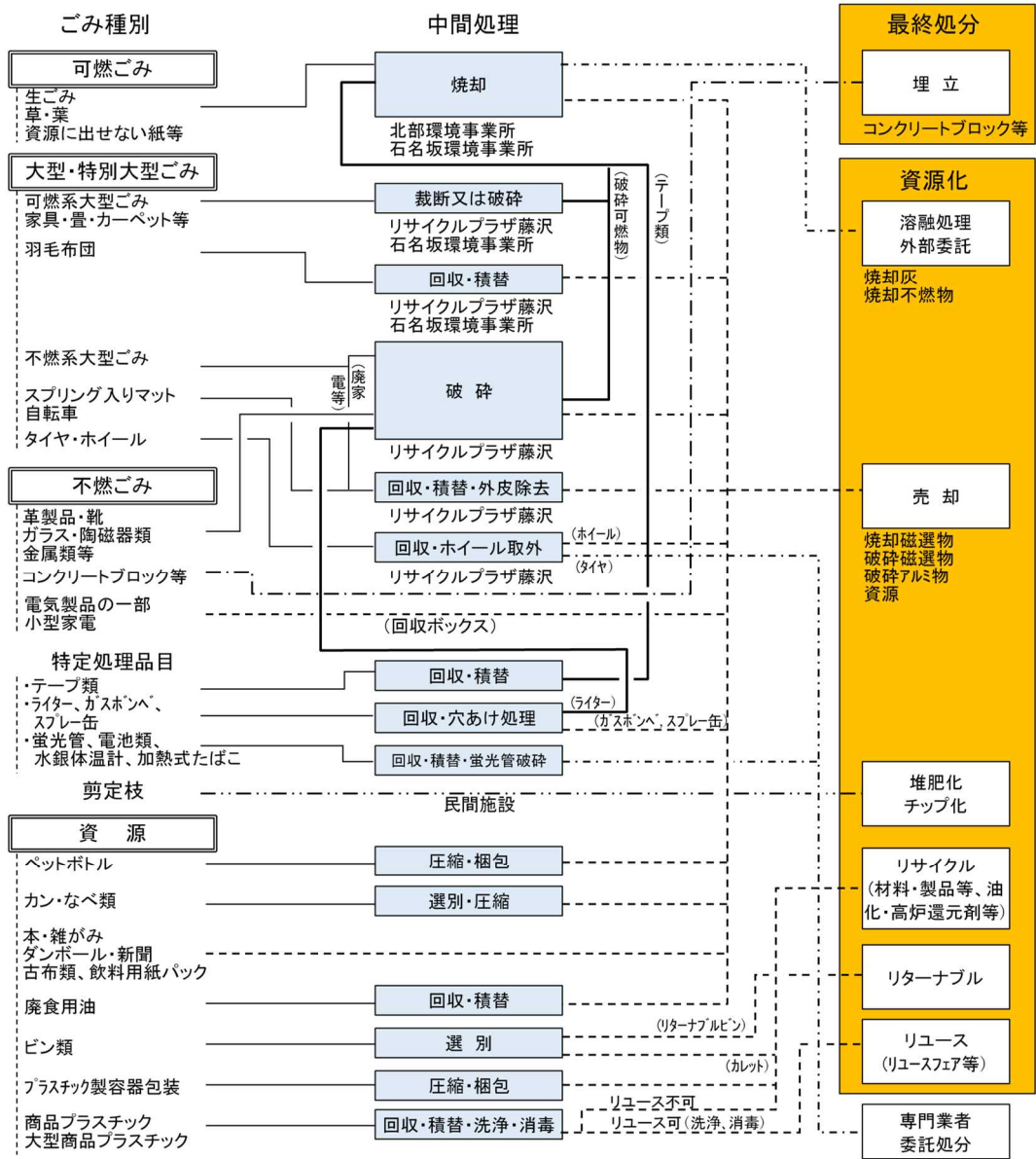
[資料：藤沢市統計年報（2020年版）]

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の現状と課題

### 1. ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。家庭系ごみとして定期的に収集されるごみの分別は、可燃ごみ、大型・特別大型ごみ、不燃ごみ、資源の4区分24分類です。



- [市で収集・処理できないもの]
- 危険物・処理困難物** (Dangerous/Intractable items): Medical waste, batteries, pesticides, pianos, electronic organs, keyboard instruments (piano strings), paint, waste oil, 10kg+ gas canisters, soil, and stones. (Handled by retailers/specialists)
  - メーカーリサイクル対象品** (Manufacturer recycling targets): Home appliances (TV, AC, fridge, washing machine, dryer), PCs, motorcycles, fire extinguishers. (Handled by various recycling businesses)
  - 民間事業者** (Private businesses): Small appliances, PCs, garden waste. (Handled by various recycling businesses)

図 3-1 ごみ処理の流れ

## 2. ごみ処理体制

ごみ処理の区分ごとの処理先及び処理方法を表 3-1 に示します。

本市のごみ処理については、中間処理は北部環境事業所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢で行っており、最終処分は女坂最終処分場で行っています。

表 3-1 ごみ処理の区分ごとの処理先及び処理方法

項目	収集・運搬	中間処理				最終処分		
		処理先	処理方法	処理先	処理方法	処理先	処理方法	
可燃ごみ	藤沢市(委託)排出者	北部環境事業所	焼却	—	—	専門業者	熔融処理	
		石名坂環境事業所	焼却	—	—			
不燃ごみ	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎	北部環境事業所	焼却	専門業者	熔融処理	
			磁選別	石名坂環境事業所				
			アルミ選別	—				
資源	プラスチック製容器包装	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢または民間施設	圧縮・梱包	—	—	専門業者	資源化
	ビン	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	選別	—	—	専門業者	資源化(一部売却)
	カン・なべ類	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	選別・圧縮	—	—	専門業者	資源化(一部売却)
	ペットボトル	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	圧縮・梱包	—	—	専門業者	売却
	本・雑がみ	藤沢市(委託)排出者	売却					
	廃食用油	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	積替	—	—	専門業者	売却
	商品プラスチック	藤沢市(委託)排出者	リユースまたは売却					
	大型商品プラスチック	藤沢市(委託)排出者	リユースまたは売却					
	選定枝	藤沢市(委託)排出者	民間施設で資源化					
	その他資源(新聞、飲料用紙パック、段ボール、古布類)	藤沢市(委託)排出者	売却					
小型家電(ボックス回収)	藤沢市(委託)排出者	認定事業者に引渡し						
大型ごみ・特別大型ごみ	可燃系	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎(羽毛布団については選別)	北部環境事業所	焼却	専門業者	熔融処理
			石名坂環境事業所	破碎	石名坂環境事業所			
	不燃系	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎	北部環境事業所	焼却	専門業者	熔融処理
				磁選別	石名坂環境事業所			
				アルミ選別	—			
	小型家電	藤沢市(委託)排出者	認定事業者に引渡し					
	自転車	藤沢市(委託)排出者	売却					
スプリング入りマット	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎	北部環境事業所	焼却	専門業者	熔融処理	
石名坂環境事業所	—	—						
廃タイヤ	藤沢市(委託)排出者	専門業者にて資源化						
特定処理品目	蛍光管	藤沢市(委託)排出者	リサイクルプラザ藤沢	破碎	民間施設で処分(資源化)			
	電池類、水銀体温計、加熱式たばこ		民間施設で処分(資源化)					
	テープ類		北部環境事業所	焼却	—	—	専門業者	熔融処理
	ライター		リサイクルプラザ藤沢	破碎	北部環境事業所	焼却	専門業者	熔融処理
	ガスボンベ、スプレー缶		リサイクルプラザ藤沢	破碎	—	—	専門業者	売却
小型二次電池	藤沢市(委託)排出者	専門業者に引渡し						
市が収集・処理できないごみ	排出者	民間施設で処理						
市と民間事業者の協定に基づき資源化するごみ	藤沢市(委託)排出者	専門業者にて資源化						

(1) 収集・運搬

本市では可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、かつ、地域ごとに収集日程をわかりやすく周知するため、市域を図3-2に示す10ブロックに分けて収集を行っています。

また、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティア等の協力が得られない高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集を実施しています。

なお、一声ふれあい収集の対象となる主な世帯等は、次のとおりです。

- ・ 日常、介助または介護を必要とする高齢者（概ね65歳以上）の世帯
- ・ 障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人）のみの世帯
- ・ 上記の世帯で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯

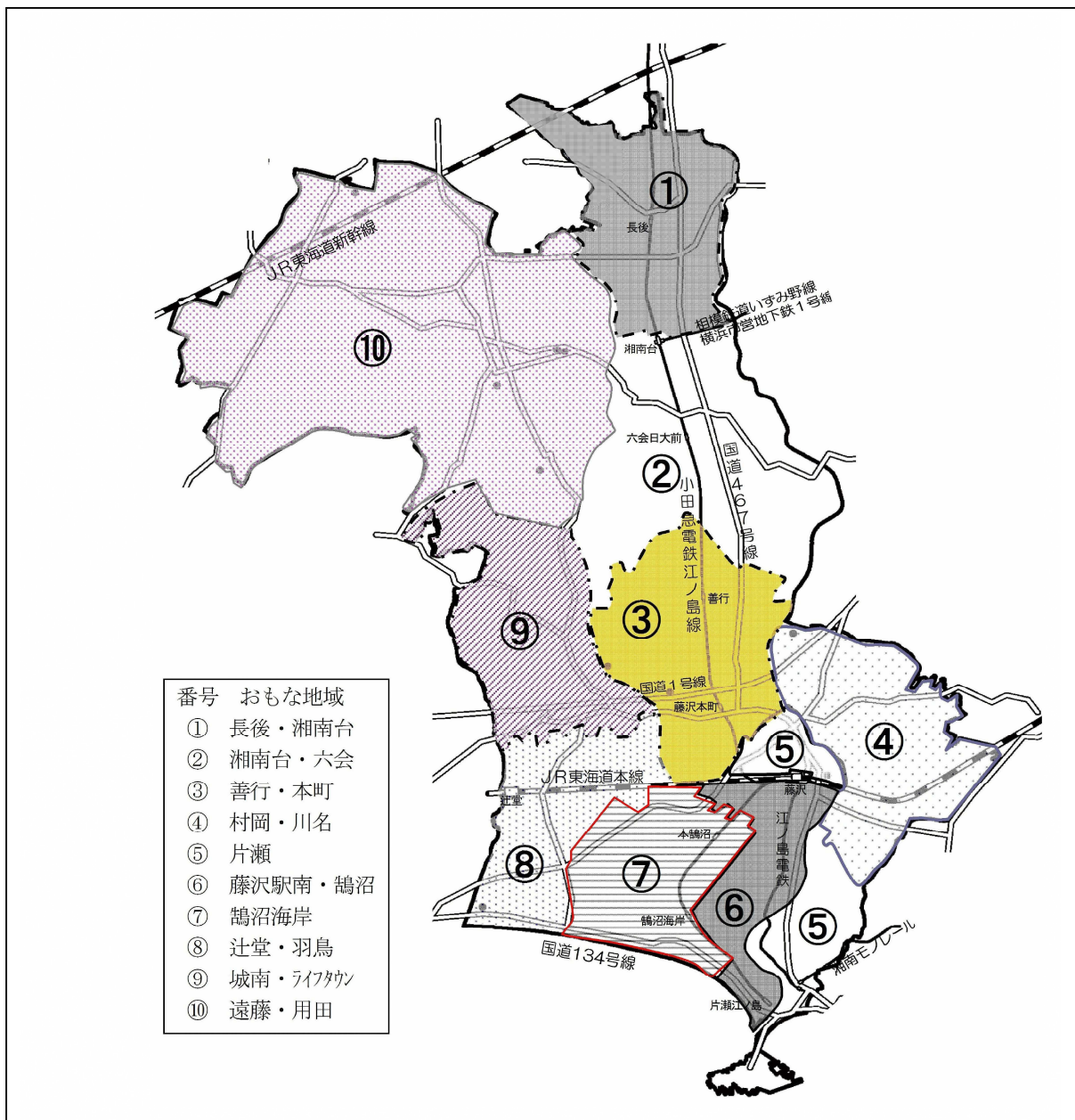


図 3-2 ごみ収集の区分け

(2) 中間処理及び最終処分

中間処理施設及び最終処分場の概要を表 3-2 から表 3-4、施設等配置図を図 3-3 に示します。

表 3-2 北部環境事業所・石名坂環境事業所の概要

名称	北部環境事業所	石名坂環境事業所
所在地	藤沢市石川2168番地	藤沢市本藤沢2-1-1
処理方式	全連続 ストーカ方式	全連続 流動床方式
公称能力	150t/日(150t/日×1炉)	260t/日(130t/日×2炉)
竣工	平成19年3月(1号炉)	昭和59年3月 平成12年3月ダイオキシン類及び老朽 化対策工事(改修)
付帯設備	発電設備 場内給湯設備	発電設備 温水プール熱供給設備 場内給湯設備 可燃性大型ごみ破碎施設(25t/5h) 犬猫専焼炉

表 3-3 リサイクルプラザ藤沢の概要

名称	リサイクルプラザ藤沢	
所在地	藤沢市桐原町23番1	
各施設の名称	カン・金属類の機械選別圧縮施設	ビン選別施設
処理方法	手選別、磁選機及びアルミ選別機による選別後、圧縮	手選別による生きびん回収及び色分別(4色)後、カレット化
処理能力	10.0t/日(5時間)	15.5t/日(5時間)
竣工	平成25年3月	平成25年3月
各施設の名称	ペットボトルの選別圧縮施設	不燃ごみ・大型ごみの破碎・機械選別施設
処理方法	手選別による異物除去後、圧縮・梱包	2軸式低速破碎機・横軸回転式破碎機による破碎後、磁選機及びアルミ選別機による選別
処理能力	7.0t/日(5時間)	65.0t/日(5時間)
竣工	平成25年3月	平成25年3月
各施設の名称	プラスチック製容器包装の機械選別圧縮施設	大型可燃ごみの破碎・機械選別施設
処理方法	破袋機による破袋、手選別による異物除去後、圧縮梱包	2軸式低速破碎機による破碎
処理能力	24.5t/日(5時間)	5.5t/日(5時間)
竣工	平成25年3月	平成25年3月



表 3-4 女坂最終処分場の概要

名称	女坂最終処分場
所在地	藤沢市用田150番地
埋立物	焼却不燃物・焼却残渣物
全体容量	200,000m <sup>3</sup>
残余容量	108,682m <sup>3</sup> (令和3年2月時点)
竣工	平成9年3月
埋立終了予定	令和25年3月



[資料：令和元年度 清掃事業の概要 藤沢市環境部]

図 3-3 施設等配置図

### 3. ごみ処理の実績

#### (1) ごみ排出量

本市におけるごみ排出量の推移を図 3-4 に示します。

総ごみ量は、平成 23 年度は 133,656t/年でしたが、令和 2 年度には 133,325t/年となり、平成 23 年度と比較して 331t/年 (0.2%) 減少しています。

前年度のごみ排出量に対する増減割合は、ほぼ横ばいで推移していますが、事業系ごみについては、平成 30 年度から令和元年度にかけて 4%の減少、令和元年度から令和 2 年度にかけて 20%の減少がみられます。

家庭系ごみ排出量は、平成 23 年度は 102,288t/年でしたが、令和 2 年度には 104,323t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,035t/年 (2.0%) 増加しています。

事業系ごみ排出量は、平成 23 年度は 31,369t/年でしたが、令和 2 年度には 29,002t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,367t/年 (7.5%) 減少しています。

家庭系ごみと事業系ごみの割合は、平成 23 年度は家庭系ごみ約 77%に対し事業系ごみ約 23%、令和 2 年度は家庭系ごみ約 78%に対し事業系ごみ約 22%と、ほぼ同様の値を示しています。

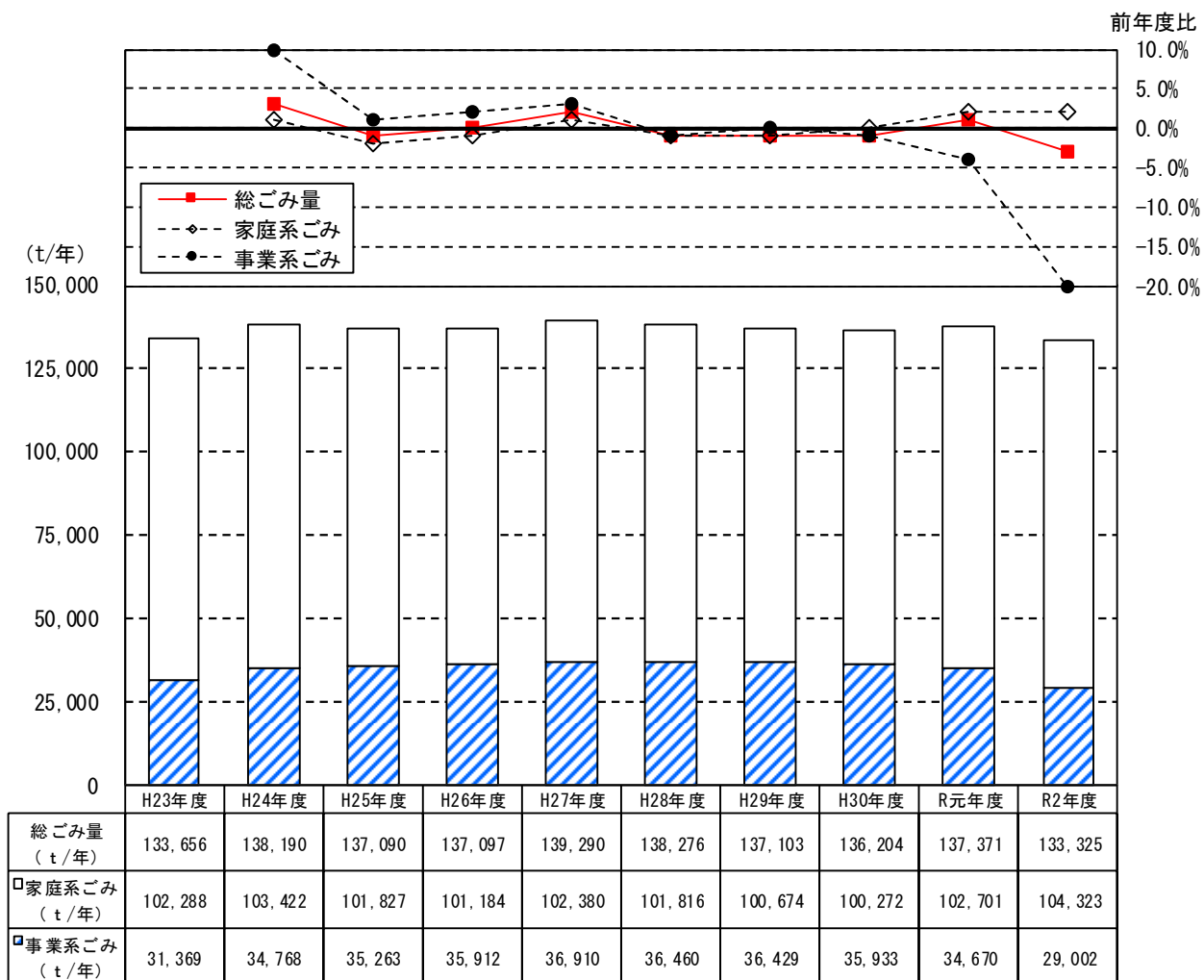


図 3-4 ごみ排出量の推移

## (2) 原単位

本市におけるごみ排出量の原単位の推移を図 3-5 に示します。

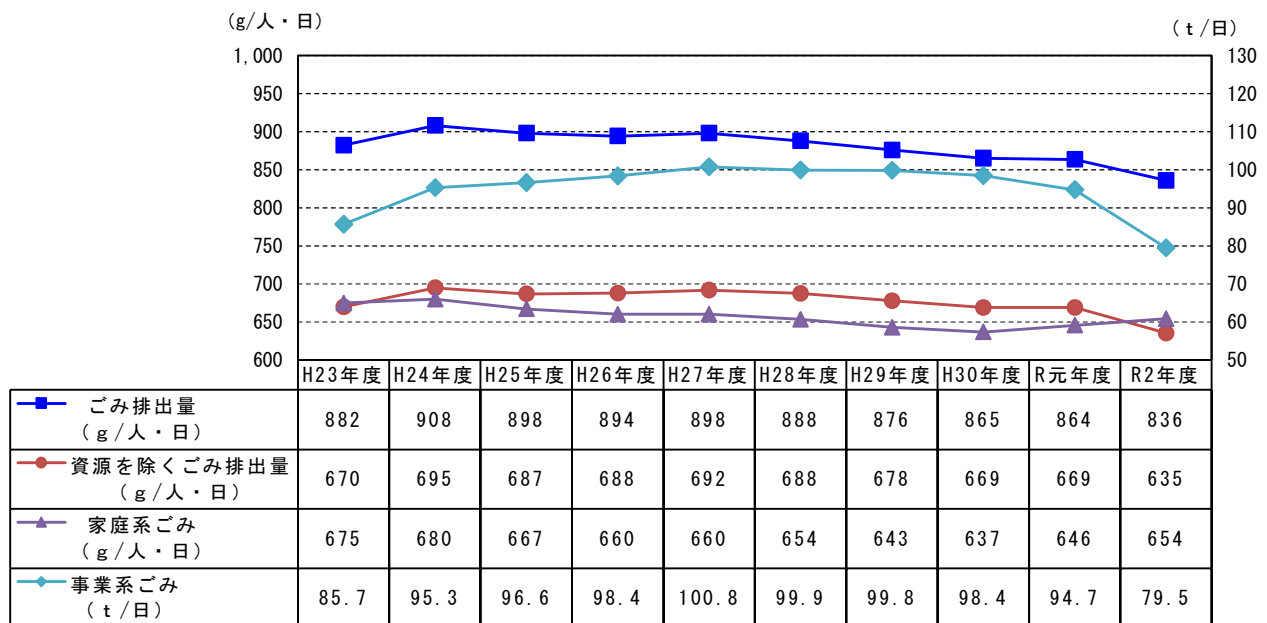
ごみ排出量の原単位は、平成 23 年度に 882 g/人・日、平成 24 年度にはここ 10 年での最大値 908 g/人・日となりました。しかし、それ以降は減少傾向を示し、令和 2 年度には 836 g/人・日となり、平成 23 年度と比較して 46 g/人・日 (5.2%) 減少しています。

資源ごみを除くごみ排出量は、平成 23 年度に 670 g/人・日、平成 24 年度にはここ 10 年での最大値 695 g/人・日となりました。その後は減少し、令和元年度は平成 23 年度と同程度の 669 g/人・日となり、また、令和 2 年度は令和元年度から大幅に減少し、635 g/人・日になりました。

家庭系ごみの原単位は、平成 23 年度は 675 g/人・日、平成 30 年度までは減少傾向にあり、637 g/人・日となりました。しかし、その後再び増加傾向に転じ、令和 2 年度には 654 g/人・日となり、平成 30 年度と比較して 17 g/人・日 (2.7%) 増加しています。

事業系ごみの原単位は、平成 23 年度は 85.7t/日、平成 24 年度には 95.3t/日に増加し、以降ほぼ横ばい傾向にありましたが、令和元年度から令和 2 年度にかけては、15.2t/日 (16.1%) 減少しています。

これらの要因として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、飲食店等の休業や時短営業、また、家庭での生活時間が増えたためと考えられます。



※原単位算出に用いた人口は、10月1日時点の国勢調査人口

※平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定

図 3-5 原単位の推移

### (3) 焼却処理量

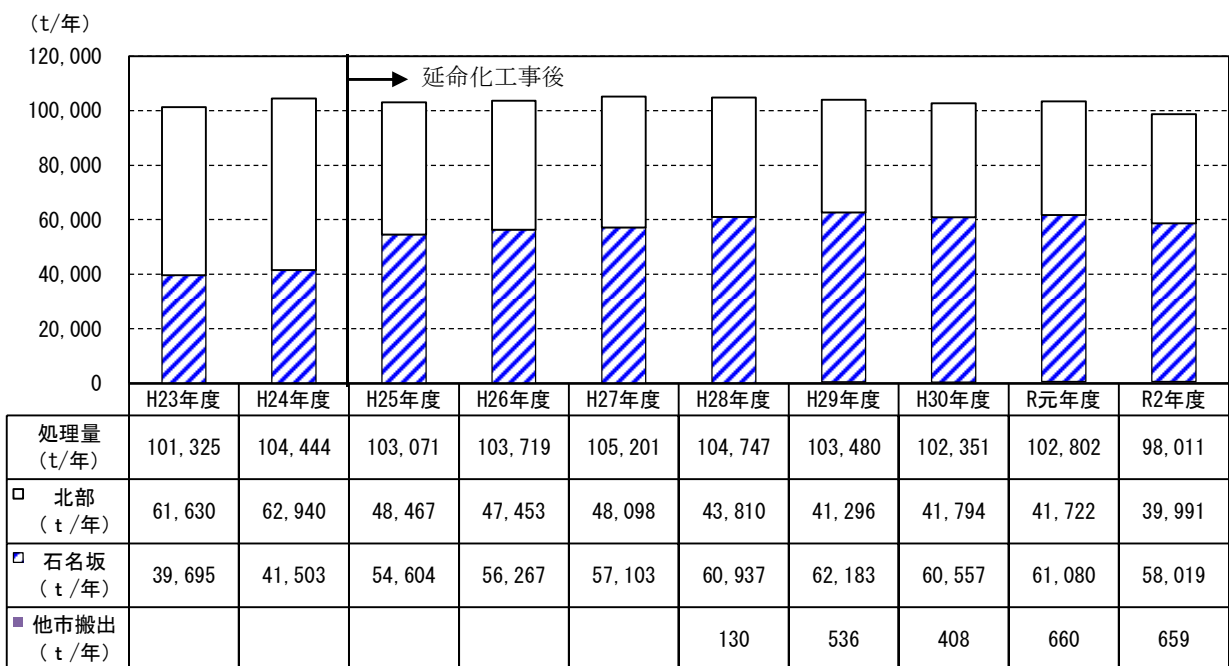
本市における焼却処理量の推移を図 3-6 に示します。

焼却処理量の総量は、平成 23 年度は 101,325t/年でしたが、令和 2 年度には 98,011t/年となり、平成 23 年度と比較して 3,314t/年 (3.3%) 減少しています。

北部環境事業所における焼却処理量は、延命化工事後の平成 25 年度に 48,467t/年でしたが、令和 2 年度には 39,991t/年となり、平成 25 年度と比較して 8,476t/年 (17.5%) 減少しています。

また、石名坂環境事業所における焼却処理量は、平成 25 年度は 54,604t/年でしたが、令和 2 年度には 58,019t/年となり、平成 25 年度と比較して 3,415t/年 (6.3%) 増加しています。

なお、平成 28 年度から北部環境事業所新 2 号炉の建設工事のため、リサイクルプラザ藤沢の破碎残渣の一部を市外搬出し、処理しています。



※平成 23 年度から平成 24 年度は石名坂環境事業所 1 炉、北部環境事業所 2 炉運転 (石名坂環境事業所 3 号炉の延命化工事のため)

平成 25 年度以降は石名坂環境事業所 2 炉、北部環境事業所 1 炉運転 (北部環境事業所 2 号炉廃止)

※焼却処理量は北部環境事業所と石名坂環境事業所の合計量です。

※平成 28 年度から北部環境事業所新 2 号炉の建設工事のため、一部市外にて処理を行っています。

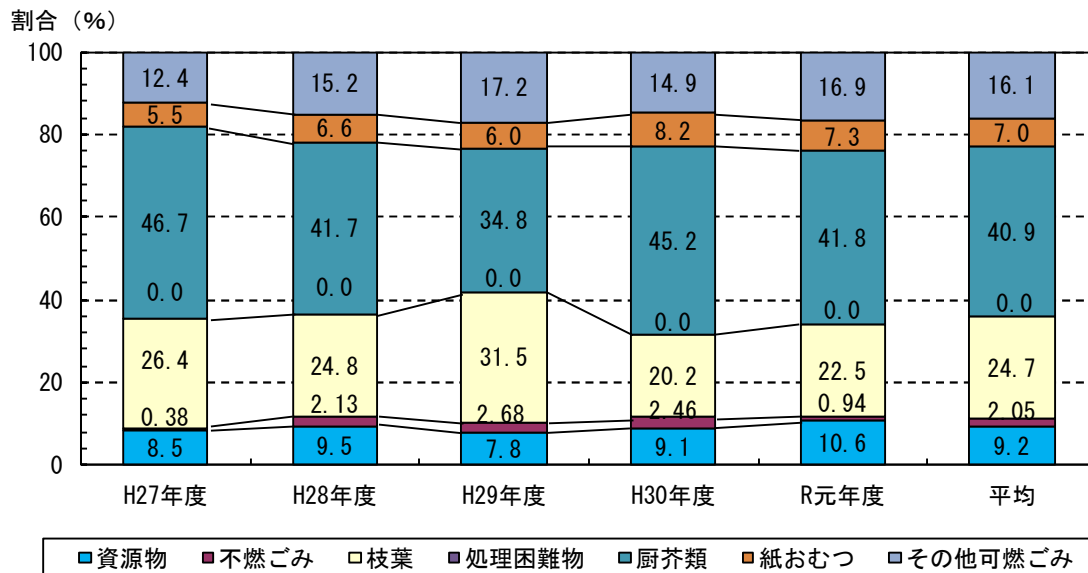
図 3-6 焼却処理量の推移

(4) 組成分析結果

収集における可燃ごみの組成分析結果を図 3-7、不燃ごみの組成分析結果を図 3-8 に示します。

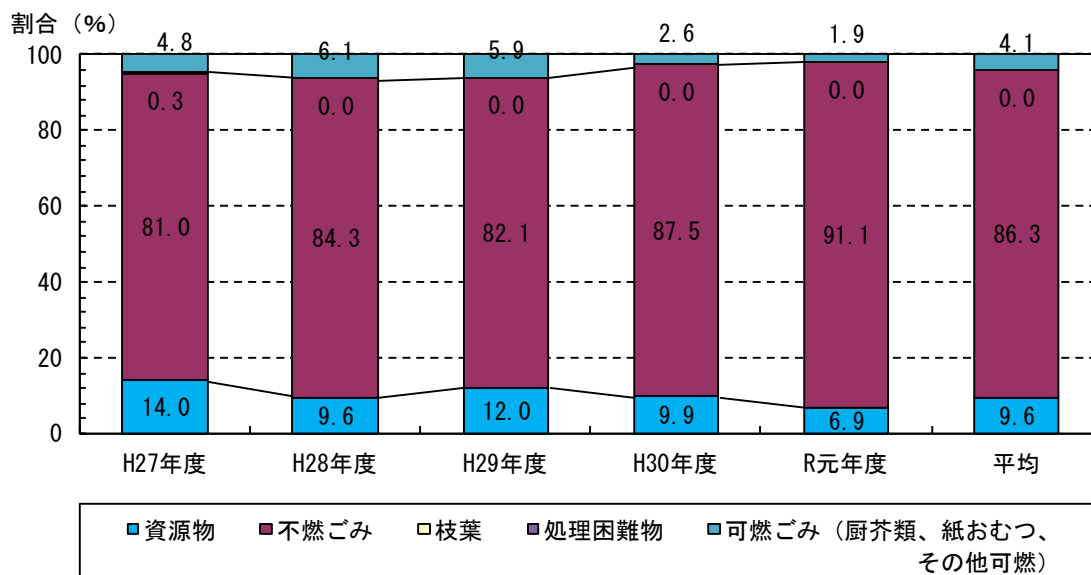
可燃ごみの組成分析結果(平均)では、厨芥類が全体の40.9%を占めており、次いで枝葉が24.7%、その他可燃ごみが16.1%、資源物が9.2%、紙おむつが7.0%、不燃ごみが2.1%を占めています。

不燃ごみの組成分析結果(平均)では、不燃ごみが全体の86.3%を占めており、次いで資源物が9.6%、可燃ごみが4.1%を占めています。



※R2年度は、新型コロナウイルスの影響で調査を実施していません。

図 3-7 可燃ごみの組成分析結果(重量比)



※R2年度は、新型コロナウイルスの影響で調査を実施していません。

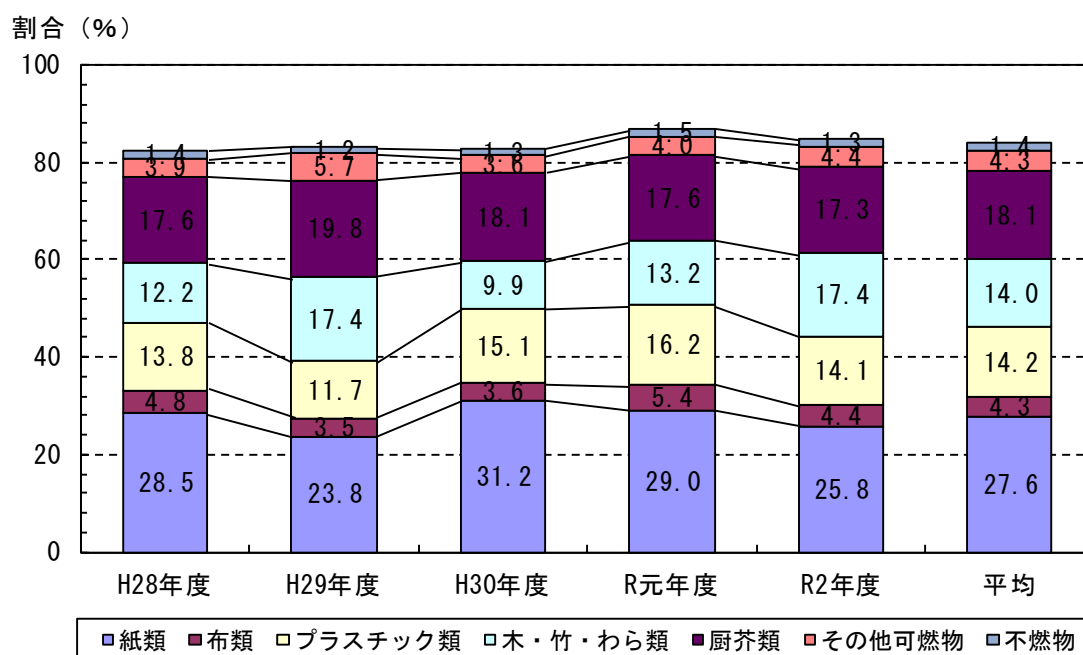
図 3-8 不燃ごみの組成分析結果(重量比)

焼却施設のごみピットにおける可燃ごみの組成分析結果を表 3-5 及び図 3-9 に示します。

可燃ごみの組成分析結果（平均）では、紙類が 27.6%と最も多く、次いで厨芥類 18.1%、プラスチック類 14.2%、木・竹・わら類 14.0%、布類 4.3%、その他可燃物 4.3%、不燃物 1.4%となっています。

表 3-5 可燃ごみの組成分析結果

項目		年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	平均
組成 「湿 ベース ・ %」	紙類	28.5	23.8	31.2	29.0	25.8	27.6
	布類	4.8	3.5	3.6	5.4	4.4	4.3
	プラスチック類	13.8	11.7	15.1	16.2	14.1	14.2
	木・竹・わら類	12.2	17.4	9.9	13.2	17.4	14.0
	厨芥類	17.6	19.8	18.1	17.6	17.3	18.1
	その他可燃物	3.9	5.7	3.6	4.0	4.4	4.3
	不燃物	1.4	1.2	1.3	1.5	1.3	1.4
	合計	82.3	83.1	82.7	87.0	84.7	84.0
水分を含めた合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



※組成分析結果は、石名坂環境事業所及び北部環境事業所での分析結果、搬入量を反映した加重平均値です。

図 3-9 可燃ごみ組成分析結果

## (5) 資源化量及び資源化率

本市における資源化量及び資源化率の推移を図 3-10 に示します。

資源化量Ⅰは、平成 23 年度は 33,716t/年でしたが、令和 2 年度には 34,372t/年となり、平成 23 年度と比較して 656t/年（1.9%）増加しています。

資源化量Ⅱは、平成 23 年度は 47,818t/年でしたが、令和 2 年度には 44,988t/年となり、平成 23 年度と比較して 2,830t/年（5.9%）減少しています。

資源化率Ⅰは、平成 23 年度は 25.2%でしたが、令和 2 年度には 25.8%となり、平成 23 年度と比較して 0.6 ポイント増加しています。

資源化率Ⅱは、平成 23 年度は 35.8%でしたが、令和 2 年度には 33.7%となり、平成 23 年度と比較して 2.1 ポイント減少しています。

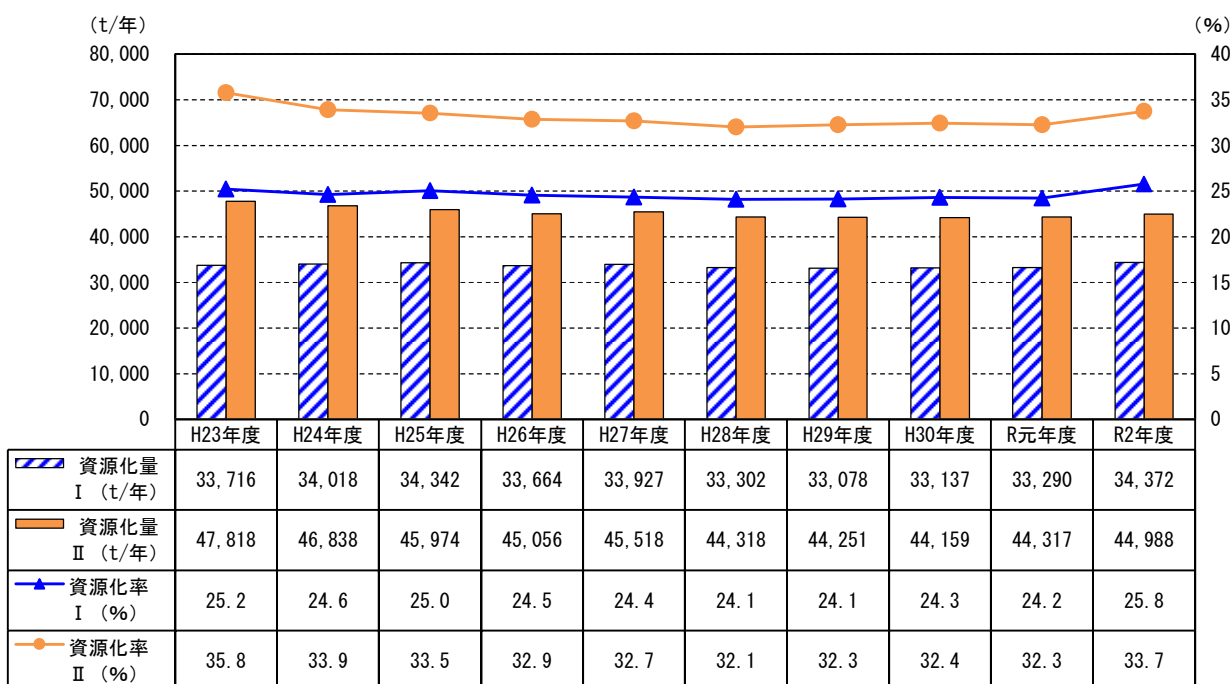


図 3-10 資源化量及び資源化率の推移

- 資源化率Ⅰ = 灰溶融等資源化を含まないごみ排出量中の資源物の割合  

$$\frac{\text{資源回収量} + \text{処理過程からの資源化量} + \text{その他家電リサイクル量}}{\text{ごみ排出量}}$$
- 資源化率Ⅱ = 灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合  

$$\frac{\text{灰溶融等資源化量} + \text{資源回収量} + \text{処理過程からの資源化量} + \text{その他家電リサイクル量}}{\text{ごみ排出量}}$$

※旧計画の資源化率の定義を見直し、ごみ処理基本計画の資源化率の計算対象は本市の処理施設で資源化しているものを対象とします。そのため、本市の施設で資源化できない処理困難物は、計算対象から除くものとします。

## (6) プラスチックごみ排出量

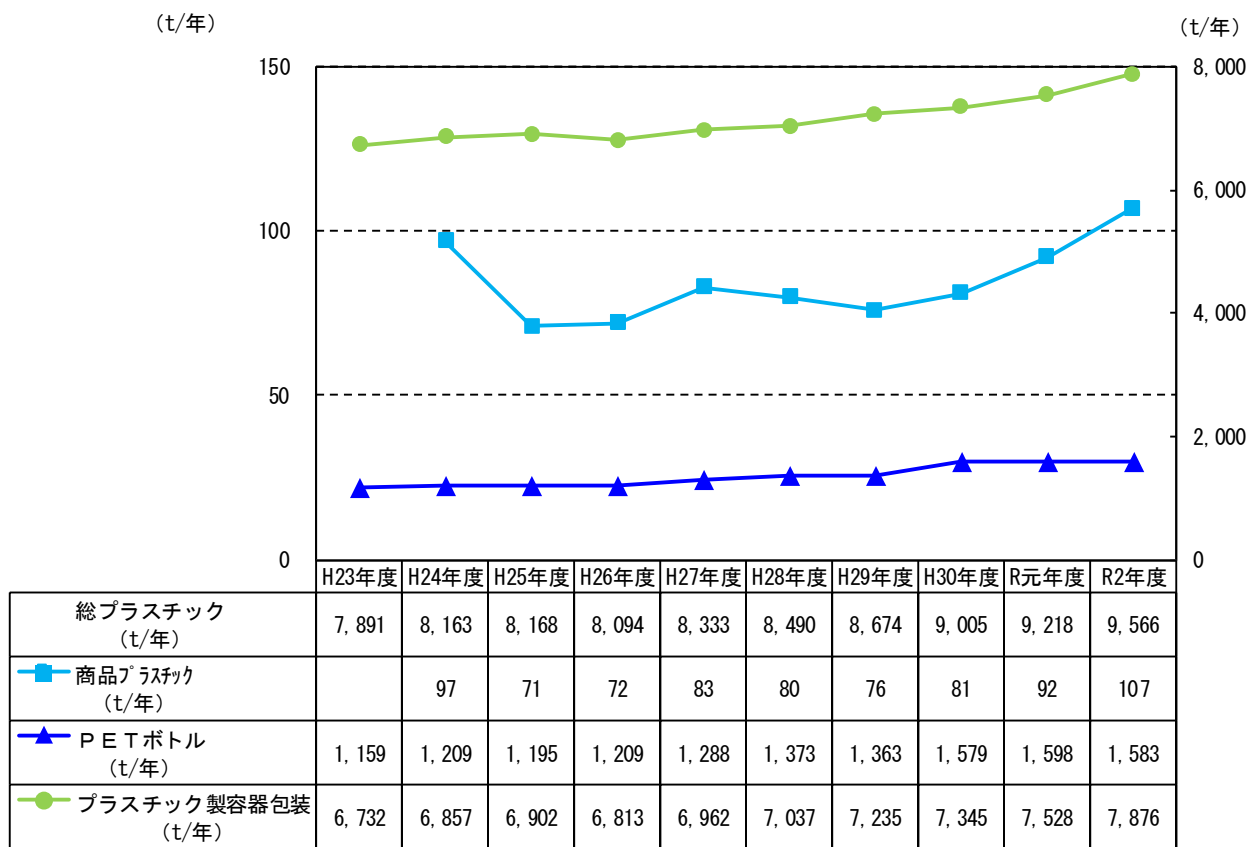
本市におけるプラスチックごみ排出量の推移を図 3-11 に示します。

プラスチックごみ排出量の推移は、平成 23 年度は 7,891t/年でしたが、令和 2 年度には 9,566t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,675t/年 (21.2%) 増加しています。

商品プラスチックの排出量は、分別収集が開始された平成 24 年度は 97t/年でしたが、令和 2 年度には 107t/年となり、平成 24 年度と比較して 10t/年 (10.3%) 増加しています。

ペットボトルの排出量は、平成 23 年度は 1,159t/年でしたが、令和 2 年度には 1,583t/年となり、平成 23 年度と比較して 424t/年 (36.6%) 増加しています。

プラスチック製容器包装の排出量は、平成 23 年度は 6,732t/年でしたが、令和 2 年度には 7,876t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,144t/年 (17.0%) 増加しています。



※平成 23 年度は、資源品目別個別収集モデル地区にて、商品プラスチックを収集しています。

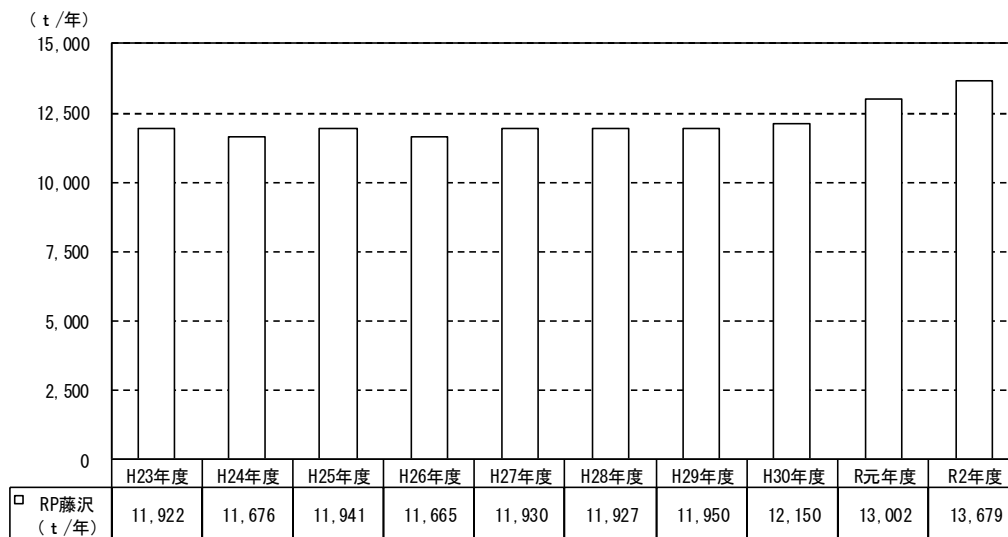
図 3-11 プラスチックごみ排出量の推移



(7) 破碎選別処理量の推移

本市における破碎選別処理量の推移を図 3-12 に示します。

リサイクルプラザ藤沢における破碎選別量は、平成 23 年度は 11,922t/年でしたが、令和 2 年度には 13,679t/年となり、平成 23 年度と比較して 1,757t/年 (14.7%) 増加しています。



※RP 藤沢はリサイクルプラザ藤沢の略です。  
 ※平成 24 年度までは桐原環境事業所での処理量です。

図 3-12 破碎選別処理量の推移

(8) 最終処分量及び最終処分率

本市における最終処分量の推移を図 3-13 に示します。

最終処分量は、平成 23 年度は 195.12t/年で、以降増減を繰り返し、令和 2 年度には 110.33t/年となっています。これは、平成 23 年度と比較して 84.79t/年 (43.5%) の減少、ここ 10 年での最大値となる令和元年度と比較して 250.42t/年 (69.4%) の減少となります。また、最終処分率についても、同様の傾向を示しています。

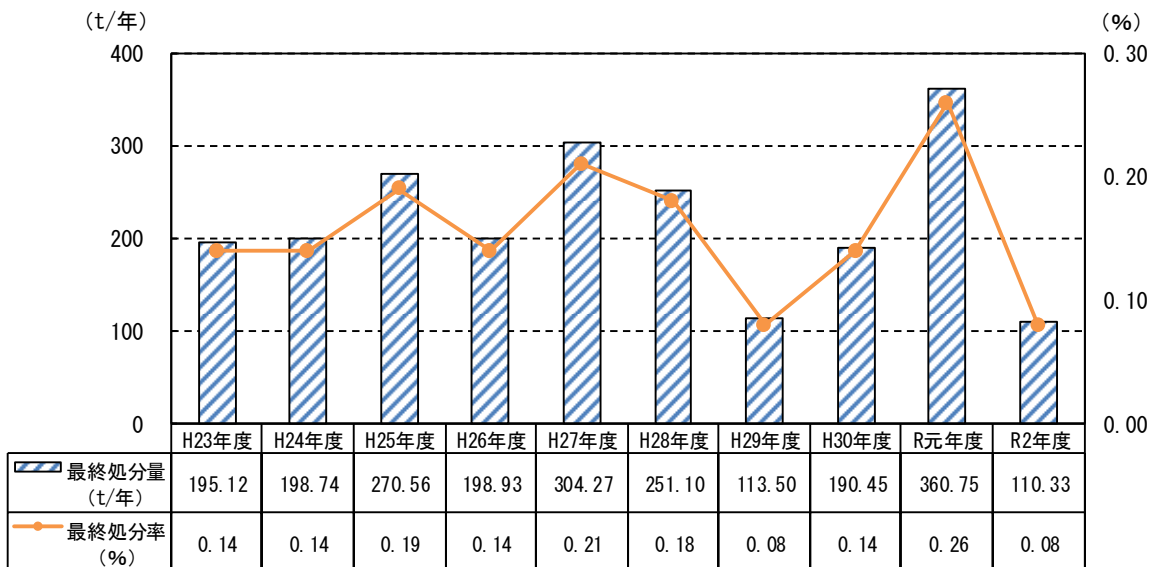


図 3-13 最終処分量の推移

#### 4. ごみ処理経費

清掃関係費の推移を表 3-6 に示します。

令和 2 年度決算額における環境保全費は 1,233 百万円で、保健衛生費や清掃費等の衛生費は、15,724 百万円となっています。また、一般会計に対する清掃関係費の割合は 4.35%となっています。

表 3-6 清掃関係費の推移

科目	(単位 千円)						
	年度	H27年度 決算額	H28年度 決算額	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R1年度 決算額	R2年度 決算額
藤沢市一般会計歳出総額		135,378,482	138,544,542	150,917,255	142,553,856	150,228,102	199,310,296
環境保全費		1,549,783	1,541,048	1,316,579	1,203,234	1,504,170	1,233,360
環境保全費		1,549,783	1,541,048	1,316,579	1,203,234	1,504,170	1,233,360
生活環境費		65,646	68,750	79,755	80,284	77,686	72,469
河川ごみ除去対策事業費		3,062	2,170	2,071	2,315	1,129	1,060
海岸美化関係費		34,165	35,357	36,074	38,393	40,145	52,495
不法投棄防止等対策費		9,138	8,964	9,582	8,427	7,749	6,860
生活環境美化推進費		19,281	22,259	21,789	19,170	20,710	3,184
衛生費		13,188,101	13,369,945	13,459,696	13,820,628	15,395,061	15,724,040
保健衛生費		4,225,581	4,342,462	4,442,368	4,439,328	4,734,289	5,461,975
環境衛生費		35,221	35,311	68,183	91,630	79,470	61,911
生活環境団体等指導育成費		2,598	2,584	2,588	2,588	2,571	2,407
公衆便所管理費		32,624	32,727	33,520	32,947	32,872	30,677
公衆便所整備費		0	0	32,076	56,095	44,028	28,827
清掃費		7,179,059	7,511,153	7,553,431	7,871,593	9,146,305	8,527,901
清掃総務費		2,542,692	2,654,103	2,695,553	2,682,606	2,760,580	2,861,879
給与費		1,770,478	1,833,528	1,882,706	1,851,226	1,870,044	1,851,004
一般清掃総務費		6,819	14,461	3,266	4,501	22,389	102,306
ごみ減量推進事業費		210,050	215,275	214,225	217,379	242,211	260,338
環境基金積立金		553,567	589,931	595,358	609,501	625,937	648,232
生ごみ堆肥化推進事業費		1,778	910	0	0	0	0
塵芥処理費		4,477,925	4,730,332	4,721,956	5,047,022	6,231,534	5,466,811
塵芥収集関係費		1,874,768	1,869,704	1,864,939	1,878,095	1,915,866	1,987,058
塵芥処理関係費		1,980,867	2,206,550	2,286,796	2,440,566	2,806,967	2,029,612
最終処分場関係費		200,961	149,770	126,283	122,994	126,225	135,808
リサイクルプラザ関係費 (H23～24：リサイクルセンター整備事業費 H25：リサイクルセンター関係費)		260,291	331,614	260,226	263,333	267,427	284,999
プラスチック中間処理施設運営費		140,033	140,033	140,033	140,033	141,330	142,627
清掃施設周辺環境整備事業費 (H22のみ地震被害環境施設復旧費)							
バイオガス化施設調査検討事業費							
一般廃棄物中間処理施設関係費		21,004	32,663	34,357	170,897	973,722	839,528
【繰越明許費分】北部環境事業所整備費					31,104		
【繰越明許費分】石名坂環境事業所整備費							35,200
【継続費通次繰越】塵芥処理関係費							11,983
し尿処理費		158,442	126,720	135,924	141,966	154,193	199,213
し尿収集関係費		42,691	43,176	43,085	43,095	41,432	41,610
し尿処理関係費		106,625	74,781	83,515	89,433	103,196	147,598
浄化槽清掃助成関係費		9,126	8,763	9,324	9,438	9,565	10,005
清掃関係に属するものの合計		7,279,926	7,615,216	7,701,371	8,043,508	9,303,463	8,662,283
一般会計に対する清掃関係費の割合(%)		5.38	5.50	5.10	5.64	6.19	4.35

※項目ごとに切り上げをしているため、小計が合わない場合があります。

種類別処理原価を表 3-7 及び図 3-14、図 3-15 を示します。

処理原価は全体的に減少又は横ばいの傾向を示しています。特に不燃ごみ、大型ごみが大幅な減少をしており、平成 28 年度と比較して令和 2 年度では、不燃ごみが 7,447 円/t、大型ごみが 26,389 円/t の減少となっています。

表 3-7 種類別処理原価一覧

(単位：円/t)

項目		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	備考
燃 ・ 燃 大 ・ 型 不	可燃ごみ	37,641	39,519	34,581	35,086	37,918	収集＋焼却＋処分
	不燃ごみ	110,868	115,846	112,683	100,766	103,421	収集＋破碎＋選別＋焼却＋処分
	大型ごみ	153,683	154,444	147,401	132,624	127,294	収集＋破碎＋選別＋焼却＋処分
資 源	紙類・紙パック等・古布	29,297	29,243	28,978	30,107	29,955	収集
	缶・金属類	47,774	47,628	47,198	48,393	47,324	収集＋選別＋圧縮
	ビン	41,525	41,463	41,060	42,379	41,875	収集＋選別
	ペットボトル	31,872	25,819	28,682	26,177	22,489	収集＋選別＋圧縮＋負担金
	プラスチック製容器包装	57,163	53,047	56,528	57,267	56,002	収集＋圧縮＋負担金
	商品プラスチック	39,862	39,796	39,345	40,653	40,228	収集＋処理
	廃食用油	40,402	40,336	39,885	41,198	40,778	収集＋選別
剪定枝	24,010	25,234	25,072	24,869	25,198	収集＋処理	

※控除費を含まない総費用（人件費、減価償却費、物件費、公債利子の合計）を基に算出したもの

- 人件費：一般廃棄物処理事業に関わっている環境部職員の人件費
- 減価償却費：ア 一般廃棄物処理事業に係る施設、装置、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものの購入費、工事費等  
イ 施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用  
(建設中の建物など建設仮勘定については、建物などの有形固定資産が完成し、事業の用に供した時点で本勘定に振替えて減価償却する)
- 物件費：消耗品等の備品購入費、施設の維持等のために必要な修繕費、収集運搬・中間処理・最終処分・資源化の業務に要した委託料等
- 公債利子：一般廃棄物処理事業に係る借入金の支払い利息
- 控除費：ア ごみ  
指定収集袋の販売収入、市の施設に直接搬入した時に要する一般廃棄物処理手数料、大型ごみ等の納付券販売収入、売電収入等  
イ 資源  
種類別の資源売却収入等

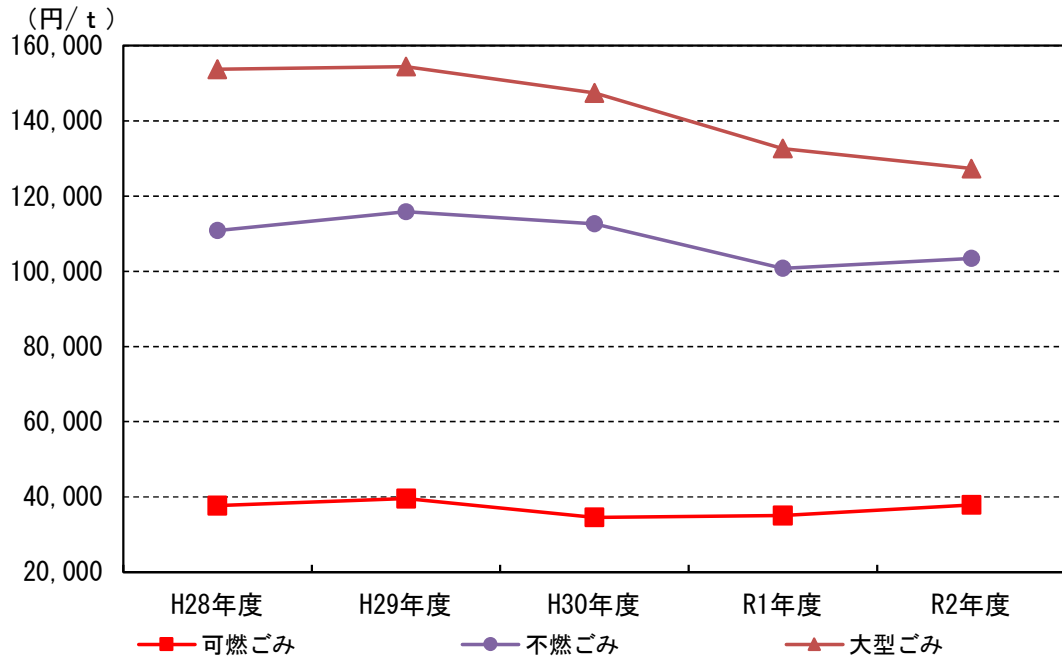


図 3-14 種類別処理原価推移図（可燃・不燃・大型）

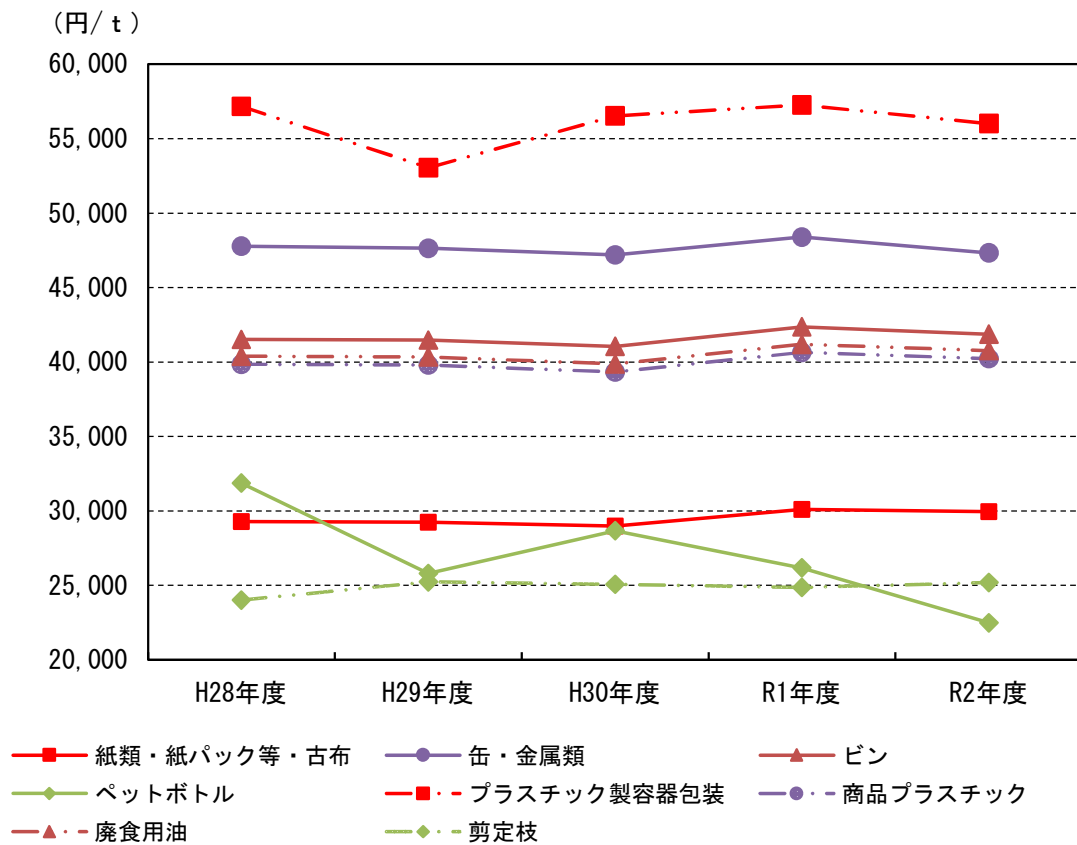


図 3-15 種類別処理原価推移図（資源）

## 5. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

ごみ処理基本計画における評価項目については、他自治体の数値も把握する必要があることから、「一般廃棄物処理実態調査結果」において把握可能な項目とし、公表されている令和元年度の実績値で比較します。また、比較する自治体は、本市の類似自治体 35 市町村を対象とします。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 3-8 に示します。

表 3-8 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
1人1日当たりの ごみ総排出量	総排出量/計画収集人口/365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	(家庭系ごみ排出量+ 集団回収量) /計画収集人口/365	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
資源化率	資源化量/総排出量 $\times 100$	実績値/平均値 $\times 100$	指数が大きくなるほど 資源化率は高くなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量/総排出量 $\times 100$	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち最終処分さ れる割合は低くなる
人口1人当たりの ごみ処理及び 維持管理費	(処理費+委託費+人件費) /計画収集人口	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\}$ $\times 100$	指数が大きくなるほど1 人当たりの年間処理経費 は少なくなる

以下に類似自治体の概要をまとめ、各評価項目の計算結果を表 3-9 及び表 3-10 に示します。

- ・都市形態：都市(政令市以外の市)
- ・人口区分：Ⅳ（人口 15 万人以上）
- ・産業構造：3（Ⅱ次+Ⅲ次就業人口 9.5%以上かつⅢ次就業人口 6.5%以上）

※類似自治体は「類似団体別市町村財政指数表（総務省）」に準拠

表 3-9 各評価項目の計算結果（本市及び類似自治体）

市町村名	人口1人1日当たり ごみ総排出量		1人1日当たり家庭 系ごみ排出量		資源化率		廃棄物のうち最終 処分される割合		人口1人当たりごみ 処理及び維持管理費	
	g/人・日	指標	g/人・日	指標	%	指標	%	指標	円/人・年	指標
<b>藤沢市</b>	<b>864</b>	<b>97.1</b>	<b>646</b>	<b>98.5</b>	<b>29.4%</b>	<b>121.5</b>	<b>0.3%</b>	<b>194.2</b>	<b>14,797</b>	<b>82.2</b>
北海道釧路市	1,115	67.1	752	81.8	16.2%	66.9	12.2%	-34.6	14,894	81.4
北海道苫小牧市	1,149	63.1	630	100.9	31.2%	128.9	11.6%	-23.1	9,298	126.0
茨城県ひたちなか市	1,008	79.9	765	79.7	14.6%	60.3	4.3%	117.3	7,343	141.6
埼玉県狭山市	809	103.6	646	98.4	27.8%	114.9	0.7%	186.5	12,581	99.9
埼玉県上尾市	790	105.8	690	91.5	17.3%	71.5	9.1%	25.0	11,654	107.2
埼玉県新座市	773	107.9	617	103.0	25.5%	105.4	3.6%	130.8	9,426	125.0
埼玉県久喜市	835	100.5	653	97.3	28.8%	119.0	1.7%	167.3	13,152	95.3
千葉県市川市	779	107.2	593	106.8	18.4%	76.0	10.3%	1.9	11,373	109.5
千葉県松戸市	791	105.7	593	106.8	23.8%	98.3	9.8%	11.5	12,095	103.7
千葉県野田市	750	110.6	594	106.6	27.5%	113.6	5.6%	92.3	10,811	113.9
千葉県佐倉市	828	101.3	681	92.9	18.8%	77.7	2.1%	159.6	8,053	135.9
千葉県習志野市	919	90.5	636	100.0	16.9%	69.8	2.5%	151.9	13,296	94.2
千葉県市原市	964	85.1	734	84.6	17.4%	71.9	5.5%	94.2	10,191	118.9
千葉県流山市	859	97.6	632	100.6	21.6%	89.3	4.5%	113.5	11,744	106.5
千葉県八千代市	770	108.2	604	105.0	15.9%	65.7	5.4%	96.2	12,392	101.4
千葉県浦安市	922	90.1	564	111.3	11.7%	48.3	6.3%	78.8	14,302	86.2
東京都立川市	648	122.8	587	107.7	34.0%	140.5	0.0%	200.0	16,601	67.9
東京都三鷹市	693	117.4	597	106.1	31.8%	131.4	0.0%	200.0	11,336	109.8
東京都府中市	669	120.3	580	108.8	32.1%	132.6	0.0%	200.0	13,392	93.4
東京都調布市	708	115.6	626	101.6	35.4%	146.3	0.0%	200.0	11,954	104.9
東京都町田市	768	108.5	643	98.9	24.8%	102.5	0.0%	200.0	14,187	87.1
東京都小平市	687	118.1	628	101.3	29.9%	123.6	0.1%	198.1	16,551	68.3
東京都日野市	646	123.0	592	106.9	26.5%	109.5	0.0%	200.0	11,412	109.2
東京都東村山市	687	118.1	610	104.1	35.6%	147.1	0.0%	200.0	16,702	67.1
東京都西東京市	670	120.1	580	108.8	33.2%	137.2	0.0%	200.0	14,901	81.4
神奈川県鎌倉市	922	90.1	637	99.8	52.1%	215.3	0.0%	200.0	19,123	47.8
神奈川県秦野市	810	103.5	665	95.4	29.5%	121.9	5.1%	101.9	12,736	98.6
三重県津市	1,020	78.4	732	84.9	18.4%	76.0	1.3%	175.0	15,818	74.1
三重県松阪市	984	82.7	719	86.9	10.7%	44.2	13.3%	-55.8	9,864	121.5
京都府宇治市	796	105.1	617	103.0	20.3%	83.9	15.2%	-92.3	11,187	111.0
大阪府和泉市	857	97.9	579	109.0	12.9%	53.3	11.7%	-25.0	10,418	117.1
兵庫県伊丹市	851	98.6	547	114.0	17.5%	72.3	11.1%	-13.5	7,749	138.3
兵庫県川西市	856	98.0	631	100.8	26.0%	107.4	1.5%	171.2	14,960	80.9
山口県宇布市	994	81.5	584	108.2	29.3%	121.1	10.3%	1.9	12,696	98.9
徳島県徳島市	1,048	75.1	724	86.2	13.0%	53.7	18.0%	-146.2	15,517	76.5
類似自治体の平均値	839	100.0	636	100.0	24.2%	100.0	5.2%	100.0	12,563	100.0
類似自治体の最大値	1,149	63.1	765	79.7	52.1%	215.3	18.0%	-146.2	19,123	47.8
類似自治体の最小値	646	123.0	547	114.0	10.7%	44.2	0.0%	200.0	7,343	141.6

※平均値は本市を除いた類似自治体の値

[資料：令和元年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

表 3-10 数値の比較

評価項目	各数値	表 3-8（類似自治体との平均値）と 本市の令和元年度実績値との比較結果
1人1日当たりの ごみ総排出量	本 市： 864 g/人・日 平均値： 839 g/人・日	・平均値と比較して 25 g 多い。
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	本 市： 646 g/人・日 平均値： 636 g/人・日	・平均値と比較して 10g 多い。
資源化率	本 市： 29.4% 平均値： 24.2%	・平均値と比較して 5.2 ポイント高い。
廃棄物のうち 最終処分される割合	本 市： 0.3% 平均値： 5.2%	・平均値と比較して 4.9 ポイント低い。
人口1人当たりの ごみ処理及び維持管理費	本 市： 14,797 円/人・年 平均値： 12,563 円/人・年	・平均値と比較して 2,234 円高い。

※令和元年度実績値で評価

本市のごみ処理に係る指標と類似自治体の平均値（指標 100）を比較した一般廃棄物処理システム比較分析結果を図 3-16 に示します。

本市の指標は、類似自治体の平均値（指標 100）と比較して、「1 人 1 日当たりのごみ総排出量」、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」はほぼ同等です。「資源化率」はやや大きく、「人口 1 人当たりのごみ処理及び維持管理費」は小さく、その一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」は、非常に大きくなっており、焼却灰の熔融処理がそれぞれに寄与していると考えられます。

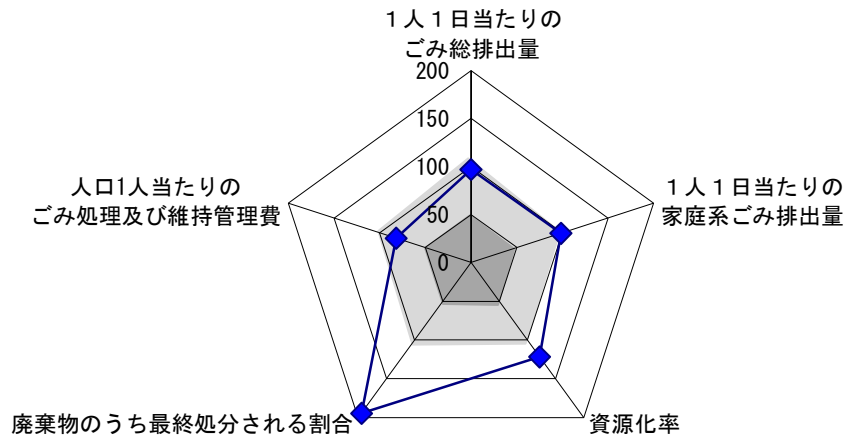


図 3-16 一般廃棄物処理システム比較分析結果（本市）

※チャートグラフの見方

- 「1 人 1 日当たりのごみ総排出量」に関するチャートグラフの値：  
指標が大きいほど 1 人 1 日当たりのごみの総排出量が「少ない」という指標となる。
- 「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」に関するチャートグラフの値：  
指標が大きいほど 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が「少ない」という指標となる。
- 「資源化率」に関するチャートグラフの値：  
指標が大きいほど資源化している割合が「多い」という指標となる。
- 「人口 1 人当たりのごみ処理及び維持管理費」に関するチャートグラフの値：  
指標が大きいほど人口 1 人当たりの年間ごみ処理経費が「少ない」という指標となる
- 「廃棄物のうち最終処分される割合」に関するチャートグラフの値：  
指標が大きいほど最終処分量が「少ない」という指標となる。

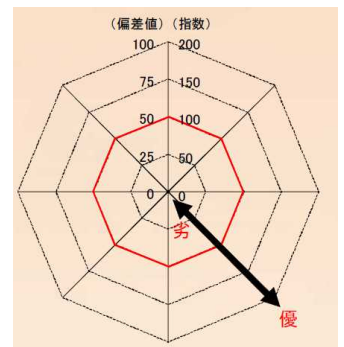


図 3-17 チャートグラフ

## 6. 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画における中間目標値と実績値の比較結果を表 3-11 に示します。

令和 2 年度の実績値は、全ての指標において目標を達成しています。

表 3-11 旧計画中間目標と実績値との比較

指 標	旧計画目標値 令和 3 年度	実績値 令和 2 年度	達成 状況	比較結果
①排出抑制目標 (市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量)	895 g 以下	836 g	○	59 g 少ない
②資源を除くごみの減量目標 (市民 1 人 1 日当たりの要処理量)	693 g 以下	635 g	○	58 g 少ない
③資源化率				
資源化率 I	24.3%以上	25.9% (25.8%)	○	1.6 ポイント高い
資源化率 II	32.4%以上	33.9% (33.7%)	○	1.5 ポイント高い
④最終処分率	0.2%以下	0.08%	○	0.12 ポイント低い
⑤事業系ごみ排出量	38,200t 以下	29,002t	○	9,198t 少ない

※資源化率 I 及び II の実績値の上段は旧計画の定義に基づいて算出した数値です。

下段の ( ) 内の数値は、ごみ処理基本計画の定義（本市施設で処理できない処理困難物を除く）に基づいて算出した数値です。



## 7. 国及び県の計画目標値と実績値の比較

国及び県の計画目標値と実績値の比較を表 3-12 に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画の計画目標値については、1人1日当たりのごみの排出量及び再生利用量の割合は目標を達成していますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は目標を達成していません。

廃棄物処理基本方針の計画目標値については、ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標値を達成していませんが、資源化率及び最終処分量については目標を達成しています。

神奈川県循環型社会づくり計画の計画目標値については、目標を達成しています。

表 3-12 国及び県の計画目標値と実績値の比較

計画	項目	目標の設定内容	各年度における本市の環境省一般廃棄物処理実態調査結果	目標の設定内容を踏まえた市の目標値	令和2年度の実績値	達成状況	
国	第四次循環型社会形成推進基本計画 【計画目標年度：令和7年度】	1人1日当たりのごみの排出量（集団回収を加えたもの）	約 850 g/人・日	-	850 g/人・日	836 g/人・日	○
		1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（集団回収量・資源ごみ等を除いた値）	約 440 g/人・日	-	440 g/人・日	453 g/人・日	×
		再生利用量の割合	約 28%	-	28%	33.7%	○
	廃棄物処理基本方針※ 【計画目標年度：平成32（令和2）年度】	ごみ排出量	平成24年度比で12%削減	138,190t	121,607t	133,325t	×
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500 g/人・日	-	500 g/人・日	654 g/人・日	×
		資源化率	約 27%	-	27%	33.7%	○
		最終処分量	平成24年度比で約14%削減	199t	171t	110t	○
県	神奈川県循環型社会づくり計画 【計画目標年度：令和3年度】	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	664 g/人・日	-	664 g/人・日	654 g/人・日	○

※廃棄物処理基本方針の目標値は平成28年度に掲げられた目標値です。なお、令和2年度以降は第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

## 8. 施策の評価

### (1) 施策体系図

旧計画で掲げられた施策について実績を整理し、次のA～Cに区分し評価を行いました。ごみ処理基本計画施策体系図及び評価結果を図 3-18 に示します。

(評価欄)

評価A：行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策  
 評価B：行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策  
 評価C：進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

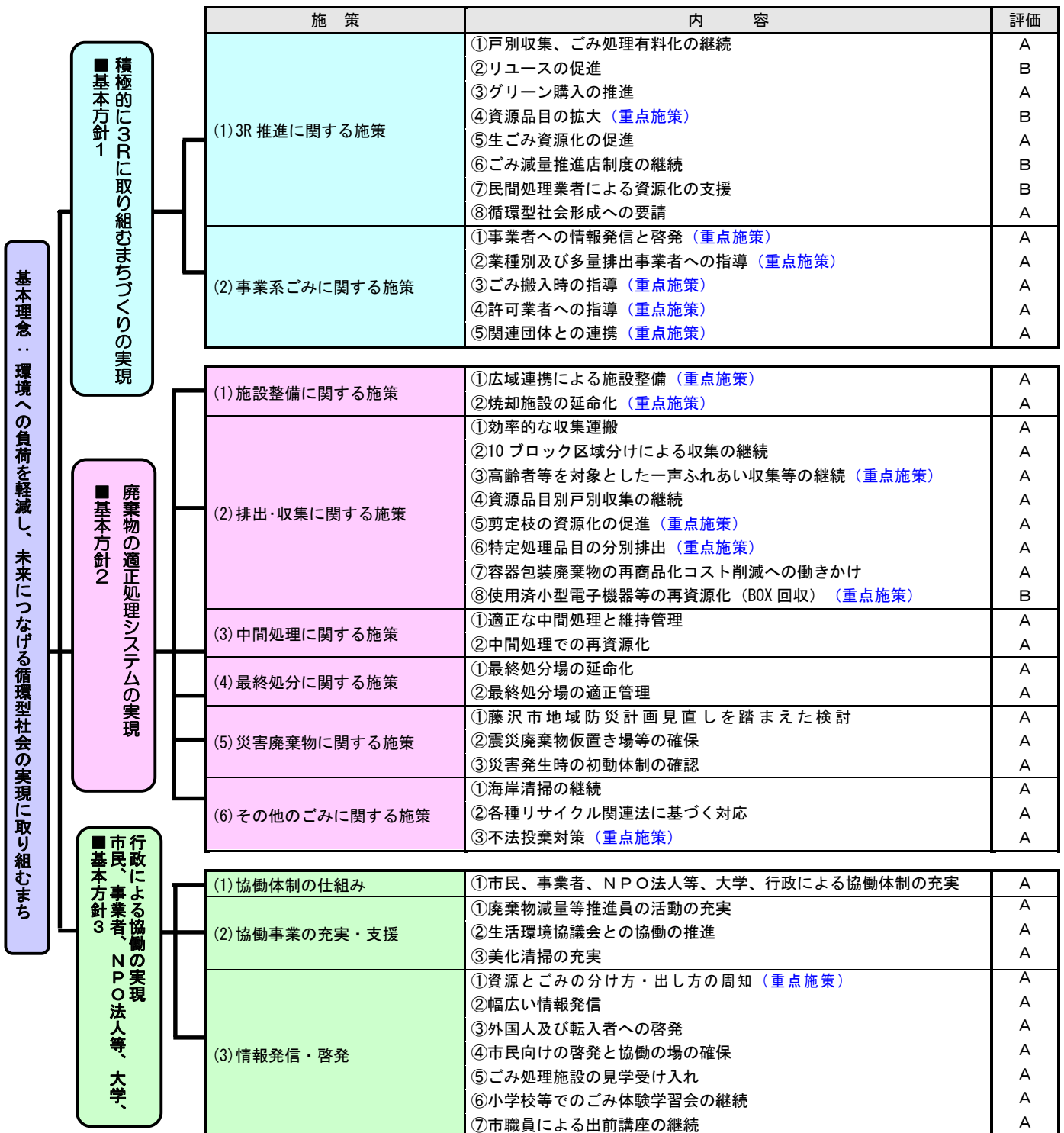


図 3-18 ごみ処理基本計画施策体系図及び評価結果

(2) ごみ処理基本計画 施策一覧

基本方針 1

積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																				
(1) 3R推進に関する施策	①戸別収集、ごみ処理有料化の継続	可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集（平成19年4月～）  ごみ処理有料化（平成19年10月～）	<p>可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を実施（平成19年4月～）</p> <p>ごみ処理有料化を実施（平成19年10月～）</p> <p><b>家庭用指定収集袋</b> （ミニ袋5L相当：10円/枚、小袋10L相当：20円/枚、中袋20L相当：40円/枚、大袋40L相当：80円/枚）</p> <p><b>事業者用指定収集袋</b> （中袋20L相当：150円/枚、大袋40L相当：300円/枚）</p> <p>有料化前後のごみ量比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ごみの種類</th> <th>有料化実施前</th> <th colspan="3">有料化実施後</th> <th rowspan="2">増減率 (H18→R2)</th> </tr> <tr> <th>H18</th> <th>H20</th> <th>H26</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系</td> <td>112,980t</td> <td>97,692t</td> <td>97,988t</td> <td>100,549t</td> <td>-11.0%</td> </tr> <tr> <td>  可燃ごみ</td> <td>70,583t</td> <td>58,043t</td> <td>57,739t</td> <td>58,519t</td> <td>-17.1%</td> </tr> <tr> <td>  不燃ごみ</td> <td>10,600t</td> <td>7,402t</td> <td>8,557t</td> <td>10,011t</td> <td>-5.6%</td> </tr> <tr> <td>  資源</td> <td>31,797t</td> <td>32,247t</td> <td>31,692t</td> <td>32,019t</td> <td>+0.7%</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>31,226t</td> <td>30,604t</td> <td>34,981t</td> <td>28,529t</td> <td>-8.6%</td> </tr> <tr> <td>  可燃ごみ</td> <td>30,387t</td> <td>30,029t</td> <td>34,668t</td> <td>28,337t</td> <td>-6.7%</td> </tr> <tr> <td>  不燃ごみ</td> <td>839t</td> <td>575t</td> <td>313t</td> <td>192t</td> <td>-77.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>家庭系ごみ</b> ・有料化実施前のH18の112,980tから、有料化実施後のH20には97,692t、R2には100,549tとなり、有料化実施前のH18と比較して12,431t（11.0%）減少</p> <p><b>事業系ごみ</b> ・有料化実施前のH18の31,226tから、有料化実施後のH20には30,604t、R2には28,529tとなり、有料化実施前のH18と比較して2,697t（8.6%）減少</p>	ごみの種類	有料化実施前	有料化実施後			増減率 (H18→R2)	H18	H20	H26	R2	家庭系	112,980t	97,692t	97,988t	100,549t	-11.0%	可燃ごみ	70,583t	58,043t	57,739t	58,519t	-17.1%	不燃ごみ	10,600t	7,402t	8,557t	10,011t	-5.6%	資源	31,797t	32,247t	31,692t	32,019t	+0.7%	事業系	31,226t	30,604t	34,981t	28,529t	-8.6%	可燃ごみ	30,387t	30,029t	34,668t	28,337t	-6.7%	不燃ごみ	839t	575t	313t	192t	-77.1%	A
ごみの種類	有料化実施前	有料化実施後			増減率 (H18→R2)																																																			
	H18	H20	H26	R2																																																				
家庭系	112,980t	97,692t	97,988t	100,549t	-11.0%																																																			
可燃ごみ	70,583t	58,043t	57,739t	58,519t	-17.1%																																																			
不燃ごみ	10,600t	7,402t	8,557t	10,011t	-5.6%																																																			
資源	31,797t	32,247t	31,692t	32,019t	+0.7%																																																			
事業系	31,226t	30,604t	34,981t	28,529t	-8.6%																																																			
可燃ごみ	30,387t	30,029t	34,668t	28,337t	-6.7%																																																			
不燃ごみ	839t	575t	313t	192t	-77.1%																																																			

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																												
(1) 3R 推進に 関する施策	② リユースの促進	リユースフェア等の開催  不用品等交換制度の実施    神奈川県の実策（リユースショップの認証）との連携推進	<p>年4回リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設にて、リユースフェア（商品プラスチックリユース事業、古本市等）を開催</p> <p>消費生活センターにて、家庭で不用となり、まだ十分に使える品物の有効利用を図るための不用品等交換制度（ゆずります・ゆずってください）を運営</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゆずります</td> <td>74</td> <td>70</td> <td>86</td> <td>87</td> <td>65</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>ゆずってください</td> <td>29</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>28</td> <td>12</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>合計登録件数</td> <td>103</td> <td>79</td> <td>100</td> <td>115</td> <td>77</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・合計登録件数はH28の103件からR2には77件となり、H28と比較して26件減少（ゆずります：9件減、ゆずってください：17件減）</p> <p>かながわりユースショップ認証店*の利用を促進 藤沢市内のかながわりユースショップ認証店（6店：令和2年9月25日時点）</p> <p>*3Rの取組の1つであるリユースの促進を目的に、安心してリユースショップを利用できるよう設けられた神奈川県によるリユースショップの認証制度</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		ゆずります	74	70	86	87	65	件	ゆずってください	29	9	14	28	12	件	合計登録件数	103	79	100	115	77	件	B
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																										
ゆずります	74	70	86	87	65	件																										
ゆずってください	29	9	14	28	12	件																										
合計登録件数	103	79	100	115	77	件																										
③ グリーン購入の推進	<p>必要性や製品情報を環境ポータルサイト「エコ日和」等で広報</p> <p>行政の率先行動として、市役所庁内におけるグリーン購入率を増加</p>	<p>環境ポータルサイト「エコ日和」等での情報発信を継続</p> <p>環境の視点を重視し、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入することを継続</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品</td> <td>25.5</td> <td>64.5</td> <td>11.4</td> <td>36.4</td> <td>33.0</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td>21.5</td> <td>28.8</td> <td>27.5</td> <td>34.3</td> <td>26.4</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>63.8</td> <td>69.3</td> <td>60.4</td> <td>60.0</td> <td>58.7</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備品</u> ・H28の25.5%からR2には33.0%となり、H28と比較して7.5%増加</p> <p><u>消耗品</u> ・H28の21.5%からR2には26.4%となり、H28と比較して4.9%増加</p> <p><u>印刷製本費</u> ・H28の63.8%からR2には58.7%となり、H28と比較して5.1%減少</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		備品	25.5	64.5	11.4	36.4	33.0	%	消耗品	21.5	28.8	27.5	34.3	26.4	%	印刷製本費	63.8	69.3	60.4	60.0	58.7	%	A	
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																											
備品	25.5	64.5	11.4	36.4	33.0	%																										
消耗品	21.5	28.8	27.5	34.3	26.4	%																										
印刷製本費	63.8	69.3	60.4	60.0	58.7	%																										

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																			
(1) 3R 推進に 関する施策	④ 資源品目の拡大 (重点施策)	資源品目の拡大	<p><u>商品プラスチック収集の実施（平成24年4月～）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H24</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品プラスチック等の回収量</td> <td>97</td> <td>83</td> <td>80</td> <td>76</td> <td>81</td> <td>92</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>・収集開始当初（H24）は97tで、以降収集量が減少していたが、H30以降増加し、R2には107tを収集・資源化</p> <p><u>大型ごみのうち、自転車・スプリングマット・羽根布団の選別・資源化を実施（平成27年4月～）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽毛布団の回収量</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>・羽毛布団の選別開始以降、毎年15tから20tを収集・資源化</p> <p><u>カン・なべ類のうち、台所用ステンレス製品の分別収集・資源化を実施（平成28年4月～）</u></p>	指標の名称	H24	H27	H28	H29	H30	R1	R2	商品プラスチック等の回収量	97	83	80	76	81	92	107	指標の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2	羽毛布団の回収量	12	16	19	20	15	18	B					
	指標の名称	H24	H27	H28	H29	H30	R1	R2																															
商品プラスチック等の回収量	97	83	80	76	81	92	107																																
指標の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2																																	
羽毛布団の回収量	12	16	19	20	15	18																																	
⑤ 生ごみ資源化の促進	家庭でのコンポスト容器の利用やキエーロの活用、生ごみ処理器の購入補助、水きり徹底等の普及促進を図る	家庭でのコンポスト容器の利用やキエーロの活用、生ごみ処理器の購入補助、水きり徹底等の普及促進を図る	<p>生ごみ処理器（コンポスト容器）の斡旋販売、家庭用電動生ごみ処理器の購入費助成制度を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生ごみ処理器の購入費助成等実績</td> <td>277</td> <td>188</td> <td>244</td> <td>269</td> <td>436</td> <td>33,738</td> </tr> <tr> <td>  コンポスト容器</td> <td>104</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>73</td> <td>64</td> <td>26,066</td> </tr> <tr> <td>  キエーロ</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>34</td> <td>42</td> <td>82</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>  電動生ごみ処理器</td> <td>143</td> <td>102</td> <td>160</td> <td>154</td> <td>290</td> <td>7,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンポスト容器はH3年度から、電動生ごみ処理器はH10年度から、キエーロはH28年度からの累計</p> <p><u>生ごみ処理器の購入費助成等実績</u></p> <p>・H28からR2の5年間で1,414基（コンポスト340基、キエーロ225基、電動生ごみ処理器849基）の購入費助成を実施</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	累計	生ごみ処理器の購入費助成等実績	277	188	244	269	436	33,738	コンポスト容器	104	49	50	73	64	26,066	キエーロ	30	37	34	42	82	225	電動生ごみ処理器	143	102	160	154	290	7,447	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	累計																																	
生ごみ処理器の購入費助成等実績	277	188	244	269	436	33,738																																	
コンポスト容器	104	49	50	73	64	26,066																																	
キエーロ	30	37	34	42	82	225																																	
電動生ごみ処理器	143	102	160	154	290	7,447																																	

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																															
(1) 3R 推進に 関する施策	⑤ 生ごみ資源化 の促進	家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握に努め、排出抑制を促す施策を検討	<p>可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合の調査を実施（平成29年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合</td> <td>2.18</td> <td>3.44</td> <td>5.72</td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物中の食品ロスの概算量</td> <td>1,255</td> <td>1,964</td> <td>3,318</td> <td></td> <td>実施せず t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実施せず</p> <p>可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合          ・H29の2.18% (1,255t) からR1には5.72% (3,318t) となり、H29と比較して3.54ポイント (2,063t) 増加</p> <p>フードドライブを開始（令和2年11月～）          毎月、第1月曜日～同じ週の金曜日（祝祭日は除く）、市役所本庁舎、リサイクルプラザ藤沢にて受付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標の名称</th> <th colspan="2">R2</th> <th colspan="3">R3</th> <th rowspan="2">平均</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付品数</td> <td>354</td> <td>344</td> <td>198</td> <td>214</td> <td>392</td> <td>300</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td>受付総重量</td> <td>85.5</td> <td>114.5</td> <td>58.0</td> <td>54.0</td> <td>116.5</td> <td>85.7</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>[資料：藤沢市ホームページ]</p> <p>フードドライブ令和2年度実施結果          ・R2年度（5ヶ月間）は毎月平均300点、428.5kgを受付</p>	指標の名称	H29	H30	R1	R2		可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合	2.18	3.44	5.72		%	一般廃棄物中の食品ロスの概算量	1,255	1,964	3,318		実施せず t	指標の名称	R2		R3			平均		11月	12月	1月	2月	3月	受付品数	354	344	198	214	392	300	点	受付総重量	85.5	114.5	58.0	54.0	116.5	85.7	kg	A
	指標の名称	H29	H30	R1	R2																																														
可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合	2.18	3.44	5.72		%																																														
一般廃棄物中の食品ロスの概算量	1,255	1,964	3,318		実施せず t																																														
指標の名称	R2		R3			平均																																													
	11月	12月	1月	2月	3月																																														
受付品数	354	344	198	214	392	300	点																																												
受付総重量	85.5	114.5	58.0	54.0	116.5	85.7	kg																																												
	⑥ ごみ減量推進 店制度の継続	「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定、ごみNEWS等で紹介	<p>ごみ減量推進店の認定、ごみNEWS等でごみ減量推進店認定店舗一覧を掲載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ減量推進店認定数</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>店舗</td> </tr> <tr> <td>3月末認定店舗数</td> <td>134</td> <td>140</td> <td>138</td> <td>141</td> <td>141</td> <td>店舗</td> </tr> </tbody> </table> <p>ごみ減量推進店認定数          ・毎年5店舗程度が新規にごみ減量推進店に認定されており、R2.3月末時点で141店舗認定</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		ごみ減量推進店認定数	7	6	0	8	4	店舗	3月末認定店舗数	134	140	138	141	141	店舗	B																										
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																														
ごみ減量推進店認定数	7	6	0	8	4	店舗																																													
3月末認定店舗数	134	140	138	141	141	店舗																																													

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																								
(1) 3R 推進に 関する施策	⑦ 民間処理業者 による資源化 の支援	<p>多量発生する紙類、生ごみ等 について、排出事業者の意識 の向上を啓発</p> <p>資源化業者の情報を整理し 提供</p>	<p>剪定枝の資源化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>剪定枝の資源化業者</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)アグリパートナーズ</td> <td>5,040</td> <td>6,412</td> <td>7,268</td> <td>9,072</td> <td>8,863</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>(株)都実業グリーンリサイクル</td> <td>1,469</td> <td>1,799</td> <td>1,847</td> <td>2,294</td> <td>1,869</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>(株)グリーントーカース</td> <td>1,402</td> <td>1,161</td> <td>1,493</td> <td>1,793</td> <td>1,582</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>合計資源化量</td> <td>7,911</td> <td>9,372</td> <td>10,608</td> <td>13,159</td> <td>12,314</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>剪定枝の資源化量 ・ H28の7,911tからR2には12,314tとなり、H28と比較して4,403t（35.8%）増加</p> <p>食品残渣の資源化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食品残渣の資源化業者 又は業者所在地</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湘南有機リサイクル 株式会社（本市搬入量）</td> <td>2,568.7</td> <td>2,495.2</td> <td>2,292.6</td> <td>2,196.5</td> <td>2,062.9</td> <td>t/年</td> </tr> <tr> <td>他市の資源化施設 （計画搬出量）</td> <td>3.1</td> <td>1.63</td> <td>26.3</td> <td>26.7</td> <td>52.8</td> <td>t/月</td> </tr> </tbody> </table> <p>食品残渣の資源化量 ・ 本市搬入量はH28の2,569tからR2には2,063tとなり、H28と比較して506t（19.7%）減少 ・ 他市の資源化施設への計画搬出量は年々増加しており、R2は毎月52.8tを排出</p> <p>事業系（生ごみ）：湘南有機リサイクル株式会社（藤沢市） 事業系（剪定枝等）：株式会社アグリパートナーズ（藤沢市） ：株式会社都実業グリーンリサイクル（茅ヶ崎市） ：株式会社グリーントーカース（海老名市） 家庭系（剪定枝）※：株式会社藤沢市興業公社（藤沢市） ：株式会社グリーントーカース（綾瀬市）</p> <p>※原則、予約制・無料の各戸収集（緊急時や一時的に多量に発生した場合に限り、石名坂環境 事業所へ持ち込み可）</p>	剪定枝の資源化業者	H28	H29	H30	R1	R2		(株)アグリパートナーズ	5,040	6,412	7,268	9,072	8,863	t	(株)都実業グリーンリサイクル	1,469	1,799	1,847	2,294	1,869	t	(株)グリーントーカース	1,402	1,161	1,493	1,793	1,582	t	合計資源化量	7,911	9,372	10,608	13,159	12,314	t	食品残渣の資源化業者 又は業者所在地	H28	H29	H30	R1	R2		湘南有機リサイクル 株式会社（本市搬入量）	2,568.7	2,495.2	2,292.6	2,196.5	2,062.9	t/年	他市の資源化施設 （計画搬出量）	3.1	1.63	26.3	26.7	52.8	t/月	B
		剪定枝の資源化業者	H28	H29	H30	R1	R2																																																					
(株)アグリパートナーズ	5,040	6,412	7,268	9,072	8,863	t																																																						
(株)都実業グリーンリサイクル	1,469	1,799	1,847	2,294	1,869	t																																																						
(株)グリーントーカース	1,402	1,161	1,493	1,793	1,582	t																																																						
合計資源化量	7,911	9,372	10,608	13,159	12,314	t																																																						
食品残渣の資源化業者 又は業者所在地	H28	H29	H30	R1	R2																																																							
湘南有機リサイクル 株式会社（本市搬入量）	2,568.7	2,495.2	2,292.6	2,196.5	2,062.9	t/年																																																						
他市の資源化施設 （計画搬出量）	3.1	1.63	26.3	26.7	52.8	t/月																																																						
事業系生ごみ・剪定枝・草葉 について、市内外の業者での 資源化を継続																																																												



施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価											
(1) 3R 推進に 関する施 策	⑧ 循環型社会形 成への要請	拡大生産者責任について(公 社) 全国都市清掃会議や神奈 川県都市清掃行政協議会を とおし、国へ要請・要望	(公社) 全国都市清掃会議を通して、国へ循環型社会形成への要望を提出 以下、R2に要望した内容 ・循環型社会形成推進交付金の要望額等の確保について ・容器包装リサイクル法における事業者責任の強化等について ・プラスチック製容器包装の品質評価方法の見直しについて ・家電リサイクル法の見直しについて ・適正処理困難廃棄物に係る法整備について ・超高齢社会に対応した紙おむつのリサイクルシステムや拡大生産者責任の確 立について	A											
(2) 事業系ご みに関す る施策	① 事業者への情 報発信と啓発 (重点施策)	「ごみNEWS」の配布や市 のホームページでのチラシ 掲載を通し、事業系ごみに関 する情報発信と啓発を実施	「ごみNEWS」は毎年度発行 R3.3ごみNEWS No. 23をホームページに掲載、161,000部作成し配布 事業者の方のごみ分別についてのチラシをホームページに掲載 許可業者説明会にて配布(及び多量排出事業所へ送付) 平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定(200円/10kgから270円 /10kgに改定)	A											
	② 業種別及び多 量排出事業者 への指導 (重点施策)	廃棄物の減量・資源化及び自 己処理に努めるよう指導  多量排出事業者に対して「事 業系一般廃棄物減量化等計 画書」の提出を義務付け  他自治体の事例を参考にし、 事業系ごみの減量施策を検 討	多量排出事業者への立入指導を実施 <table border="1" data-bbox="952 790 1825 869"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者への立入指導</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <u>多量排出事業者への立入指導</u> ・R2は19件立入指導しており、毎年20件程度実施  「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出の義務付けを継続  平成30年10月1日に事業系ごみのごみ処理手数料を改定(200円/10kgから270円 /10kgに改定)	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	多量排出事業者への立入指導	21	23	20	18	19
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2										
多量排出事業者への立入指導	21	23	20	18	19										

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																		
(2) 事業系ごみに関する施策	③ ごみ搬入時の指導 (重点施策)	収集運搬業者を通じ分別を徹底 抜き打ちで展開検査を実施し、直接の指導を強化  各環境事業所にて事業所向けの啓発チラシを配布	<p>施設での抜き打ち展開検査を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設での抜き打ち展開検査実施日数</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>検査した事業者数</td> <td>55</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>日 業者</p> <p>施設での抜き打ち展開検査 ・R2は3日実施し、検査した事業所数は46業者 許可業者説明会にて事業者の方のごみ分別についてのチラシを配布(及び多量排出事業所へ送付)</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	施設での抜き打ち展開検査実施日数	5	3	3	3	3	検査した事業者数	55	45	45	36	46	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																
	施設での抜き打ち展開検査実施日数	5	3	3	3	3																
検査した事業者数	55	45	45	36	46																	
④ 許可業者への指導 (重点施策)	搬入要領等の説明会において、分別収集の徹底及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法規の遵守について指導	事業者の方のごみ分別についてのチラシを許可業者説明会にて配布 許可業者への指導を実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可業者への指導件数</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>件</p> <p>許可業者への指導 ・H28には15件指導していたが、R2は展開検査指導以外で指導する案件がなかった</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	許可業者への指導件数	15	11	7	4	0	A						
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																	
許可業者への指導件数	15	11	7	4	0																	
⑤ 関連団体との連携 (重点施策)	廃棄物対策協議会、商工会議所、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等と連携を進め、事業者への情報提供や啓発、講習会等を実施	自治会等における分別方法、小型家電リサイクルについて等の講習を実施 廃棄物対策協議会へ講習を実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H30.9</th> <th>R1.9</th> <th>R2.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体名</td> <td>廃棄物対策協議会</td> <td>善行地区生活環境連絡協議会(書面での講習)</td> <td>実施せず</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実施せず</p>	指標の名称	H30.9	R1.9	R2.1	団体名	廃棄物対策協議会	善行地区生活環境連絡協議会(書面での講習)	実施せず	A										
指標の名称	H30.9	R1.9	R2.1																			
団体名	廃棄物対策協議会	善行地区生活環境連絡協議会(書面での講習)	実施せず																			

基本方針 2

廃棄物の適正処理システムの実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価
(1) 施設整備に関する施策	① 広域連携による施設整備 (重点施策)	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、北部環境事業所の新2号炉建設整備事業を推進	北部環境事業所については、平成29年度に新2号炉整備・運営事業に着手し、現在、事業進行中（令和5年3月完成予定）	A
	② 焼却施設の延命化 (重点施策)	老朽化した石名坂環境事業所の処理施設の延命化・整備 北部環境事業所の新2号炉の整備	石名坂環境事業所については、令和2年度に石名坂環境事業所整備基本構想の策定に着手し、現在、事業進行中 北部環境事業所については、平成29年度に新2号炉整備・運営事業に着手し、現在、事業進行中（令和5年3月完成予定）	A
(2) 排出・収集に関する施策	① 効率的な収集運搬	資源品目別戸別収集、分別収集品目の追加などに対応した効率的な体制の整備	「可燃ごみとビン」や「不燃ごみと商品プラスチック、新聞・本・雑紙」「プラスチック製容器包装と廃食用油、特定処理品目」等2品目以上を併せて収集することにより、効率的な収集体制を構築 令和2年8月から本市、日本財団、(株)セブン-イレブン・ジャパンと共同でペットボトル回収事業を開始	A
	② 10ブロック区域分けによる収集の継続	可燃ごみを週2回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、市域を10ブロックに区分けし、効率的な収集方法を継続して実施	収集区域を10のブロックに分け、「可燃ごみ、ビン」毎週2回定曜日、「プラスチック製容器包装、廃食用油、特定処理品目」毎週1回定曜日、「不燃ごみ、商品プラスチック、新聞・本・雑がみ」隔週定曜日、「その他資源」隔週定曜日、「カン・なべ類」隔週定曜日、「ペットボトル」隔週定曜日に収集	A
	③ 高齢者等を対象とした一声ふれあい収集の継続 (重点施策)	高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集を今後も継続して実施	ごみ（大型ごみ・特別大型ごみ・大型商品プラスチックを除く）や資源を日常的に集積場所まで持ち出すことが困難で、ボランティアなど他の方の協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯などを対象に、市職員が玄関先から一声かけて、ごみ・資源を収集 異常時には、収集事務所と連絡をとりながら安否の確認を行い、緊急性を要する場合には救急車の手配など臨機に対応	A

指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2
一声ふれあい収集対象世帯数	570	582	630	691	753

世帯

一声ふれあい収集対象世帯数  
・H28の570世帯からR2には753世帯となり、H28と比較して183世帯増加

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																																
(2) 排出・収集 に関する 施策	④ 資源品目別戸別収集の継続	全市域で資源品目別戸別収集を継続	全市域で資源品目別戸別収集の実施を継続（平成24年4月～） 対象資源品目：ビン、カン・なべ類、ペットボトル、新聞・本・雑誌、廃食用油、プラスチック製容器包装、商品プラスチック	A																																																
	⑤ 剪定枝の資源化の促進 (重点施策)	予約制の各戸収集を継続するとともに、収集基準の緩和などを検討し、これまで以上の回収を推進 事業者から排出される剪定枝及び草葉については民間事業者にて資源化するよう誘導、周知	剪定枝について予約制・無料で各戸収集し、資源化を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭系剪定枝の資源化量</td> <td>476.2</td> <td>488.4</td> <td>496.6</td> <td>497.1</td> <td>509.8</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>事業系剪定枝の資源化量</td> <td>7,003.5</td> <td>8,883.2</td> <td>10,110.6</td> <td>12,662.3</td> <td>12,313.6</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <u>家庭系剪定枝の資源化量</u> ・H29の476.2tからR2には509.8tとなり、H29と比較して33.6t増加 <u>事業系剪定枝の資源化量</u> ・H29の7,003.5tからR2には12,313.6tとなり、H29と比較して5,310.1t増加	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		家庭系剪定枝の資源化量	476.2	488.4	496.6	497.1	509.8	t	事業系剪定枝の資源化量	7,003.5	8,883.2	10,110.6	12,662.3	12,313.6	t	A																											
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																														
家庭系剪定枝の資源化量	476.2	488.4	496.6	497.1	509.8	t																																														
事業系剪定枝の資源化量	7,003.5	8,883.2	10,110.6	12,662.3	12,313.6	t																																														
⑥ 特定処理品目の分別排出 (重点施策)	乾電池、蛍光灯、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、ライター等の特定処理品目の分別排出及びホームページへの掲載、チラシ等による分別の徹底	特定処理品目の分け方・出し方を市のホームページ等へ掲載 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定処理品目の分別排出量</td> <td>131.2</td> <td>134.7</td> <td>141.9</td> <td>144.8</td> <td>160.2</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>  蛍光灯</td> <td>28.3</td> <td>26.6</td> <td>27.0</td> <td>26.2</td> <td>26.8</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>  乾電池</td> <td>86.6</td> <td>87.4</td> <td>98.7</td> <td>100.8</td> <td>111.3</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>  小型二次電池</td> <td>1.5</td> <td>2.4</td> <td>1.3</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>  廃バッテリー</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> <td>1.0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>  廃タイヤ</td> <td>13.9</td> <td>17.1</td> <td>14.1</td> <td>15.4</td> <td>19.3</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <u>特定処理品目の分別排出量</u> ・H28の131.2tからR2には160.2tとなり、H28と比較して29.0t増加（蛍光灯1.5t減少／乾電池24.7t、小型二次電池0.3t、廃バッテリー0.1t、廃タイヤ5.4t増加）	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		特定処理品目の分別排出量	131.2	134.7	141.9	144.8	160.2	t	蛍光灯	28.3	26.6	27.0	26.2	26.8	t	乾電池	86.6	87.4	98.7	100.8	111.3	t	小型二次電池	1.5	2.4	1.3	1.7	1.8	t	廃バッテリー	0.9	1.2	0.8	0.7	1.0	t	廃タイヤ	13.9	17.1	14.1	15.4	19.3	t	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																															
特定処理品目の分別排出量	131.2	134.7	141.9	144.8	160.2	t																																														
蛍光灯	28.3	26.6	27.0	26.2	26.8	t																																														
乾電池	86.6	87.4	98.7	100.8	111.3	t																																														
小型二次電池	1.5	2.4	1.3	1.7	1.8	t																																														
廃バッテリー	0.9	1.2	0.8	0.7	1.0	t																																														
廃タイヤ	13.9	17.1	14.1	15.4	19.3	t																																														
	⑦ 容器包装廃棄物の再商品化コスト削減への働きかけ	容器包装リサイクル協会へ制度上の改善点や基準変更について要望を出すなど、コスト削減に向けての働きかけを継続	基本方針1（1）3R推進に関する施策「循環型社会への要請」参照	A																																																

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																															
(2) 排出・収集 に関する 施策	⑧ 使用済小型電 子機器等の再 資源化 (BOX回 収) (重点施策)	回収ボックスによる回収と 資源化 民間事業者による宅配便回 収、市内の家電量販店による 店頭回収の実施と資源化	<p>使用済小型家電回収ボックスを、市役所、市民センター・公民館、環境事業セン ター、南部収集事務所、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢、秩父宮記念 体育館、秋葉台文化体育館、八部公園の21カ所※に黄色い回収ボックスを設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)</td> <td>2.2</td> <td>4.6</td> <td>6.5</td> <td>3.5</td> <td>2.6</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>大型ごみからのピックアップ回収量</td> <td>222.0</td> <td>218.0</td> <td>226.9</td> <td>230.3</td> <td>8.2</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境事業センター建設中については、休止のため20カ所  <u>使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)</u>          ・H28の2.2tから増加傾向にあったが、R1より減少傾向となり、R2は2.6t  <u>大型ごみからのピックアップ回収量 (逆有償による)</u>          ・H28の222.0tからR2には8.2tとなり、H28と比較して213.8t減少</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)	2.2	4.6	6.5	3.5	2.6	t	大型ごみからのピックアップ回収量	222.0	218.0	226.9	230.3	8.2	t	B																										
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																														
使用済小型電子機器等引き渡し量(BOX)	2.2	4.6	6.5	3.5	2.6	t																																													
大型ごみからのピックアップ回収量	222.0	218.0	226.9	230.3	8.2	t																																													
(3) 中間処理 に関する 施策	① 適正な中間処 理と維持管理	<p>藤沢市内の一般廃棄物の中 間処理施設について、これま でと同様に、生活環境への影 響を及ぼさないよう適正な 焼却処理、破砕処理、資源化 を推進</p> <p>排水や排出ガス等の測定 結果などの維持管理情報を 開示</p>	<p>適正な焼却処理、破砕処理、資源化を推進</p> <p>本市内の2つの焼却施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情 報を市のホームページへ掲載</p>	A																																															
	② 中間処理での 再資源化	<p>北部環境事業所、石名坂環境 事業所(焼却施設)での資源 化</p>	<p>最終処分場への埋立物を減量するため、北部環境事業所(焼却施設)から排出さ れる焼却灰及び石名坂環境事業所(焼却施設)から排出される焼却灰・不燃物を 業者に委託して資源化 石名坂環境事業所では、焼却残渣の磁性物を資源化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>平均</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰溶融等資源化量</td> <td>10,921</td> <td>11,080</td> <td>10,925</td> <td>10,932</td> <td>10,532</td> <td>10,879</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石名坂(焼却灰)</td> <td>3,904</td> <td>4,277</td> <td>3,893</td> <td>3,868</td> <td>3,753</td> <td>3,939</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>石名坂(不燃物)</td> <td>1,485</td> <td>1,356</td> <td>1,479</td> <td>1,344</td> <td>1,210</td> <td>1,375</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>北部(焼却灰)</td> <td>5,525</td> <td>5,421</td> <td>5,459</td> <td>5,496</td> <td>5,417</td> <td>5,464</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>他市施設(焼却灰等)</td> <td>6</td> <td>26</td> <td>95</td> <td>224</td> <td>152</td> <td>101</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>焼却灰溶融等資源化量</u>          ・毎年10,900t程度を資源化(石名坂(焼却灰)約3,900t、石名坂(不燃物)約 1,400t、北部(焼却灰)約5,500t、他市施設(焼却灰等)100t)</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	平均		焼却灰溶融等資源化量	10,921	11,080	10,925	10,932	10,532	10,879	t	石名坂(焼却灰)	3,904	4,277	3,893	3,868	3,753	3,939	t	石名坂(不燃物)	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,375	t	北部(焼却灰)	5,525	5,421	5,459	5,496	5,417	5,464	t	他市施設(焼却灰等)	6	26	95	224	152	101	t
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	平均																																													
焼却灰溶融等資源化量	10,921	11,080	10,925	10,932	10,532	10,879	t																																												
石名坂(焼却灰)	3,904	4,277	3,893	3,868	3,753	3,939	t																																												
石名坂(不燃物)	1,485	1,356	1,479	1,344	1,210	1,375	t																																												
北部(焼却灰)	5,525	5,421	5,459	5,496	5,417	5,464	t																																												
他市施設(焼却灰等)	6	26	95	224	152	101	t																																												

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価													
(3) 中間処理 に関する 施策	② 中間処理での 再資源化	リサイクルプラザ藤沢での 資源化	リサイクルプラザ藤沢において、破碎処理の過程で選別される金属（鉄くず、アルミ）を回収し資源化	A													
		使用済小型電子機器等の再 資源化（ピックアップ回収）  中間処理施設での熱エネル ギー利用  北部環境事業所新2号炉の整 備に当たり、より一層の発電 量の拡大とエネルギーの地 産地消について検討	基本方針2(2)排出・収集に関する施策「⑧使用済小型電子機器等の再資源化（BOX回収）」参照  石名坂環境事業所、北部環境事業所において、ごみを焼却した際に発生する熱を廃熱ボイラーにより蒸気として回収、発電し、温水プールや施設内の給湯等に利用  北部環境事業所余剰電力地産地消事業を実施 ①北部環境事業所余剰電力売却 ②公共施設（80施設）で使用する電力の供給 履行期間：2021年4月1日から2022年3月31日														
(4) 最終処分 に関する 施策	① 最終処分場の 延命化	女坂最終処分場の延命化を 継続	ごみの減量化・焼却灰の溶融資源化により、埋立完了予定を平成20年度から令和25年3月までに延長	A													
	② 最終処分場の 適正管理	女坂最終処分場の適正な維持 管理	適正な維持管理を継続	A													
(5) 災害廃棄 物に関する 施策	① 藤沢市地域防 災計画見直し を踏まえた検 討	藤沢市地域防災計画と整合 をとりつつ、災害時の対応を 検討	藤沢市災害廃棄物処理計画を策定（平成30年3月） 藤沢市受援計画を策定（令和3年3月）	A													
	② 震災廃棄物仮 置き場等の確 保	藤沢市地域防災計画にて指 定 指定した仮置き場が不足した 場合等、状況によって民有地 を借り上げるなどして確保	ごみ・がれきの仮置き場一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷根最終処分場（大鋸運動広場）</td> <td>14,000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>女坂スポーツ広場</td> <td>15,700 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>女坂最終処分場</td> <td>17,700 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>葛原最終処分場</td> <td>23,000 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>葛原第二最終処分場</td> <td>5,200 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,600 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> [資料：藤沢市地域防災計画 資料編]	施設名	面積	谷根最終処分場（大鋸運動広場）	14,000 m <sup>2</sup>	女坂スポーツ広場	15,700 m <sup>2</sup>	女坂最終処分場	17,700 m <sup>2</sup>	葛原最終処分場	23,000 m <sup>2</sup>	葛原第二最終処分場	5,200 m <sup>2</sup>	合計	75,600 m <sup>2</sup>
施設名	面積																
谷根最終処分場（大鋸運動広場）	14,000 m <sup>2</sup>																
女坂スポーツ広場	15,700 m <sup>2</sup>																
女坂最終処分場	17,700 m <sup>2</sup>																
葛原最終処分場	23,000 m <sup>2</sup>																
葛原第二最終処分場	5,200 m <sup>2</sup>																
合計	75,600 m <sup>2</sup>																

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要			評価
(5) 災害廃棄物に関する施策	③ 災害発生時の初動体制の確認	災害廃棄物処理実施計画作成マニュアルなどを作成	支援協定一覧			A
			協定名称	締結先	概要	
			神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の処理（収集、運搬、破碎、焼却等）</li> <li>一般廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供</li> <li>一般廃棄物等の処理に必要な職員の派遣</li> <li>上記のほか、一般廃棄物等の処理に関し必要な行為</li> </ul>	
			災害発生時における災害廃棄物等の処理等に関する協定書	株式会社 藤沢市興業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の撤去、収集・運搬</li> <li>し尿の収集・運搬</li> <li>汚水の汲み取り</li> <li>上記に伴う必要な事項</li> </ul>	
			地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分</li> <li>上記に伴う必要な事項</li> </ul>	
			地震等の災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	藤沢市資源循環協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の撤去、収集・運搬</li> <li>仮置場の運営・維持管理</li> <li>上記に伴う必要な事項</li> </ul>	
			災害時応急必需物資の調達に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県石油業協同組合藤沢支部</li> <li>有限会社 池田商会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン、軽油、灯油等の調達</li> </ul>	
			災害時における物資の輸送に関する協定	一般社団法人 神奈川県トラック協会県南サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の輸送</li> </ul>	
			災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社 レンタルのニッケン藤沢営業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ等</li> </ul>	
			地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の撤去</li> <li>災害廃棄物の収集・運搬</li> <li>災害廃棄物の処理・処分</li> <li>上記に伴う必要な事項</li> </ul>	
地震等大規模災害時における災害廃棄物の撤去等に関する協定書	一般社団法人 神奈川県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の撤去</li> <li>上記に伴う必要な事項</li> </ul>				

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要						評価																																																	
			地震等大規模災害時における損壊家屋等の解体等に関する協定書	一般社団法人 神奈川県建物解体業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損壊家屋等の解体</li> <li>・災害廃棄物の撤去</li> <li>・上記に伴う必要な事項</li> </ul>																																																					
			災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合、DOWAエコシステム株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両又はJR貨物による運搬及び輸送に必要なコンテナや資機材等の提供</li> <li>・焼却灰の熔融化、焼却灰の埋め立て、破碎残渣の焼却及びその他の処理</li> </ul>																																																					
(6) その他のごみに関する施策	① 海岸清掃の継続	海岸清掃、河川ごみの除去等の実施継続	<p>江の島と片瀬海岸東浜（24,000㎡）、西浜（115,500㎡）等の海岸清掃を、公益財団法人かながわ海岸美化財団により実施</p> <table border="1" data-bbox="952 608 1865 724"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸ごみ収集量(砂防林含まず)</td> <td>479</td> <td>447</td> <td>521</td> <td>593</td> <td>414</td> <td>t/年</td> </tr> <tr> <td>1日清掃デー参加人数</td> <td>17,321</td> <td>16,846</td> <td>15,895</td> <td>16,049</td> <td>実施せず</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実施せず</p> <p><u>海岸等清掃実績</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年500t程度清掃</li> <li>・毎年16,000人程度が参加</li> </ul> <p>境川大清水橋上流に本市と県が共同で除塵機を設置し、河川ごみを除去</p> <table border="1" data-bbox="952 954 1865 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除塵機による河川ごみ収集量(境川)</td> <td>2,720</td> <td>1,540</td> <td>5,520</td> <td>3,670</td> <td>1,470</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>  可燃物</td> <td>1,740</td> <td>680</td> <td>2,930</td> <td>1,900</td> <td>770</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>  不燃物</td> <td>980</td> <td>860</td> <td>2,590</td> <td>1,770</td> <td>700</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>除塵機による河川ごみ収集量(境川)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28の2,720kgからR2には1,470kgとなり、H28と比較して1,250kg減少(可燃物970kg、不燃物280kg)</li> </ul>						指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		海岸ごみ収集量(砂防林含まず)	479	447	521	593	414	t/年	1日清掃デー参加人数	17,321	16,846	15,895	16,049	実施せず	人	項目	H28	H29	H30	R1	R2		除塵機による河川ごみ収集量(境川)	2,720	1,540	5,520	3,670	1,470	kg	可燃物	1,740	680	2,930	1,900	770	kg	不燃物	980	860	2,590	1,770	700	kg	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																																					
海岸ごみ収集量(砂防林含まず)	479	447	521	593	414	t/年																																																				
1日清掃デー参加人数	17,321	16,846	15,895	16,049	実施せず	人																																																				
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																					
除塵機による河川ごみ収集量(境川)	2,720	1,540	5,520	3,670	1,470	kg																																																				
可燃物	1,740	680	2,930	1,900	770	kg																																																				
不燃物	980	860	2,590	1,770	700	kg																																																				



施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																	
(6) その他の ごみに関 する施策	① 海岸清掃の継続	海岸清掃、河川ごみの除去等の実施継続	<p>河川ごみ組成分析調査結果（境川：令和2年8月4日実施）</p> <table border="1"> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>3.50</td> <td>発泡スチロール</td> <td>0.50</td> <td>新聞・雑誌</td> <td>0.00</td> <td rowspan="3">kg</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製品</td> <td>0.10</td> <td>草・木・枝</td> <td>13.00</td> <td>その他</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>空き缶・ビン</td> <td>0.05</td> <td>紙製容器</td> <td>0.05</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">合計</td> <td>18.20</td> <td>kg</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">[資料：藤沢市ホームページ]</p> <p>河川ごみ組成分析調査結果（境川：令和2年8月4日実施）  ・草・木・枝が最も多く、全体の約71%を占め、続いて、ペットボトル約19%、その他約5%となっている</p>	ペットボトル	3.50	発泡スチロール	0.50	新聞・雑誌	0.00	kg	プラスチック製品	0.10	草・木・枝	13.00	その他	1.00	空き缶・ビン	0.05	紙製容器	0.05			合計					18.20	kg	A							
	ペットボトル	3.50	発泡スチロール	0.50	新聞・雑誌	0.00	kg																														
	プラスチック製品	0.10	草・木・枝	13.00	その他	1.00																															
空き缶・ビン	0.05	紙製容器	0.05																																		
合計					18.20	kg																															
② 各種リサイクル関連法に基づく対応	<p>拡大生産者責任の徹底に向けて国などへの働きかけを実施</p> <p>「区域別収集日程カレンダー」やホームページ等で市民へ周知</p>	<p>基本方針1（1）3R推進に関する施策「循環型社会への要望」参照</p> <p>「テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機（家電リサイクル対象品目）」「パソコン」「オートバイ」について、処分方法や回収先等の情報を「区域別収集日程カレンダー」や市のホームページへ掲載</p>	A																																		
③ 不法投棄対策 <b>（重点施策）</b>	<p>各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を継続</p> <p>市独自によるパトロール及びスマートチェックを実施</p> <p>土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監視センサー、防止カメラを市内重点箇所に設置</p>	<p>不法投棄防止運動を継続して実施</p> <p>生活環境協議会等と連携し防止運動を推進すると共に、市独自によるパトロールや収集を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄ごみの収集量</td> <td>17.8</td> <td>14.3</td> <td>11.1</td> <td>28.5</td> <td>12.3</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>不法投棄ごみの収集量  ・H28の17.8tからR2には12.3tとなり、H28と比較して5.5t減少</p> <p>土地所有者と共同で不法投棄防止看板を市内重点箇所に設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法投棄防止看板設置本数</td> <td>166</td> <td>135</td> <td>130</td> <td>191</td> <td>181</td> <td rowspan="2">本 件</td> </tr> <tr> <td>不法投棄ごみの件数</td> <td>675</td> <td>348</td> <td>350</td> <td>206</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table> <p>不法投棄防止看板設置本数  ・H28の166本からR2には181本となり、H28と比較して15本増加</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		不法投棄ごみの収集量	17.8	14.3	11.1	28.5	12.3	t	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2		不法投棄防止看板設置本数	166	135	130	191	181	本 件	不法投棄ごみの件数	675	348	350	206	193	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																
不法投棄ごみの収集量	17.8	14.3	11.1	28.5	12.3	t																															
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																
不法投棄防止看板設置本数	166	135	130	191	181	本 件																															
不法投棄ごみの件数	675	348	350	206	193																																

基本方針 3

市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働の実現

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価												
(1) 協働体制 の仕組み	①市民、事業者、 NPO法人等、 大学、行政によ る協働体制の 充実	地域で活動している廃棄物減 量等推進員、生活環境連絡協議 会員、NPO法人、関連団体、市内 4大学などとの協働のしくみを 充実	平成23年10月に本市と市内にキャンパスを置く4大学（慶應義塾大学、湘南工科大学、多摩大学、日本大学）で湘南藤沢コンソーシアムを設立 地域貢献の視点に立った知的集積にもとづく大学間や行政との連携、協働を推進 令和2年8月から本市、日本財団、(株)セブン-イレブン・ジャパンで新しいペットボトル回収事業を開始(各店舗にペットボトル回収機を設置し、資源化の推進) 令和3年3月に本市とウォータースタンド(株)で「プラスチックごみ削減に関する協定」を締結（市役所分庁舎2階にウォーターサーバーを設置し、マイボトル・プラスチックごみ削減の推進）  本市、(株)ローソン、(有)ラファイエットとプラスチックごみ削減及びシティブロモーションに関する協定を締結し、連携して店舗でのプラスチック削減や、シティブロモーションも兼ねた”FUJISAWA CITY”エコバッグやマイボトルの販売を実施	A												
54 (2) 協働事業 の充実・支 援	①廃棄物減量等 推進員の活動 の充実	一般廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理に関する地域 における推進役として、市の 施策への協力その他の活動 を行う者として、市から委嘱 を受けた廃棄物減量等推進 員の制度を充実	藤沢市廃棄物減量等推進員（市内14地区等、70名）を市長より委嘱、地域におけるごみの出し方の徹底及び減量・資源化を推進 藤沢市生活環境協議会と一体となってボランティア清掃等の環境美化活動を実施 <table border="1" data-bbox="952 890 1865 997"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物減量等推進員の研修参加者数</td> <td>49</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>44</td> <td>実施せず</td> </tr> </tbody> </table> 人 ※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実施せず	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	廃棄物減量等推進員の研修参加者数	49	46	46	44	実施せず	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2										
廃棄物減量等推進員の研修参加者数	49	46	46	44	実施せず											
②生活環境協議 会との協働の 推進	市内14地区の生活環境協議 会、地区の町内会・自治会組織 や各種団体が連携し生活環境 を良くするための活動等を実施	ゴミゼロクリーンキャンペーンの実施（年1回） 藤沢市一日清掃デーの実施（年複数回） 不法投棄防止・ポイ捨て防止・落書き消しパトロールの実施（年複数回） 環境研修会・視察研修会の実施（年1回）	A													

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																																	
(2) 協働事業 の充実・支 援	②生活環境協議 会との協働の 推進	環境美化活動等に功績のあ った個人・団体の表彰、ポス ター表彰、事例発表など行う 市民大会の開催、ホームペー ジでの活動紹介等で支援	毎年、環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰を実施 以下、R2の実施内容 令和2年度市民大会：中止 地域環境美化功労者：個人6人 団体5団体 令和2年度美化リサイクル推進ポスター入選者：24名 ※新型コロナウイルスの影響で表彰式は行わず	A																																	
	③美化清掃の充 実	海岸清掃：江の島と片瀬東 浜、西浜等の清掃について、 (公財) かながわ海岸美化財 団による海岸清掃を促進  ゴミゼロクリーンキャンペ ーン(片瀬、鵜沼、辻堂海岸)： 毎年5月30日のごみゼロの日 直近の日曜日に合わせ実施  地区内道路等清掃：アダプ ト・プログラム手法を取り入 れた「美化ネットふじさわ」 を推進	基本方針2(6)「①海岸清掃の継続」参照  本市と公益財団法人かながわ海岸美化財団が、市民・各団体・各企業とともに、 本市域海岸一帯のボランティア清掃としてゴミゼロクリーンキャンペーンを実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加団体数</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>94</td> <td>87</td> <td rowspan="3">実施せず 団体 人 kg</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>5,584</td> <td>5,325</td> <td>5,460</td> <td>4,778</td> </tr> <tr> <td>ごみ収集量</td> <td>1,510</td> <td>1,420</td> <td>1,370</td> <td>1,040</td> </tr> </tbody> </table> ※R2は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実施せず <u>マイクロプラスチック拾いを実施</u>  美化ネットふじさわの登録団体を広報ふじさわ、市のホームページで募集 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美化ネットふじさわ登録団体数</td> <td>71</td> <td>66</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	参加団体数	99	100	94	87	実施せず 団体 人 kg	参加人数	5,584	5,325	5,460	4,778	ごみ収集量	1,510	1,420	1,370	1,040	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	美化ネットふじさわ登録団体数	71	66	64	64	63
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																
参加団体数	99	100	94	87	実施せず 団体 人 kg																																
参加人数	5,584	5,325	5,460	4,778																																	
ごみ収集量	1,510	1,420	1,370	1,040																																	
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																																
美化ネットふじさわ登録団体数	71	66	64	64	63																																

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価
(3) 情報発信 ・啓発	① 資源とごみの 分け方・出し方 の周知 (重点施策)	「区域別収集日程カレンダー」の作成配布  「ごみ検索システム」や「藤沢市ごみ分別アプリ」を配信  ごみや資源に関する動画を作成、「藤沢市ごみ分別アプリ」やホームページから視聴できるシステムを構築	「区域別収集日程カレンダー」を作成し、毎年3月に配布するとともに、市のホームページへも掲載  「ごみ検索システム」に加え、平成27年3月「藤沢市ごみ分別アプリ」の配信を開始  市のホームページで、ごみの出し方や分別をよりわかりやすく動画で紹介 「周知・啓発」「ごみと資源のなぜ」「ごみと資源の分け方・出し方」「ごみの減量・資源化」「シティープロモーション」で構成	A
	② 幅広い情報発信	「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」で市民・事業者向けの情報提供・交換を推進  焼却施設の排ガス等や最終処分場からの排水等のデータをホームページに掲載  レジ袋削減を中心としたPRについて、市のホームページでの啓発、キャンペーンなどを推進	「広報ふじさわ」「藤沢市ホームページ」「ふじさわエコ日和」などで情報発信するとともに、「ごみ検索システム」「藤沢市ごみ分別アプリ」などによりごみや資源の分別などを簡単に確認できる手段を整備  本市内の2つの焼却施設の維持管理計画及び維持管理情報、5つの最終処分場の水質測定結果、維持管理情報を市のホームページに掲載  生活環境協議会と協働した啓発活動を実施  本市、茅ヶ崎市、寒川町による「湘南エコウェーブ」プロジェクトとして、「レジ袋削減/マイバック持参キャンペーンプロジェクト」を実施  本市、(株)ローソン、(有)ラファイエットとプラスチックごみ削減及びシティープロモーションに関する協定を締結し、連携して店舗でのプラスチック削減や、シティープロモーションも兼ねた”FUJISAWA CITY”エコバッグやマイボトルの販売を実施	A

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																	
(3) 情報発信 ・啓発	③ 外国人及び転入者への啓発	「区域別収集日程カレンダー」を6カ国語で作成（日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語）  転入手続きの際には、「区域別収集日程カレンダー」を配布し、適正なごみ出しを周知	日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語・ベトナム語の7カ国語で「区域別収集日程カレンダー」を作成し、市民窓口センターの外国人登録担当、各市民センターなどに配置するとともに、市のホームページへも掲載  英語、中国語のごみの出し方や分別をよりわかりやすく動画を市のホームページで紹介  転入手続きの際に、資源とごみの分け方・出し方について記載された「区域別収集日程カレンダー」を窓口にて配布	A																	
	④ 市民向けの啓発と協働の場の確保	リサイクルプラザ藤沢（環境啓発棟）が、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働の場となるよう積極的に見学者を受け入れ	リサイクルプラザ藤沢（環境啓発棟）は、3Rの取組や再生可能エネルギーの活用などについて具体的に体験しながら、楽しく学べる施設として整備 平成26年度から見学者の受け入れを実施※ <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の見学者数</td> <td>6,564</td> <td>6,938</td> <td>6,322</td> <td>6,366</td> <td>982</td> </tr> </tbody> </table> ※R2は、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、随時、団体見学の受入中止や臨時休館等の対応を図った  <u>施設の見学者数</u> ・毎年約6,500人の見学者の受け入れ	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	施設の見学者数	6,564	6,938	6,322	6,366	982	A					
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2															
施設の見学者数	6,564	6,938	6,322	6,366	982																
⑤ ごみ処理施設の見学受け入れ	資源化施設、焼却施設等のごみ処理施設に見学者を受け入れ、積極的に情報提供	北部環境事業所、石名坂環境事業所の見学受け入れを実施※ <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部環境事業所見学者数</td> <td>2,539</td> <td>2,354</td> <td>87</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>石名坂環境事業所見学者数</td> <td>1,776</td> <td>1,175</td> <td>1,436</td> <td>1,167</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> ※北部環境事業所は、北部環境事業所内の新2号炉建設工事の開始に伴い、平成30年度から施設見学の受け入れを原則中止（令和5年4月頃再開予定） ※石名坂環境事業所は、R2.5以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、施設見学の受け入れを中止  <u>北部環境事業所見学者数</u> ・H28及びH29に毎年約2,400人程度が見学  <u>石名坂環境事業所見学者数</u> ・H28 から H30 までに毎年約 1,500 人程度が見学	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	北部環境事業所見学者数	2,539	2,354	87	0	0	石名坂環境事業所見学者数	1,776	1,175	1,436	1,167	46	A
指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																
北部環境事業所見学者数	2,539	2,354	87	0	0																
石名坂環境事業所見学者数	1,776	1,175	1,436	1,167	46																

施策	施策内容	旧計画の実施内容	実績の概要	評価																		
(3) 情報発信 ・啓発	⑥ 小学校等での ごみ体験学習 会の継続	小学4年生、保育園・幼稚園児を対象に、実際に塵芥収集車を持ち込み、ごみの現状や資源について体験学習会を実施	<p>小学校、保育園等でのごみ体験学習会を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ体験学習実施件数</td> <td>58</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>59</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>5,437</td> <td>5,541</td> <td>5,604</td> <td>5,471</td> <td>2,666</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R2ごみ体験学習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため小学校は希望制、保育園等は中止</p> <p><u>ごみ体験学習実施件数</u> ・H28からR1までに毎年57施設程度が実施</p> <p><u>参加者数</u> ・H28からR1までに毎年約5,500人程度が参加</p>	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2	ごみ体験学習実施件数	58	56	55	59	25	参加者数	5,437	5,541	5,604	5,471	2,666	A
	指標の名称	H28	H29	H30	R1	R2																
ごみ体験学習実施件数	58	56	55	59	25																	
参加者数	5,437	5,541	5,604	5,471	2,666																	
⑦ 市職員による 出前講座の継続	藤沢市の職員等によるごみに関わるテーマの出前講座を、自治会、町内会や学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施	本市生涯学習出張講座「こんにちは！藤沢塾です」として、市の職員が出向いて、ごみに関わる出前講座を実施 講座内容は、「藤沢市環境基本計画について」「藤沢市地球温暖化対策実行計画について」「藤沢市の廃棄物行政の概要」「落書き消去体験」「海岸清掃体験」「資源とごみの分け方・出し方」（各60分）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施件数</td> <td>2</td> <td>1（書面開催）</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>件</p> <p>※R3.7時点</p>	指標の名称	R1	R2	R3*	実施件数	2	1（書面開催）	2	A										
指標の名称	R1	R2	R3*																			
実施件数	2	1（書面開催）	2																			

## 9. ごみ処理の課題

### (1) 発生・排出

本市から排出される家庭系ごみ量は、本市人口が年々増加しているにもかかわらず、ほぼ横ばいで推移し、原単位は平成 24 年度以降、着実に減少しています。本市から排出される事業系ごみ量は、平成 27 年度までは微増していましたが、平成 28 年度以降は減少に転じています。また、原単位も同様に推移しています。

旧計画及び県の目標値は達成できており、これまで行ってきた施策等の効果が現れているものと考えられますが、国の目標値は未達成の項目もあることから引き続き施策を継続、強化する必要があります。

本市は観光地としても有名で、毎年多くの観光客が訪れており、観光客が排出するごみも多いと考えられます。今後は、観光客へ向けた呼びかけも行っていく必要があります。

### (2) 収集・運搬

本市では、平成 19 年 4 月から可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を、同年 10 月からごみ処理有料化を実施しています。また、高齢者等を対象とした一声ふれあい収集を実施し、安否確認を含めた高齢者等へ配慮したごみの収集を実施しています。

災害時やコロナ禍では、一時的に収集量が増えていることから、引き続き、高齢化社会への対応や災害時の対応など、状況に応じた収集・運搬体制を検討していく必要があります。

### (3) 処理・処分

本市が所有する焼却施設は石名坂環境事業所が稼働開始から 37 年、北部環境事業所が 14 年経過しています。

本市は平成 28 年 1 月に「藤沢市焼却施設整備基本構想」を策定し、安定的で効率的なごみ処理の実施に向け、現状の 2 施設 3 炉体制を維持するために老朽化した石名坂環境事業所のごみ処理施設の整備を早急に行う必要があるとしています。また、平成 28 年 4 月に「焼却施設整備基本計画」を策定し、既存処理施設で本市の可燃ごみを処理しつつ、新焼却炉の整備を進めるスケジュールを計画しました。そのスケジュールに基づき、現在、北部環境事業所に新焼却炉の建設工事等を行っています。今後も施設整備を進めて、本市から発生する可燃ごみの処理を停滞させることなく、生活衛生上適正に処理しなければなりません。

また、整備期間中の可燃ごみは、既設の焼却炉で処理するため、適正な維持管理及び運転管理を進め、施設の安定稼働を継続する必要があります。

### (4) 最終処分

これまでにごみの減量・資源化、灰溶融等の資源化を継続した結果、平成 23 年度以降の最終処分率は 0.2%以下(令和 2 年度の最終処分量 110t)となっています。女坂最終処分場の残余容量は 108,682 m<sup>3</sup>(令和 3 年 2 月現在)となっており、埋立予定期間である令和 25 年 3 月までの利用は可能です。

しかし、仮に大規模な災害の発生や灰溶融等の資源化ができなくなった場合には、埋立予定期間が短くなってしまう恐れがあります。市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、今後も女坂最終処分場の延命化を継続して行うことが必要です。

また、女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、埋立物の縮減を図るとともに、適正な維

持管理を進め、今後、維持補修計画を策定し、計画に基づいた補修を実施していく必要があります。

## (5) 社会経済情勢の変化への対応

### ① プラスチックごみ削減

本市は、プラスチックごみの削減に向け、プラスチック製容器包装の戸別収集や商品プラスチック収集・資源化、民間事業者等との協働でのプラスチックごみ削減の推進など、これまで様々な取組を実施してきました。しかしながら、いまだ可燃ごみに大量のプラスチック類が分別されずに排出されている状況です。プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けてより一層取組を強化していく必要があります。

### ② サーキュラー・エコノミーの形成

世界的な人口増加に伴い、資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物の増加、気候変動をはじめとする環境問題の深刻化が世界的な課題となっています。

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄物型の線形経済が、早晩、立ち行かなくなることは明白であり、あらゆる経済活動において、従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加えて、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出すサーキュラー・エコノミーへの移行を進めていく必要があります。

### ③ 食品ロス削減

本市は、組成分析に基づく実態調査やフードドライブの実施など、食品ロスの削減に向けた取組を実施していますが、可燃ごみ中の食品ロスが占める割合は年々増加しており、取組が十分とは言えない状況です。「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けて戦略的に取り組んでいく必要があります。

### ④ リチウム電池の分別排出・適正処理

リチウム電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。このような状況から、国は各都道府県に「リチウムイオン電池の適正処理について（令和元年 8 月 1 日）」及び「一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（令和 3 年 4 月 7 日）」の通知を行いました。本市においても火災事故を未然に防ぐために市民や事業者に対し、分別排出の周知を行っていく必要があります。



## 第2節 ごみ処理基本計画の改定

### 1. 基本理念及び基本方針

本市の環境基本計画の総合環境像である「地域から地球に広がる環境行動都市」を実現し、これからも安心して暮らすことのできる望ましい社会を構築していくためには、環境への負荷を軽減し、未来へつなげる循環型社会の実現を図ることが必要です。一方で、環境及び廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化にも対応していく必要があります。

ごみ処理基本計画では、旧計画の基本理念を引き続き継承していきます。また、各基本方針とSDGsの関係性について以下に示します。

### 【基本理念・基本方針】

#### 【基本理念】

「環境への負荷を軽減し、  
未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」

#### 基本方針 1 「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」



#### 基本方針 2 「廃棄物の適正処理システムの実現」



#### 基本方針 3 「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現」



## 2. 計画収集人口の設定

計画収集人口の将来予測を図 3-19 に示します。

令和 3 年度以降の計画収集人口は、上位計画である「藤沢市市政運営の総合指針 2024」で予測した将来人口を採用します。

計画収集人口は、中間目標年度である令和 8 年度には令和 2 年度比で 4,887 人増加し、441,719 人になる見込みです。また、計画目標年度である令和 13 年度には令和 2 年度比で 7,093 人増加し、443,925 人になる見込みです。

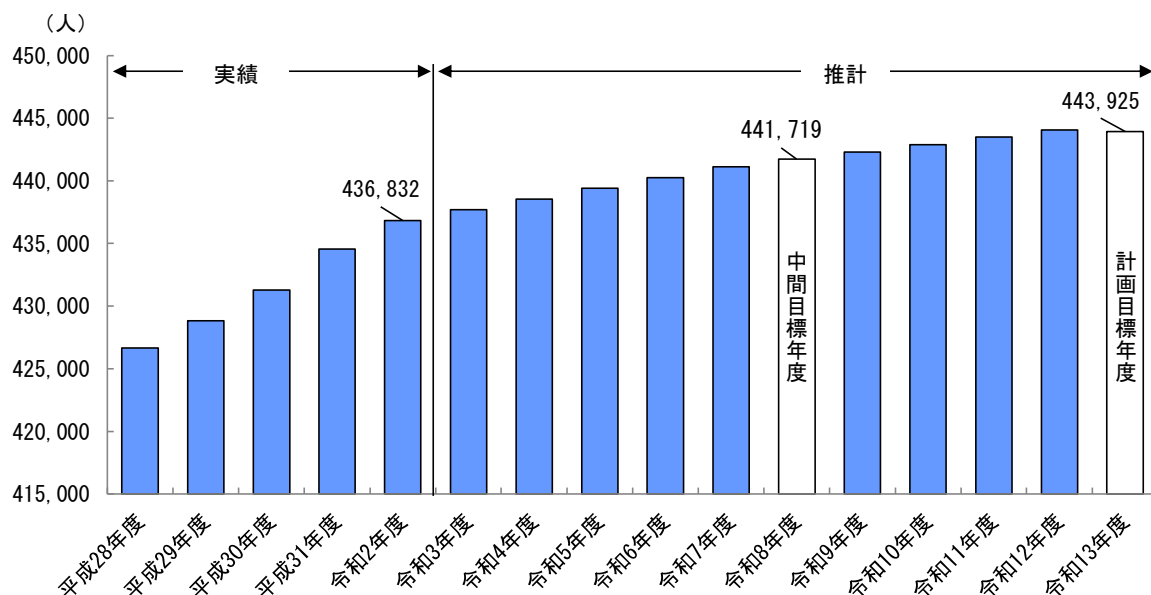


図 3-19 計画収集人口の将来予測

### 3. 数値目標

計画期間の10年間における目標値は、旧計画の目標値と同様に、①排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量）、②家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）、③資源化率（資源化率Ⅰ、Ⅱ）、④最終処分率、⑤事業系ごみ排出量の5つを採用します。

これらの目標値に向かって種々の施策を講じていきます。

以下に、現状のごみ排出量等が推移した場合の現状推計値と目標値の比較を示します。

#### (1) 排出抑制目標

目標① 排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量）

市民1人1日当たりのごみ排出量を令和13年度までに820g/人・日まで削減します。  
【現状推移時の推計値（840g/人・日）に対して2.4%程度削減】

本市で処理している廃棄物のうち、市民1人1日当たりの排出量について、排出抑制を推進します。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値（840g/人・日）に対して令和13年度までに2.4%（20g）程度削減することにより達成可能となります。

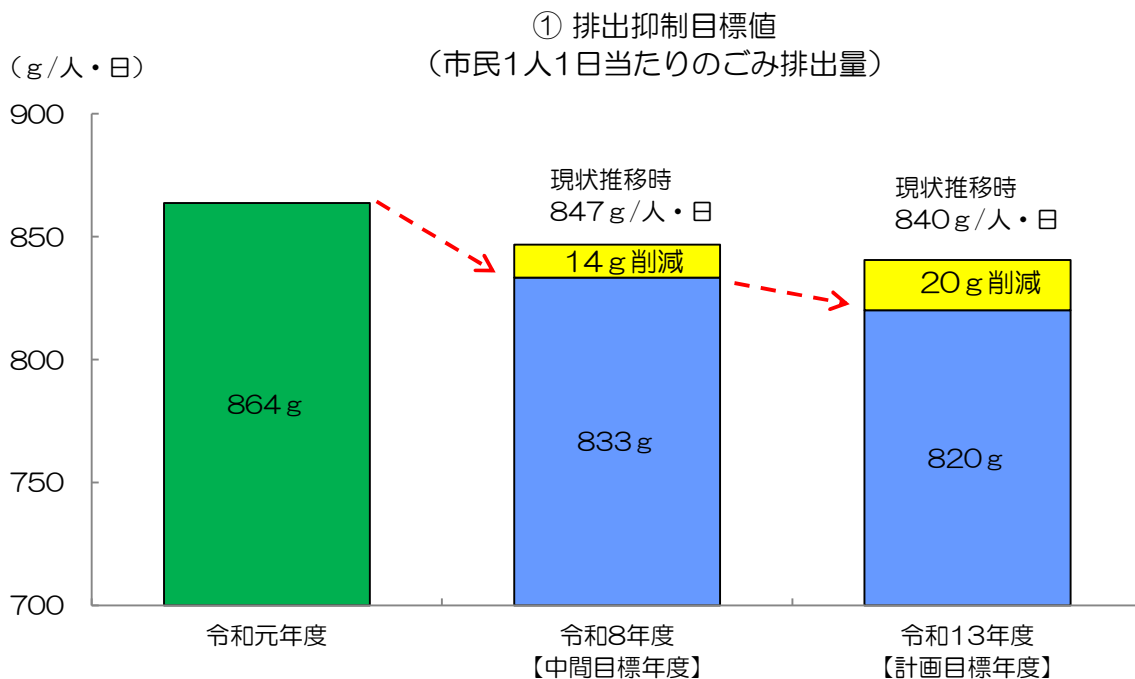


図 3-20 排出抑制の目標値

## (2) 家庭系ごみの減量目標

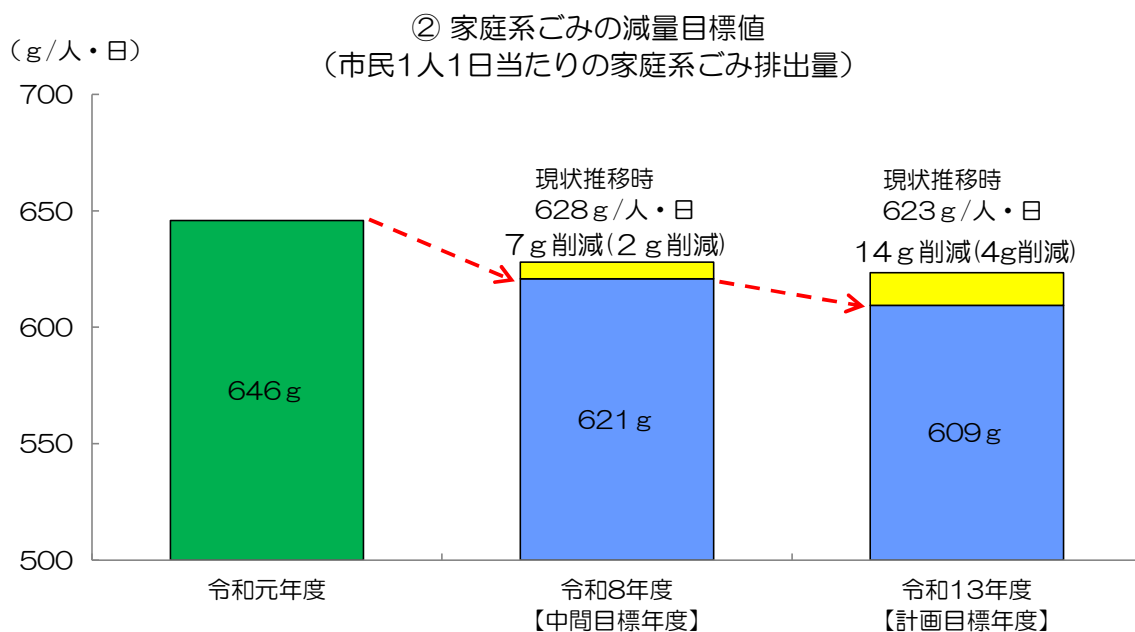
### 目標② 家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和13年度までに609g/人・日まで削減します。

【現状推移時の推計値（623g/人・日）に対して2.2%程度削減】

本市で処理している廃棄物のうち、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について、減量化を推進します。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値（623g/人・日）に対して令和13年度までに2.2%（14g）程度削減することにより達成可能となります。



※（ ）内の数値は食品ロス削減推進による削減量です。（令和8年度は2g削減、令和13年度は4g削減）

図 3-21 家庭系ごみの減量の目標値

(3) 資源化率

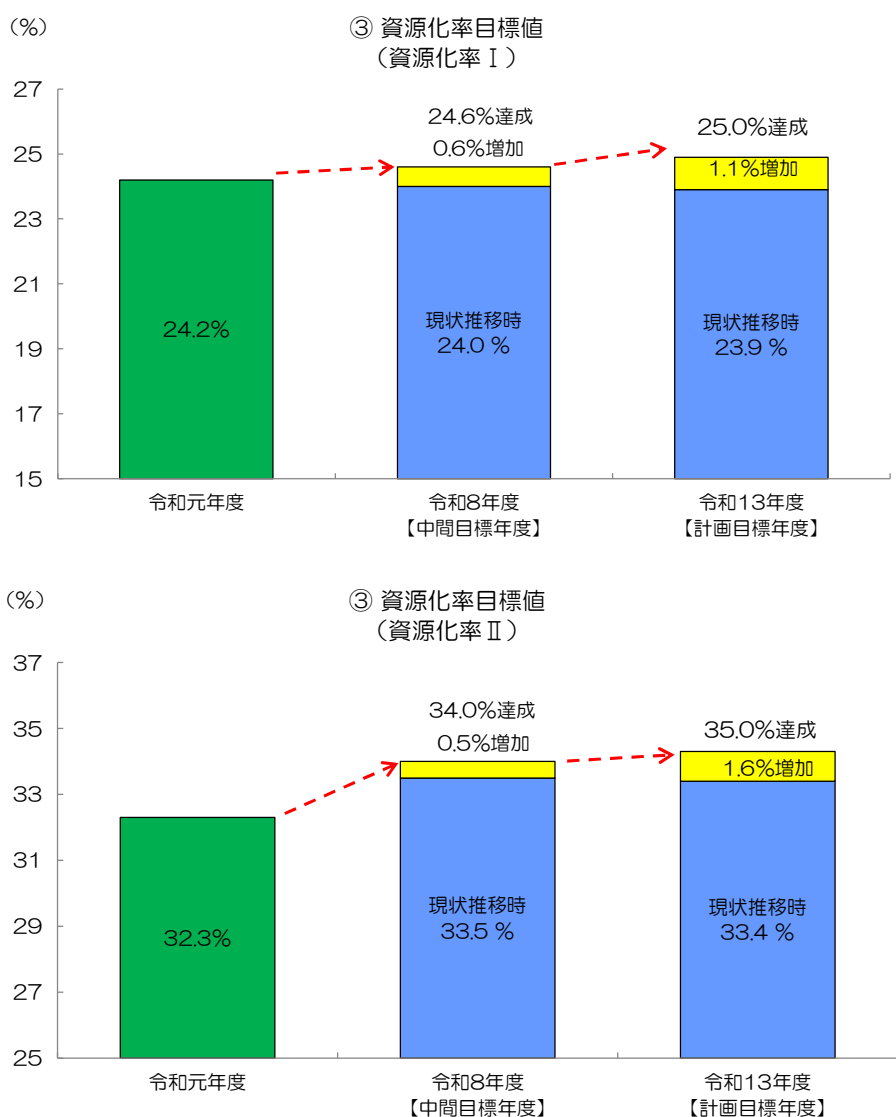
目標③ 資源化率

令和13年度までに資源化率Ⅰ 25.0%を達成します。

令和13年度までに資源化率Ⅱ 35.0%を達成します。

分別の徹底により、資源化率の向上を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」及び「基本方針2」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値に対して令和13年度までに資源化率Ⅰでは1.1%、資源化率Ⅱでは1.6%増加させることにより達成可能となります。



※資源化率Ⅰ：灰溶融等資源化を含まないごみ排出量中の資源物の割合  
 資源化率Ⅱ：灰溶融等資源化を含むごみ排出量中の資源物の割合

図 3-22 資源化率の目標値

#### (4) 最終処分率

##### 目標④ 最終処分率

令和13年度まで引き続き最終処分率0.2%以下を維持します。

焼却灰等の資源化を継続することにより、最終処分率の低減を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」及び「基本方針2」に示します。

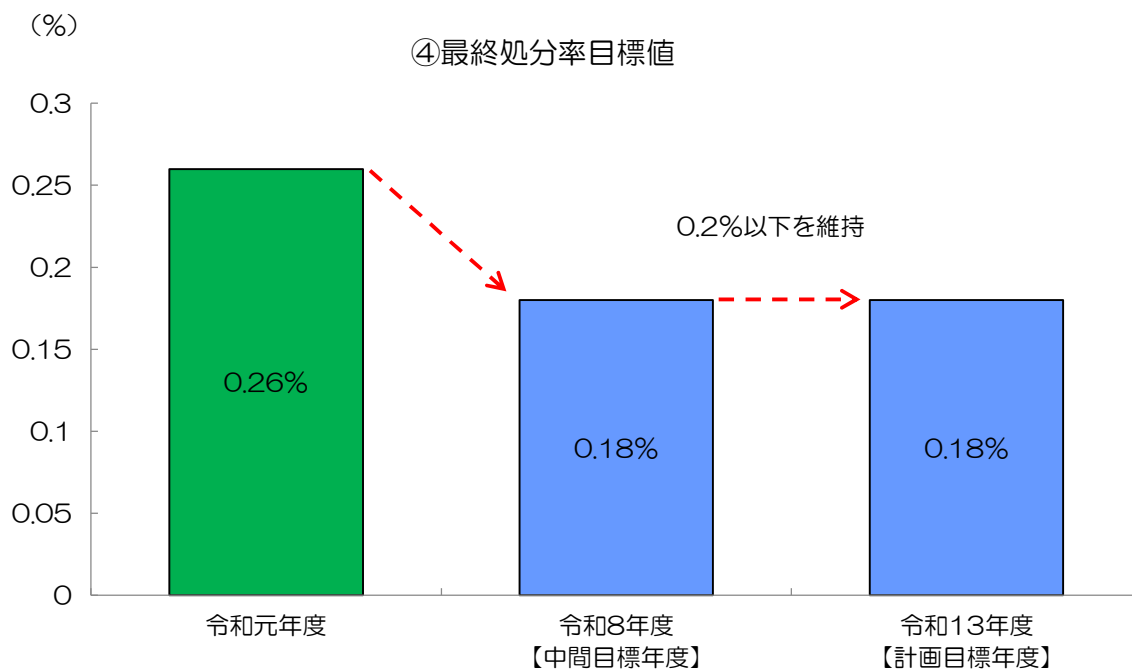


図 3-23 最終処分率の目標値

(5) 事業系ごみ排出量

目標⑤ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量を令和13年度までに34,219t/年以下にします。

【現状推移時の推計値(35,259t/年)に対して2.9%程度削減】

事業系ごみの減量化を図ります。具体的な施策は、「基本方針1」に示します。

目標値は、現状推移時の推計値(35,259t/年)に対して令和13年度までに2.9%(1,040t)程度削減することにより達成可能となります。

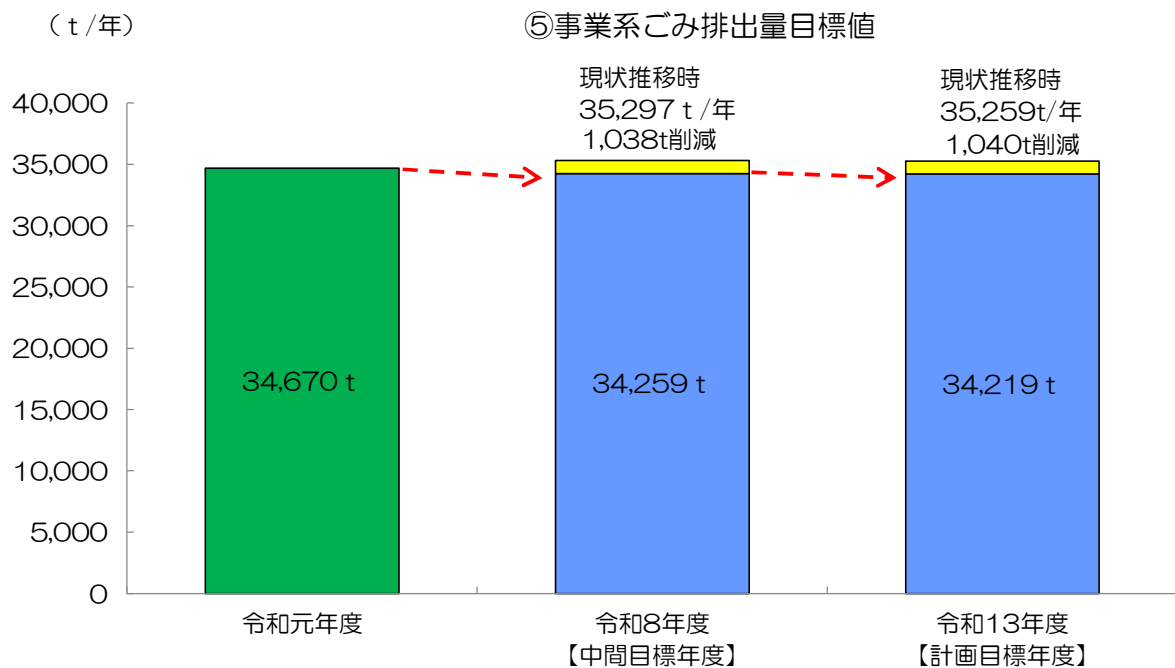
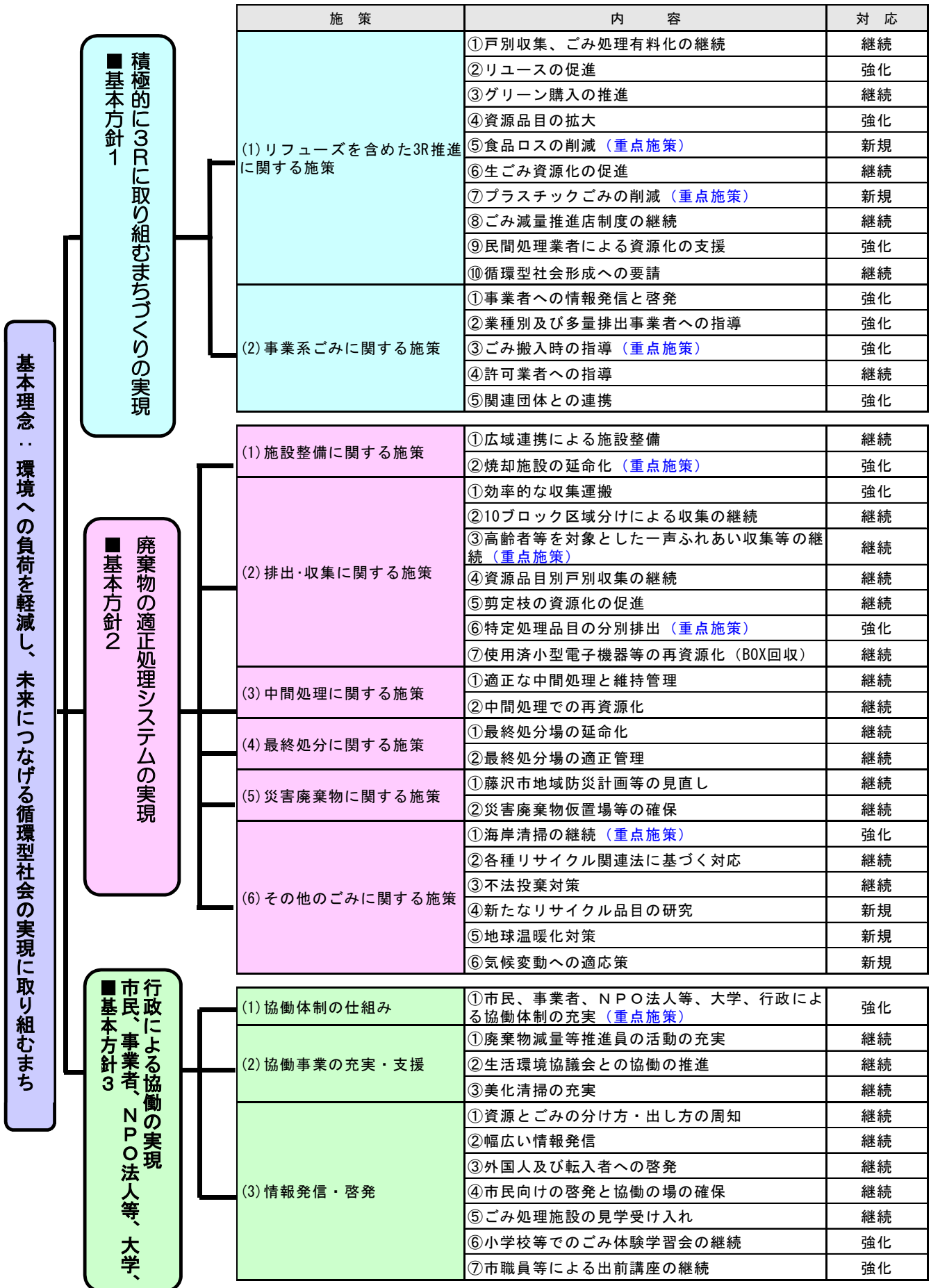


図 3-24 事業系ごみ排出量の目標値

#### 4. 施策体系

ごみ処理基本計画の施策体系は以下のとおりです。





## 5. 市民・事業者・行政の役割

ごみ処理基本計画の基本理念「環境への負担を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」の実現のためには、市民、事業者、行政がごみ処理基本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、各施策を達成するために市民、事業者、行政の役割分担を明確にします。

市民・事業者・行政の役割を表 3-13 に示します。

表 3-13 市民・事業者・行政の役割

	内 容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 不必要なものを買わない、受け取らないなど日常的な生活で心がけ、使い捨て商品の安易な使用を自粛し、マイバッグやマイボトルを利用するなど、ごみを出さないライフスタイルを実践します。</li> <li>b. 商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品を選択します。</li> <li>c. 商品の使用では、故障時の修理を励行し、可能な限り長期間使用します。</li> <li>d. 不要となったものでまだ使用できるものは、フリーマーケット等を利用し、必要とする市民に提供します。</li> <li>e. ごみの排出では、分別を行い可能な限り資源化可能物は資源物として排出します。</li> <li>f. 事業者、行政の行う再資源化に対する取組に協力します。</li> <li>g. 食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めます。</li> <li>h. 海洋プラスチックごみ対策の観点から、美化清掃活動の参加に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 原材料の選択や製造工程の工夫などによる排出抑制を推進します。</li> <li>b. ごみの再生利用を他の事業者と連携して行うなど、適正な循環の利用を推進します。</li> <li>c. 容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行います。</li> <li>d. 自らが製造等を行った製品や容器等がごみとなる場合、リサイクルが容易な設計にするとともに、ごみとなったものについて極力自主的に引き取り、循環利用を推進します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ごみ処理基本計画の方針に沿ったごみ減量化・資源化施策の推進を図り、市民・事業者の取組を調整、取りまとめます。</li> <li>b. ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施します。</li> <li>c. ごみや資源の循環利用に係る補助金や助成金などの支援を継続します。</li> <li>d. 排出されたごみの適正処理を行い、資源の循環利用を図ります。</li> <li>e. サーキュラー・エコノミーの形成に向けて、市民や事業者に対し、啓発や資源化への誘導を図ります。</li> <li>f. ごみの収集運搬や処理等において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、地域課題の解決や新たな価値創造を図ります。</li> <li>g. ポイ捨てや不法投棄対策を継続して実施します。</li> </ul>

## 6. 基本方針1 積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現

### (1) リフューズを含めた3R推進に関する施策



#### ① 戸別収集、ごみ処理有料化の継続

平成19年4月から可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の戸別収集を、同年10月からごみ処理有料化を実施しています。ごみ処理有料化後の市民1人当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるため一定の効果が現れていると考えられます。

今後もこれらの状況を確認しながら継続していきます。

#### ② リユースの促進



平成24年度よりプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品を大型商品プラスチックとして回収し、再使用可能なものについては、洗浄及び消毒を行い、リユースフェア等で必要な人に再使用してもらう事業を実施しています。今後インターネットを利用したリユースを広げることを検討します。

市民相談情報課消費生活センターでは家庭で不用となり、まだ十分に使える品物の有効活用を図るため、不用品等の交換制度を実施しています。

神奈川県では、3R（リデュース【発生抑制】、リユース【再使用】、リサイクル【再生利用】）の取組の1つであるリユースを促進するため、基準等の要件を満たしたリユースショップを認証し、利用を促進しています。本市でも施策と関連づけ、推進していきます。

#### ③ グリーン購入の推進



グリーン購入の必要性や製品情報を市民に環境ポータルサイト「エコ日和」等で継続して広報し、市民・事業者の購入を促進するとともに、行政の率先行動として、市役所庁内におけるグリーン購入率の向上を図ります。

#### ④ 資源品目の拡大



平成24年4月から商品プラスチックの分別収集・資源化を実施しています。また、令和2年8月より新しいペットボトル回収事業としてペットボトルの拠点回収（(株)セブン-イレブン・ジャパン各店舗）を実施しています。今後もこれらの回収を継続し、資源品目の回収量を増加させていきます。

### 重点施策

#### ⑤ 食品ロスの削減



家庭や事業所で発生する食品ロスは、皮を厚くむきすぎたり、脂っこい部分など調理せずに取り除いた部分（過剰除去）、食べ残された料理（食べ残し）、期限切れとなった食品（直接廃棄）などがあり、これらの削減に取り組むことが重要です。

食品ロスの削減への取組は「食品ロス削減推進計画」に記載します。

（施策例：フードドライブの活用、3010（さんまるいちまる）運動等の情報周知、食品ロスの実態調査）

## ⑥ 生ごみ資源化の促進



可燃ごみに含まれる生ごみを可能な限り減らしていくため、家庭でのコンポスト容器の利用やキエーロの活用、電動生ごみ処理器の購入補助を促進していきます。また、水きり徹底等の普及促進を図ります。

### 重点施策

## ⑦ プラスチックごみの削減



令和3年6月4日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立するなどプラスチックごみの削減や資源循環が重要になっています。衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。

また、プラスチック製容器包装や商品プラスチックについては、今後も分別や資源化の促進を継続しながら、バイオマスプラスチックの利用促進の観点から、他市における指定収集袋での回収事例等を調査します。

## ⑧ ごみ減量推進店制度の継続



これまでと同様に、市民、販売店、行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店を「ごみ減量推進店」として認定します。ごみ減量推進店として認定された販売店は、市のホームページ等で紹介していきます。

## ⑨ 民間処理業者による資源化の支援



事業所から多量に発生する紙類や生ごみ等を資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、資源化業者の情報を収集し、排出事業者へ提供します。

また、事業系生ごみ、剪定枝及び草葉については、市内外の業者による資源化を継続していきます。

## ⑩ 循環型社会形成への要請



循環型社会形成に資する事項や適正処理困難物を含めた様々な製品に対する事業者責務としての拡大生産者責任について、(公社)全国都市清掃会議や神奈川県都市清掃行政協議会を通して、国へ要請・要望していきます。また、市内の事業者等に対しても循環型社会の実現に向けて、啓発や指導等を行います。

## (2) 事業系ごみに関する施策



### ① 事業者への情報発信と啓発

事業者へは、引き続き市のホームページで事業者用のチラシを掲載し、事業系ごみに関する情報発信と啓発を行っていきます。



### ② 業種別及び多量排出事業者への指導

近年、事業系ごみ排出量は減少傾向で推移しているものの、1事業所当たりのごみ排出量は増加傾向を示しています。事業者には引き続き立入り検査等を実施し、ごみの減量や適正処理について助言や指導を行います。

特に、多量排出事業者※に対しては、「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務付けています。計画書では、ごみ発生量や資源化量などを報告することとなっており、排出抑制に対する意識付けを図ります。

※多量排出事業者：1月平均3t以上又は年間36t以上の事業系一般廃棄物を排出する者。毎年、前年の排出量データをもとに更新する。

#### 重点施策



### ③ ごみ搬入時の指導

事業者に対しては、収集運搬業者を通じ分別の徹底を図るとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで実施する展開検査の回数を増やし、直接の指導を強化します。そのほか、各環境事業所で事業者向けの啓発チラシを配布します。



### ④ 許可業者への指導

許可業者へは搬入要領等の説明会において、分別収集の徹底及び廃棄物処理法、その他関連法規の遵守についても指導します。



### ⑤ 関連団体との連携

廃棄物対策協議会、商工会議所、生活環境協議会、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等と連携を深め、事業者への情報提供や啓発、自治会等における分別方法に関する講習会等を推進していきます。

## 7. 基本方針 2 廃棄物の適正処理システムの実現

### (1) 施設整備に関する施策



#### ① 広域連携による施設整備

広域化計画に基づき、構成市町（2市1町）で廃棄物処理施設の広域連携を進めています。令和3年度に構成市町村で広域化計画の見直しを行いました。今後も広域化計画に基づいた施設整備を行っていきます。

#### 重点施策



#### ② 焼却施設の延命化

本市が保有する2箇所の焼却施設のうち、2炉を有する石名坂環境事業所は稼働開始から37年が経過しており、1炉を有する北部環境事業所は、平成19年に1号炉を更新し、順調に稼働しています。今後も安定したごみ処理を継続して行うために、老朽化した石名坂環境事業所の焼却施設を延命化するとともに、整備を早急に行う必要があります。

まず、3炉の焼却処理体制を維持するため、北部環境事業所に新2号炉を整備し、その後、石名坂環境事業所の整備を進めていきます。

施設整備スケジュールを表3-14に示します。

北部環境事業所については、平成30年度より新2号炉建設工事を進めており、令和4年度に竣工予定となっています。新2号炉の整備期間中は、一時的に処理ができないため、市外の施設にて焼却を行い、焼却残渣については資源化をしています。石名坂環境事業所については、令和2年度より石名坂環境事業所整備基本構想の策定を進めています。今後大規模整備を行い、令和11年度に稼働予定となっています。引き続き、施設整備スケジュールに基づき段階的に事業を進めていきます。

表 3-14 施設整備スケジュール

構成市町	施設名称	施設概要	年度:西暦 和暦		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
			H29	H30	(H31)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			
藤沢市	北部環境事業所 (焼却施設)	新1号炉 H19.3竣工 (150t/24h×1炉)																		
		(旧2号炉 S49.10竣工 H25.3.31廃止)																		
		新2号炉 R5.3竣工予定 (150t/24h×1炉) エネルギー回収型廃棄物処理施設																		
	石名坂環境事業所※	焼却処理施設S59.3竣工 (130t/24h×3炉) 1号炉 H19.3 運転停止 2号炉 R5.3 運転停止予定 3号炉 R14.3 運転停止予定																		
		エネルギー回収型廃棄物処理施設 石名坂環境事業所の大規模整備 (120t/24h×1炉)																		
		前処理(粗大ごみ処理)施設 S59.3竣工 (25t/5h)																		
		前処理(粗大ごみ処理)施設 石名坂環境事業所の大規模整備																		
		リサイクルプラザ藤沢 (粗大ごみ処理施設含む) 132t/5h(破碎処理施設+資源化施設)																		
		女坂最終処分場 H9.3竣工 (200,000m3)																		
		北部環境事業所 (し尿処理施設) 新施設 (整備場所未定)																		

※施設規模、稼働開始時期は、今後の状況によって変更の可能性があります。

凡例  
 : 広域化実施計画期間中の整備計画施設  
 : 施設稼働期間  
 : 交付金対象支援事業期間  
 : 交付金対象施設整備期間

## (2) 排出・収集に関する施策



### ① 効率的な収集運搬

資源品目別戸別収集、分別収集品目の追加などに対応し、効率的な体制の整備を図ります。

可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装の収集運搬業務の直営から委託への変更については、平成 24 年度より委託割合を市域約 60%としました。

資源品目別戸別収集を平成 24 年 4 月から全市で実施しており、「可燃ごみとビン」、「プラスチック製容器包装、特定処理品目及び廃食用油」などの併せ収集を行い、経費節減に努めます。

事業系ごみについては、1 回のごみ排出量が 40 リットル相当以内の事業者（少量排出事業者）は、申し込み制で市が収集します（ただし、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装の全てを排出する事業者に限ります）。



### ② 10 ブロック区域分けによる収集の継続

可燃ごみを週 2 回の定曜日、不燃ごみ及び資源を隔週で収集し、かつ、地域ごとに収集日程をわかりやすく周知するため、市域を 10 ブロックに区分けし、効率的な収集方法を継続して実施します。

#### 重点施策



### ③ 高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続

本市では、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティア等の協力が得られない高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集や大型ごみを宅内から収集する福祉大型ごみ収集を行っています。

今後も一声ふれあい収集等を継続していくとともに、高齢化等により懸念される課題等を踏まえながら市民の負担を軽減するような収集方法を検討していきます。

なお、対象となる主な世帯は、次のとおりです。

- ・ 日常、介助または介護を必要とする高齢者（概ね 65 歳以上）の世帯
- ・ 障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人）のみの世帯
- ・ 上記の世帯で同居する家族がいる場合であっても、同居者が虚弱、年少者である世帯



### ④ 資源品目別戸別収集の継続

平成 24 年 4 月から、全市域での資源品目別の戸別収集を開始しており、対象となる資源品目は、ビン、カン・なべ類、ペットボトル、本・雑誌、廃食用油、プラスチック製容器包装、商品プラスチックとしています。さらに、平成 27 年 4 月からは「雑がみと本」を統一した戸別収集を開始しました。今後も市民負担の軽減を図る施策として継続実施していきます。

また、資源を収集日に出せない場合などは、リサイクルプラザ藤沢、石名坂環境事業所、環境事業センター、南部収集事務所を持ち込みを受け付け、資源物の回収に努めます。





### ⑤ 剪定枝の資源化の促進

剪定枝の資源化量は、平成 24 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向にあります。

剪定枝の収集は、これまでと同様に予約制の各戸収集とします。また、資源化の促進を図るため、平成 30 年 4 月より剪定枝の長さを 1m から 1.5m に、直径を 25 cm から 35 cm に収集基準を緩和しました。今後も資源化を促進していくために、情報等の周知をしていきます。

事業者から排出される剪定枝及び草葉については、民間事業者にて資源化するよう誘導、周知をしていきます。

#### 重点施策



### ⑥ 特定処理品目の分別排出

乾電池及びリチウムイオン電池、ボタン電池、蛍光管、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、ライター等は特定処理品目として分別排出するものとし、市民及び事業者に対し、特定処理品目の出し方をホームページへ掲載し、チラシを配布することにより分別の徹底を図っていきます。

平成 28 年度にはリサイクルプラザ藤沢の不燃ごみ・大型ごみ等の破碎処理施設で爆発火災事故が発生し、原因は不燃ごみに出してはいけない「電池」や「スプレー缶」が混入し、火災に至ったものと考えられています。そのため、本市は平成 28 年 12 月からリチウムイオン電池及びボタン電池を電池類として収集を始めています。



図 3-25 特定処理品目

#### ～コラム～使用済みリチウム電池の分別排出

全国的にリチウム電池による発火等の事例が報告されていることから、国は各都道府県にリチウム電池及びその製品の適正処理について令和元年 8 月 1 日及び令和 3 年 4 月 7 日に通知を行いました。

環境省のホームページでは図 3-26 のようなポスター等を公開し、事業者へ向けた呼びかけを行っています。



火災事故により損傷した不燃ごみベルトコンベア（平成 28 年度）



[資料：環境省ホームページ]

図 3-26 ポスター



## ⑦ 使用済小型電子機器等の再資源化（BOX 回収）



循環型社会の形成等を目的とした「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が平成 24 年 8 月に成立し、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本市では平成 25 年 10 月から使用済小型電子機器等の回収ボックスによる回収と資源化を行っています。平成 27 年 6 月からは、回収ボックスによる回収を継続するとともに、民間事業者による宅配便を利用した回収、市内の家電量販店による店頭回収を実施し、資源化をしています。

回収ボックスを市役所、市民センター・公民館、環境事業センター、石名坂環境事業所、リサイクルプラザ藤沢などに設置し、使用済小型電子機器等の回収を行います。

## (3) 中間処理に関する施策



### ① 適正な中間処理と維持管理

本市内の一般廃棄物の中間処理施設は、焼却施設 2 ヶ所、破碎処理施設 1 ヶ所、資源化施設 1 ヶ所があります。これらの施設では、これまでと同様に、生活環境への影響を及ぼさないよう適正な焼却処理、破碎処理、資源化を行います。

また、各施設は、廃棄物処理法などの法令や、維持管理基準に基づき稼働しており、排水や排出ガス等の測定結果などの維持管理情報を随時開示します。

### ② 中間処理での再資源化



#### ・北部環境事業所、石名坂環境事業所（焼却施設）

最終処分場への埋立物を減量するため、北部環境事業所から排出される焼却灰及び石名坂環境事業所から排出される焼却灰・不燃物を業者に委託して資源化しています。また、石名坂環境事業所では、焼却残渣の磁性物を資源化しています。

#### ・リサイクルプラザ藤沢での資源化

リサイクルプラザ藤沢において、破碎処理の過程で選別される金属（鉄くず、アルミ）を回収しています。また、平成 27 年 4 月から大型ごみのうち自転車、スプリングマット、羽毛布団を、平成 28 年 4 月よりカン・なべ類のうち台所用ステンレス製品の分別収集・資源化を実施しています。引き続き、リサイクルプラザ藤沢での資源化を実施していきます。

#### ・使用済小型電子機器等の再資源化（ピックアップ回収）

平成 15 年 9 月より、家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）以外の廃家電品（電子レンジ、掃除機、プリンター等）について、家電 4 品目と同様にリサイクルを開始しています。

このリサイクルは、収集した大型ごみの中から家電製品を取り出し（ピックアップ回収）、再商品化を進めているものです。この取組は本市独自のものでしたが、平成 26 年度からは小型家電リサイクル法に基づき資源化を行っています。

#### ・中間処理施設での熱エネルギー利用

石名坂環境事業所ではごみを焼却した際に発生する熱を廃熱ボイラーにより蒸気として回収し、発電・給湯への利用や場外の温水プールに熱供給をしています。

また、北部環境事業所ではごみを焼却したとき発生する熱を、廃熱ボイラーにより蒸気として回収

し、発電、給湯に利用しています。

北部環境事業所新 2 号炉の整備に当たり、排ガスの熱をより多く回収できる設備を導入し、発電効率を向上するとともに、場内で使用する機械設備類を省エネ型とすることで場内使用電力量の低減を図ります。北部環境事業所の余剰電力については、平成 29 年度から「電力の地産地消事業」を実施しており、今後より一層の発電量の拡大とエネルギーの地産地消を図ります。

#### (4) 最終処分に関する施策



##### ① 最終処分場の延命化

これまでにごみの減量・資源化、灰溶融等資源化を進めた結果、令和 2 年度の最終処分率は 0.08% (最終処分量 110t) となっています。女坂最終処分場の残余容量は 108,682m<sup>3</sup> (令和 3 年 2 月時点) となっており、埋立予定期間の令和 25 年 3 月までの利用は可能です。

しかし、仮に大規模な災害の発生や灰溶融等資源化ができなくなった場合には、埋立予定期間が短くなる恐れがあります。市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、今後もごみの減量・資源化、灰溶融等資源化を推進し、女坂最終処分場の延命化を図ります。



##### ② 最終処分場の適正管理

女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、適正な維持管理を進めるとともに、維持補修計画を策定し、計画に基づいた補修を実施していきます。

(5) 災害廃棄物に関する施策



① 藤沢市地域防災計画等の見直し

藤沢市地域防災計画は、社会情勢の変化等に対応するため、平成 29 年 7 月に見直しを行い、その後も適宜、必要な見直しを行ってきました。また、平成 30 年 3 月に藤沢市災害廃棄物処理計画を策定し、発災時の対応や災害廃棄物の処理について整理しました。

今後も、法令の改正等を踏まえて、適宜見直しを行います。



② 災害廃棄物仮置場等の確保

地震等災害により中間処理施設及びライフラインの復旧に時間を要することが予想されます。このため、本市は仮置場を確保し、発災時に備えています。

今後は、発災時に速やかに仮置場を開設できるように必要な備品等を用意します。また、作業に必要な重機・車両の確保のため、必要に応じて他市町村及び民間事業者に支援を要請します。

～コラム～本市が被害を受けた過去の災害被害

令和元年、本市は台風 15 号及び台風 19 号により、一部の地域に警戒レベル 4 の避難勧告が発令され、建物の倒壊、道路の冠水や停電等の被害が生じました。両台風によって発生した災害廃棄物は、本市の処理施設にて処理を行いました。幸いにも本市の処理施設の能力内で対応できたため、仮置場の設置や市外搬出等には至りませんでした。

表 3-15 台風 15 号及び台風 19 号による本市の被災状況

被災内容		台風 15 号	台風 19 号
①避難情報	水害避難所	74 施設	74 施設
	避難者	350 人	4,675 人
②建物被害	住家	140 棟	33 棟
	非住家	21 棟	20 棟
③災害廃棄物	収集運搬	693 台、49t	313 台、41t
	持ち込み（石名坂環境事業所）	196 台、55t	56 台、16t
	持ち込み（リサイクルプラザ）	165 台、10t	74 台、10t



## (6) その他のごみに関する施策

重点施策

### ① 海岸清掃の継続



河川ごみ等が海岸等に打ち上げられ、景観や衛生について悪影響をおよぼすことのないように、今後も海岸清掃等を実施するとともにマイクロプラスチックに関する啓発も行います。また、境川に除塵機を設置し、河川ごみの除去も実施していきます。

### ② 各種リサイクル関連法に基づく対応



各種リサイクル関連法に基づき、家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機/衣類乾燥機、冷蔵庫/冷凍庫）、パソコン、二輪車（オートバイ）、消火器については、販売店等で引き取るようになっていきます。今後も処理の困難なごみの事業者回収などが確実に実行されるよう、拡大生産者責任の徹底に向けて国などへの働きかけを行うとともに、適正な資源の循環が図られるよう「区域別収集日程カレンダー」やホームページ等で必要な情報を市民へ周知していきます。

### ③ 不法投棄対策

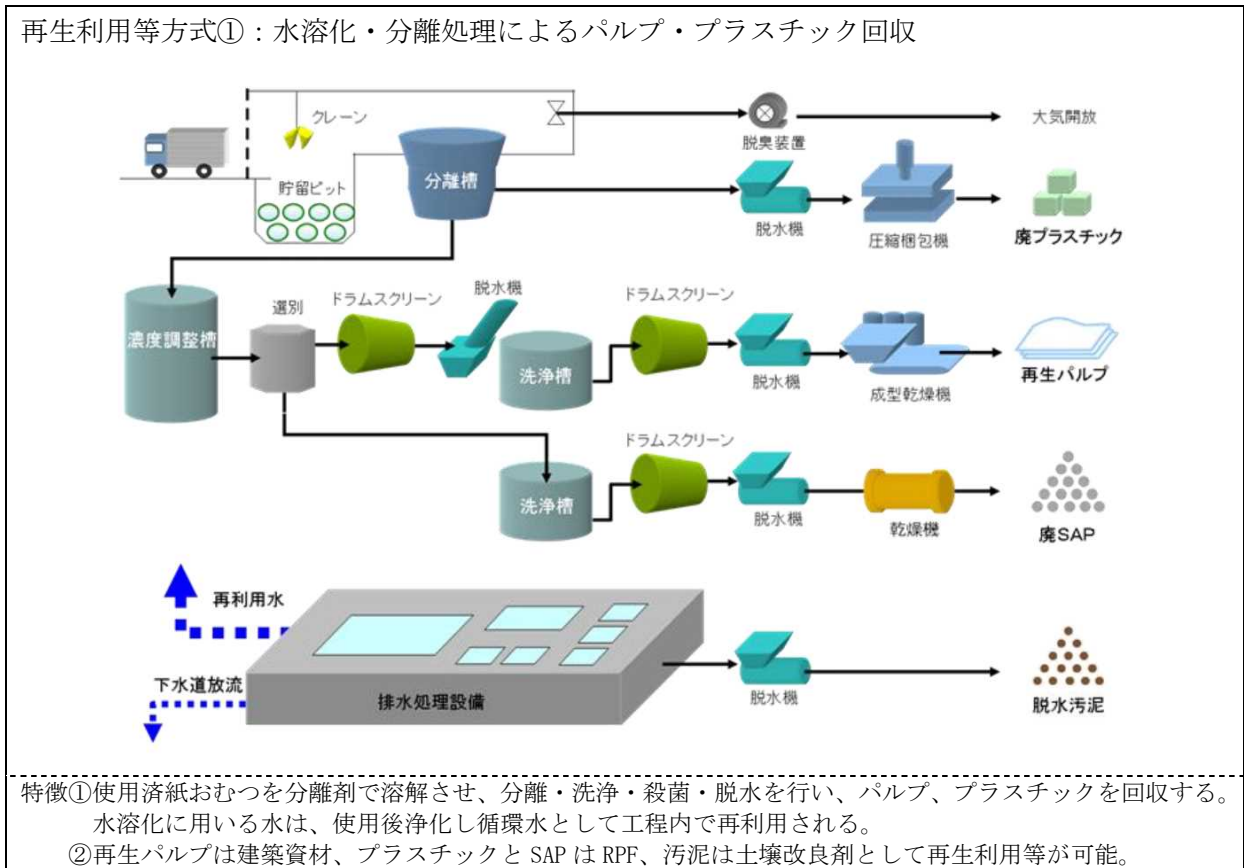


各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を継続します。また、市独自によるパトロール及びスマートチェックを実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監視センサー、防止カメラを市内重点箇所を設置します。また、新たに常習的な不法投棄などが発生し、その対策に努める土地管理者等に対し不法投棄防止用のカメラの貸出を行い、不法投棄防止に努めていきます。また、不法投棄を発見した場合、原因者を特定し、原状回復の指導に努めるとともに、悪質な行為に対しては、警察などの関係機関と連携し、告発も視野に入れた対応を行います。

④ 新たなリサイクル品目の研究

超高齢社会となり、病院、老人ホーム等からまとめて排出される紙おむつは、今後も増加していくことが予想されます。使用済紙おむつの資源化等については、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（令和2年3月）」や今後策定予定の「下水道への紙オムツ受入のためのガイドライン」等を参考に研究していきます。

使用済紙おむつの再生利用等方式例を図 3-27 及び図 3-28 に、下水道での紙おむつの受け入れ方法例を図 3-29 に示します。

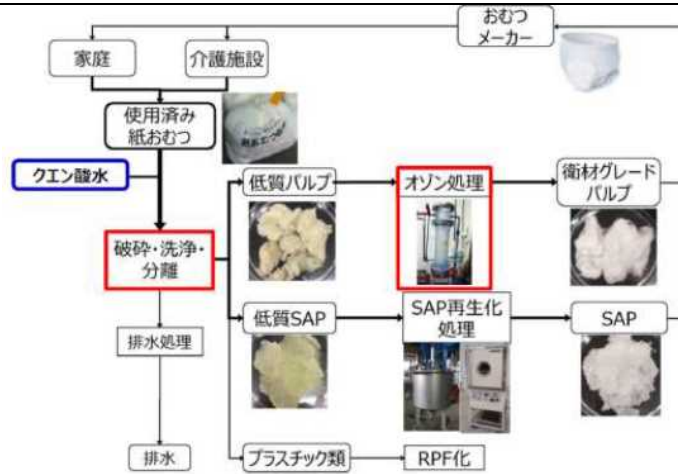


[資料：使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(概要版)（令和2年3月）]

図 3-27 使用済紙おむつの再生利用等方式例-1



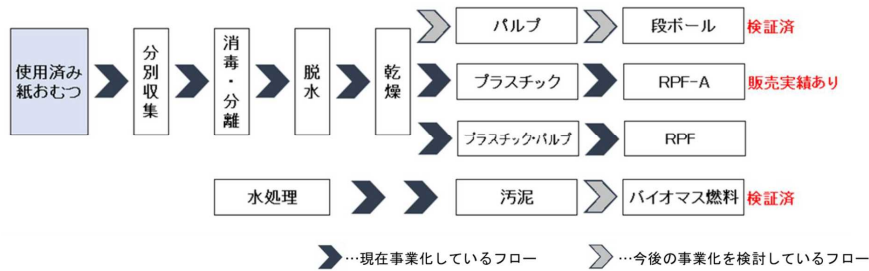
再生利用等方式②：水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収



特徴①使用済み紙おむつを水溶化により破碎、分離する。取り出されたパルプをオゾン処理工程で殺菌・漂白することで、衛生グレードパルプに再生することが可能。処理後のパルプからは排泄物に含まれる大腸菌等は検出されず、ヒト由来の汚れ指標であるタンパク質濃度も測定下限以下になっている。

②SAPについても、回収・リサイクルし、バージンSAPと同等の吸水性能に再生することが可能。

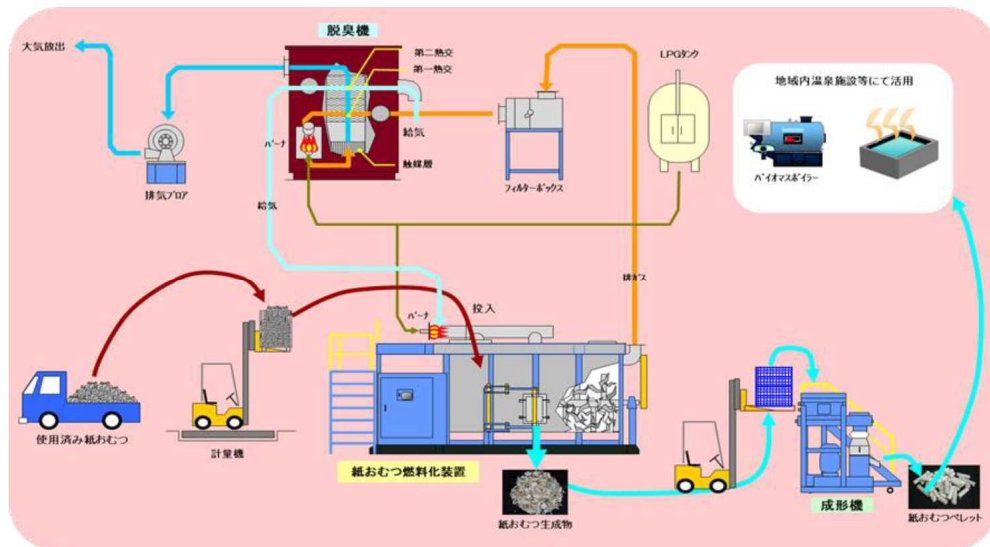
再生利用等方式③：洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収と熱回収



特徴①使用済み紙おむつを機械に投入し、石灰を加えて脱水、次亜塩素酸で消毒、洗剤で洗浄を行う。破碎工程を含まないことが特徴。

②プラスチックからRPF-Aも製造し、販売が可能。その他、パルプからの段ボール製造、汚泥からのバイオマス燃料製造についても実証済み。

再生利用等方式④：破碎・発酵・乾燥処理による燃料製造

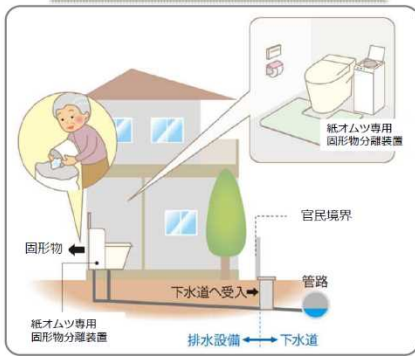


特徴①装置に使用済み紙おむつを投入した後は、自動的に破碎・発酵・乾燥が進行する。高温処理により殺菌し、触媒脱臭により汚物由来の排気臭を除去すると共に排気の安全を確保する。生成燃料を成形機でペレット化し、バイオマスボイラーやストーブの燃料として使用することが可能。

[資料：使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（概要版）（令和2年3月策定）]

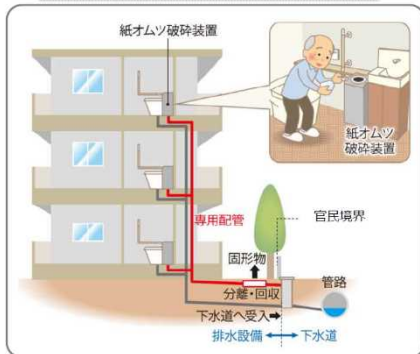
図 3-28 使用済み紙おむつの再生利用等方式例-2

Aタイプ（固形物分離タイプ）



処理方式の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み紙オムツから汚物を分離</li> <li>・汚物は下水道に排出</li> <li>・紙オムツは離水・脱水後に回収</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙オムツ保管時の悪臭とゴミ出し時の重さが軽減</li> <li>・紙オムツリサイクルとの連携も可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽量化した紙オムツの保管・ゴミ出しが必要</li> </ul>

Bタイプ（破碎・回収タイプ）



処理方式の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み紙オムツを破碎</li> <li>・破碎物は下水道に排出する前に分離・回収</li> <li>・汚物を含む分離排水は下水道に排出</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙オムツの保管・ゴミ出しが不要</li> <li>・紙オムツリサイクルとの連携も可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎の他に分離・回収装置の維持管理が必要</li> </ul>

Cタイプ（破碎・受入タイプ）



処理方式の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み紙オムツを破碎</li> <li>・破碎物は汚物とともに下水道に排出</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙オムツの保管・ゴミ出しが不要</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設や水環境への影響について十分に評価が必要</li> </ul>

[資料：国土交通省ホームページ]

図 3-29 下水道での紙おむつの受け入れ方法例



⑤ 地球温暖化対策

本市は、令和3年2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。目標達成に向け、令和3年度に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、廃棄物処理（終末処理等排水処理除く）における二酸化炭素排出量を令和12年度（2030年度）までに36千t-CO<sub>2</sub>とすることを削減目標としています（令和元年度（2019年度）は44千t-CO<sub>2</sub>）。

廃棄物処理における二酸化炭素排出量は、可燃ごみに占めるプラスチックの割合の増減による影響を受けるため、プラスチックごみの削減や分別を徹底し、再資源化を推進していく必要があります。また、可燃ごみを焼却処理する際には、二酸化炭素のほか温室効果の高いメタンや一酸化二窒素も排出されることから、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を推進し、可燃ごみの減量に取り組むとともに、高効率発電ができる焼却炉の整備を進めていきます。

なお、環境省では、廃棄物分野における地球温暖化対策について検討しており、廃棄物処理における取組として、表3-16に示す様な具体的な対策及び評価指標を掲げています。

表 3-16 地球温暖化対策計画における廃棄物分野の温室効果ガス対策及び対策評価指標（抜粋）

対象ガス	具体的な対策	対策評価指標等
エネ起 CO <sub>2</sub>	廃棄物処理における取組	①プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量（万t）
		②ごみ処理量当たりの発電電力量（kwh/t）
非エネ起 CO <sub>2</sub>	バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチック国内出荷量（万t）
	廃棄物焼却量の削減	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量（乾重量）（千t）
CH <sub>4</sub>	廃棄物最終処分量の削減	有機性の一般廃棄物の最終処分量（乾重量）（千t）

[資料：廃棄物分野における地球温暖化対策について（2021年4月9日、環境省）]





## ⑥ 気候変動への適応策

近年、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加等、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後長期にわたり拡大することが懸念されます。このような状況を踏まえ、国は平成30年6月13日に「気候変動適応法」を公布し、同年12月1日に施行しました。

この法律では、都道府県及び市町村に対し、地域気候変動適応計画の策定を努力義務としています。当該計画を策定する際には「地域気候変動適応計画策定マニュアル(平成30年11月30日、環境省)」や「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン(令和元年12月、環境省)」等を参考にします。

気候変動は、ごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分の廃棄物処理プロセスに様々な影響を与える可能性があることから、今後本市においても、地域気候変動適応計画の策定及び適応策の実施を検討します。また、本市が行う取組についてはホームページ等で周知を行い、市民や事業者の協力のもと気候変動適応策の実施を推進します。廃棄物・リサイクル分野における気候変動影響と適応策を表3-17から表3-21に示します。

表 3-17 「ごみの排出」における影響と適応策-1

影響項目			ごみの排出における影響と適応策	
気候要素	変化内容	影響の対象	影響	適応策
気温	上昇	ごみ性状への影響	・消費傾向の変化によるごみ質の変化(飲料水の需要増加による缶・びん・ペットボトル・紙パック等の排出量の増加)	<input type="checkbox"/> 分別・収集計画の見直しの検討(分別区分・収集頻度の見直しなど)
		地域への影響	・ハエ・ネズミ等の食中毒菌(0-157、サルモネラ、赤痢等)媒介による感染リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 手洗い・うがい、食材・調理器具の洗浄の徹底を啓発 <input type="checkbox"/> 食品の必要量購入啓発による食品廃棄物の発生抑制 <input type="checkbox"/> 生ごみの水切り・ごみ袋密封の啓発
			・不法投棄物による衛生環境の悪化(廃タイヤ等の長期放置によるボウフラの発生等)	<input type="checkbox"/> 不法投棄防止活動(監視の強化、外国語による警告など)の実施 <input type="checkbox"/> 不法投棄発見時の早期撤去体制の構築
	ごみステーションへの影響	・悪臭の増加、衛生動物、野生動物の誘引	<input type="checkbox"/> 生ごみの水切り・ごみ袋密封の啓発 <input type="checkbox"/> ごみの滞留時間の短縮化 <input type="checkbox"/> ごみ回収ボックス(蓋付き容器)などの利用 <input type="checkbox"/> ごみステーションの清掃の徹底、殺虫・殺鼠(そ)対策の実施 <input type="checkbox"/> ごみステーションにおける防鳥・防鼠(そ)ネット、動物防護柵の設置	
低下	ごみ性状への影響	・消費傾向の変化によるごみ質の変化	<input type="checkbox"/> 分別・収集計画の見直しの検討(分別区分・収集頻度の見直しなど)	

[参考資料：地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン(令和元年12月、環境省)]

表 3-18 「ごみの排出」における影響と適応策-2

影響項目			ごみの排出における影響と適応策	
気候要素	変化内容	影響の対象	影響	適応策
降雨量	増加	ごみ性状への影響	・降雨によるごみ質の変化（生ごみの水分増加など）	<input type="checkbox"/> ごみ袋密封の啓発
			・古紙の汚損、金属の腐食	<input type="checkbox"/> ごみ回収ボックス（蓋付き容器）などの利用
		地域への影響	・湿度上昇によるカビ・食中毒の発生リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 手洗い・うがい、食材・調理器具の洗浄の啓発 <input type="checkbox"/> 生ごみの水切り・ごみ袋密封の啓発 <input type="checkbox"/> ごみの滞留時間の短縮化
			・不法投棄物による衛生環境の悪化（廃タイヤ等の長期放置によるボウフラの発生等）	<input type="checkbox"/> 不法投棄防止活動（監視の強化、外国語による警告など）の実施 <input type="checkbox"/> 不法投棄発見時の早期撤去体制の構築
	降雨パターンの変化	ごみ性状への影響	・梅雨時の少雨、乾燥時期の多雨によるごみ質・ごみ量の季節的变化	<input type="checkbox"/> ごみ回収ボックス（蓋付き容器）などの利用
		地域への影響	・従来想定されていた以上の降雨等により、ごみの排出が困難となる影響	<input type="checkbox"/> 荒天時の収集の延期、荒天時の排出ルールの方策定・変更
台風・強風	頻発化・拡大化	地域への影響	・ごみの排出困難（ごみ出し中の事故の発生など）	<input type="checkbox"/> 荒天時の収集の延期、荒天時の排出ルールの方策定・変更
		ごみステーションへの影響	・ごみの散乱による事故発生リスクの上昇	<input type="checkbox"/> ごみの散乱防止（頑丈なごみステーションの設置） <input type="checkbox"/> 荒天時の収集の延期、荒天時の排出ルールの方策定・変更
			・ごみの散乱によるごみに混ざった衛生動物等の分布拡大	<input type="checkbox"/> 衛生動物発生時の迅速な対応（駆除・指導）
気圧	高潮の発生	ごみステーションへの影響	・ごみの散乱による事故発生リスクの上昇	<input type="checkbox"/> ごみの散乱防止（頑丈なごみステーションの設置）
			・ごみの散乱によるごみに混ざった衛生動物等の分布拡大	<input type="checkbox"/> 衛生動物発生時の迅速な対応（駆除・指導）

[参考資料：地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月、環境省）]

表 3-19 「収集・運搬」における影響と適応策-1

影響項目			収集・運搬における影響と適応策	
気候要素	変化内容	影響の対象	影響	適応策
気温	上昇	ごみ性状への影響	・悪臭の増加、衛生動物等の誘引	<input type="checkbox"/> 作業従事者の手袋・マスク着用、手洗い・うがいの徹底 <input type="checkbox"/> 収集・運搬・体制の見直し（車両の増加など） 収集時のごみステーション清掃
		作業従事者への影響	・暑熱による作業効率低下、熱中症リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 水分、塩分補給の啓発 <input type="checkbox"/> 冷却剤の配布 <input type="checkbox"/> 暑熱に対応した作業服の導入 <input type="checkbox"/> 休憩時間を長くとする
			・光化学オキシダント等の大気汚染物質の発生による健康リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 作業従事者のマスク・メガネ着用、手洗い・うがいの徹底
			・悪臭、衛生動物等の発生による健康リスクの上昇 ・衛生動物による刺咬被害リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 最新の分布情報の確認と周知 <input type="checkbox"/> 突き刺し防止手袋着用の徹底
		地域への影響	・悪臭、衛生動物等の発生	<input type="checkbox"/> 清掃の徹底 <input type="checkbox"/> 施設内の殺虫・殺鼠（そ）対策 <input type="checkbox"/> 悪臭対策（気密化・脱臭装置の導入）
		構造物への影響	・可燃性廃棄物の発火リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 分別の徹底
	低下	作業従事者への影響	・寒冷による作業効率低下	<input type="checkbox"/> 寒冷対策（防寒着の着用／加温器具の準備）

[参考資料：地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月、環境省）]

表 3-20 「収集・運搬」における影響と適応策-2

影響項目			収集・運搬における影響と適応策	
気候要素	変化内容	影響の対象	影響	適応策
降雨量	増加	作業従事者への影響	・ごみの水分の増加による作業効率低下	<input type="checkbox"/> ごみ回収ボックス（蓋付き容器）などの利用
			・悪臭、衛生動物等の発生による健康リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 手洗い・うがい、マスク・手袋着用の徹底
		地域への影響	・高湿度による悪臭、衛生動物等の発生リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 清掃の徹底 <input type="checkbox"/> 施設周辺の水たまりの除去、ハエの飛来抑制対策（予防的対策） <input type="checkbox"/> 施設内の殺虫・殺鼠（そ）対策 <input type="checkbox"/> 悪臭対策（気密化・脱臭装置の導入）
	降雨パターンの変化	作業従事者への影響	・突発的な豪雨による作業効率の低下及び安全性リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 降雨状況の把握（位置情報システム・河川モニターの利用など）及び作業従事者への連絡周知体制の構築 <input type="checkbox"/> 安全対策（スリップ防止措置、ライト点灯など）、安全教育の実施
		事業運営への影響	・収集・運搬ルートへの冠水による収集困難リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 降雨状況の把握（位置情報システム・河川モニターの利用など）及び作業従事者への連絡周知体制の構築 <input type="checkbox"/> 豪雨時の収集・運搬ルートの検討（アンダーパスの回避など）
		構造物への影響	・中継施設への浸水リスクの上昇（立地による）	<input type="checkbox"/> 排水のための斜面傾斜等を考慮 <input type="checkbox"/> 十分な排水量計画の策定
	減少（乾燥）	作業従事者への影響	・粉じんによる作業環境悪化リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 必要に応じてマスクの着用
		車両への影響	・車両への粉じんの付着による汚れの増加	<input type="checkbox"/> 洗車設備の設置（車両基地、施設内等）

[参考資料：地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月、環境省）]

表 3-21 「収集・運搬」における影響と適応策-3

影響項目			収集・運搬における影響と適応策	
気候要素	変化内容	影響の対象	影響	適応策
積雪量・降雪量	増加	作業従事者への影響	・作業効率低下及び安全性リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 降雪状況の把握（ウェブサービスの利用など） <input type="checkbox"/> 安全対策、安全教育の実施
			・積雪・凍結によるスリップ事故の発生	<input type="checkbox"/> 車両の雪道対策（スタッドレス、チェーン、雪道脱出プレート等の準備）
		収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難（渋滞等により収集・運搬に時間がかかる／道路の凍結・寸断など）	<input type="checkbox"/> 除雪状況の把握及び作業従事者への連絡周知体制の構築 <input type="checkbox"/> 降雪時の収集・運搬ルート調整
		中継施設への影響	・積雪による正確な秤量の困難	<input type="checkbox"/> 計量台への屋根を設置
・計量台下部のピットへの雪の吹き込み、計量機の凍結	<input type="checkbox"/> 計量台下部のピット内の保温（保温電球でも可）			
雲量・紫外線	増加	作業従事者への影響	・作業従事者の皮膚・眼への影響	<input type="checkbox"/> 日焼け止め、帽子・サングラス等の利用
台風・強風	頻発化・強化	作業従事者への影響	・作業効率低下及び安全性リスクの上昇 <sup>2)</sup>	<input type="checkbox"/> 台風状況の把握（位置情報システム・河川モニターの利用など）及び作業従事者への連絡周知体制の構築 <input type="checkbox"/> 安全対策（スリップ防止措置、ライト点灯など）、安全教育の実施、安全教育の実施
		収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難（渋滞等により収集・運搬に時間がかかる／道路の寸断など）	<input type="checkbox"/> 台風時の収集・運搬ルート調整 <input type="checkbox"/> 荒天時の収集・運搬マニュアルの整備
気圧	高潮の発生	作業従事者への影響	・作業効率低下及び安全性リスクの上昇	<input type="checkbox"/> 高潮発生状況の把握（ウェブサービスの利用など）及び作業従事者への連絡周知体制の構築
		収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難	<input type="checkbox"/> 高潮発生状況の把握（ウェブサービスの利用など）
海面海洋	海面上昇	収集運搬体制への影響	・収集・運搬の困難	<input type="checkbox"/> 収集・運搬計画の変更（ごみステーションの移設／収集・運搬ルートの変更）

[参考資料：地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月、環境省）]

## 8. 基本方針 3 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働の実現

### (1) 協働体制の仕組み

#### 重点施策

#### ① 市民、事業者、NPO 法人等、大学、行政による協働体制の充実

本市は、平成 23 年 10 月に市内 4 大学と連携、協働して地域貢献の発展と研究・教育活動の推進、人材育成等を目的として湘南藤沢コンソーシアムを発足し、大学の個性と魅力、知的・人的資源を集積した「創造と知力、活力があふれる『ナレッジシティ湘南藤沢』」をコンセプトとして、3 つのビジョン（将来像）のもとに、地域貢献の視点に立った知的集積にもとづく大学間や行政との連携、協働を進めています。

その他に事業者と協定を締結し、新しいペットボトル回収事業やマイバッグ・マイボトルの普及等によるプラスチックごみ削減の推進等を行っています。

今後も、地域で活動している廃棄物減量等推進

員、生活環境連絡協議会、NPO 法人、関連団体、市内 4 大学などとの協働のしつこみを充実していきます。



図 3-30 湘南藤沢コンソーシアムのめざす姿

### (2) 協働事業の充実・支援

#### ① 廃棄物減量等推進員の活動の充実

一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する地域における推進役として、市の施策への協力、その他の活動を行う者として、市から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員の制度の充実を図ります。

＜現在の活動内容（藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく活動）＞

□ 地域におけるごみの出し方の指導及び減量化、資源化の推進のための活動

- ・ 買い物袋持参運動の推進及びごみ減量推進店の利用促進
- ・ 資源ステーションの巡回指導

□ 地域の実情に即した環境美化活動の実践

- ・ 不法投棄情報提供活動の充実及び不法投棄多発箇所巡回パトロールの実施

□ 市が実施する調査及び研修会等への参加

- ・ 研修会等に参加

□ その他廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する市の施策への協力

- ・ ゴミゼロクリーンキャンペーン（5 月）、1 日清掃デー（11 月）、環境美化啓発事業（随時）などへの参加・協力

## ② 生活環境協議会との協働の推進



市内 14 地区に生活環境協議会があり、地区の町内会・自治会組織や各種団体と連携し、生活環境を良くするためのクリーン活動等を実施しています。引き続き、市と協働し、活動を推進します。また、各生活環境協議会の代表によって組織される「生活環境連絡協議会」と連携し、地域の課題に取り組みます。そのほか、環境美化活動等に功績のあった個人・団体の表彰、ポスター表彰、事例発表などを行う市民大会の開催、ホームページでの活動紹介等を行い、活動を支援します。

## ③ 美化清掃の充実



### ・海岸清掃

江の島と片瀬東浜 (24,000 m<sup>2</sup>)、西浜 (115,500 m<sup>2</sup>) 等の清掃について、(公財) かながわ海岸美化財団による海岸清掃を促進します。

### ・ゴミゼロクリーンキャンペーン (片瀬、鶴沼、辻堂海岸)

5月30日のごみゼロの日直近日曜日に、子供会、ボーイスカウト、地域自治会等の参加によるクリーンキャンペーンを毎年実施します。

### ・地区内道路等清掃 美化ネットふじさわ

市民が自主的・主体的に行う公共用物(道路・公園等)への環境美化活動を支援するため、市ではアダプト・プログラム手法を取り入れた「美化ネットふじさわ」を推進します。

また、プラスチックごみの海洋等への流出防止の観点から、地域清掃活動を推進します。



図 3-31 美化ネットふじさわのしくみ

## (3) 情報発信・啓発



### ① 資源とごみの分け方・出し方の周知

市民がごみ出しの際に活用する「区域別収集日程カレンダー」を作成し、配布します。

また、情報通信媒体を利用した周知・啓発活動として、市のホームページでは、「ごみ検索システム」や「藤沢市ごみ分別アプリ」を配信し、若年層等の利便性を高めます。その他、ごみの出し方や分別をよりわかりやすくした動画を作成し、ホームページで紹介しています。

これらについて周知を行い、市民の適正なごみ出しを推進します。

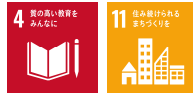
### ② 幅広い情報発信



市からの情報発信は、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働を進める基礎となることから、積極的に進めます。あわせて、これまで同様に紙媒体の「広報ふじさわ」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」で市民・事業者向けの情報提供・交換を進めます。新しい取組やイベント等を中心としたPRについては、市のホームページでの啓発、キャンペーンなどにより進めます。

また、焼却施設の排ガス等や最終処分場からの排水等のデータをホームページに掲載します。

### ③ 外国人及び転入者への啓発



「区域別収集日程カレンダー」を6ヶ国語で作成し、外国人へ適正なごみ出しを周知します(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、ベトナム語)。

転入手続きの際には、「区域別収集日程カレンダー」を配布し、適正なごみ出しを周知します。

### ④ 市民向けの啓発と協働の場の確保



リサイクルプラザ藤沢(環境啓発棟)では、ごみ減量や再生可能エネルギーの活用などについて具体的に体験しながら、楽しく学べる施設として整備しています。平成26年度から見学者を受け入れており、毎年約6,000人以上が来場しています。

今後も、市民、事業者、NPO法人等、大学との協働の場となるよう積極的な見学者の受け入れや情報提供を行っていきます。

### ⑤ ごみ処理施設の見学受け入れ



資源化施設、焼却施設等のごみ処理施設に見学者を受け入れ、積極的に情報提供します。

### ⑥ 小学校等でのごみ体験学習会の継続



市内の小学校や保育園等に塵芥収集車で出向き、小学4年生を対象にする「ごみ体験学習会」、保育園児・幼稚園児を対象にする「キッズごみ体験学習」を開催しています。今後も開催し、子供たちのごみ減量やリサイクルの大切さなどに対する意識を高めま



図 3-32 小学4年生ごみ体験学習会の様子

### ⑦ 市職員等による出前講座の継続



本市の職員等によるごみに関わるテーマの出前講座を、自治会、町内会、学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施します。



## 第4章 食品ロス削減推進計画

### 第1節 計画策定の趣旨

#### 1. 計画策定の背景と目的

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。

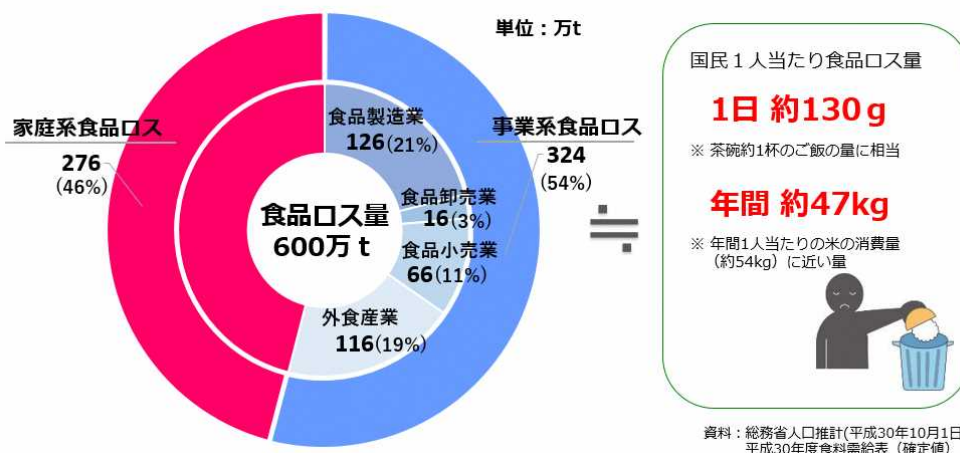
我が国の食料自給率（カロリーベース）は約 4 割で、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。日本国内の食品ロス量は、年間 600 万トン（平成 30 年度）と推計されています。

食品ロスに関しては、平成 27 年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの 1 つとして、2030 年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。

国内では、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）及び食品リサイクル法の基本方針（令和元年 7 月 12 日公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減するとの目標が定められています。また、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

本市では、フードドライブの実施や生ごみ処理器の購入費助成制度の導入など、これまで食品ロス削減に向けた様々な取組を実施してきました。また、令和 2 年 3 月に「第 3 次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」を策定し、「市民一人ひとりが生涯健康であるために、自分に適した食生活を送る力を育む」の大目標の下、4 つの重点目標の一つに「食の循環や環境を意識した食育の推進」を定め、食品ロス削減に向けた様々な取組を施策として位置付けています。

以上を踏まえ、市民、事業者、関係団体、行政等が相互に連携・協力の下、本市で発生する食品ロスの削減の取組を進めるため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。



[資料：農林水産省ホームページ]

図 4-1 国内における食品ロス量（平成 30 年度推計）

## 2. 計画の位置づけ

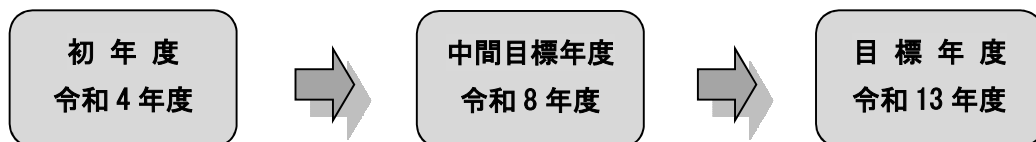
食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、食品ロス削減推進計画は「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」における食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置付けるとともに、「藤沢市環境基本計画（第 2 次改定）」、「第 3 次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」等、本市の関係計画と整合を図ります。

## 3. 計画期間

食品ロス削減推進計画の計画期間は、本計画と同様に、令和 4 年度を初年度に 10 年間の計画期間として、目標年度を令和 13 年度とします。計画期間中は、令和 8 年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。

なお、計画期間内にあっても、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。



#### 4. 計画対象

##### (1) 計画区域

食品ロス削減推進計画の対象区域は、本市全域とします。

##### (2) 対象物

食品ロス削減推進計画の対象物は、本市全域で発生する食品ロスとします。食品ロスの対象を図4-2に示します。食品ロスは、食品廃棄物から不可食部（＝「調理くず」）（野菜・果物の皮、肉・魚の骨など）を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、発生要因ごとに「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。

食品ロスには、家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。



※「過剰除去」も概念上食品ロスに含まれますが、過剰であるかの判断が主観に依るところが大きいため、調理くずに含める場合もあります。

[資料：家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和元年5月版）（環境省）]

図 4-2 食品ロスの対象

## 第2節 食品ロスの現状と課題

### 1. 本市の食品ロスの発生量

#### (1) 家庭系食品ロス

##### ① 組成分析調査

本市は、平成 29 年度から令和元年度に家庭系可燃ごみの組成分析調査を実施しました。可燃ごみ中の食品廃棄物は、直接廃棄（手付かず食品）、食べ残し、調理くず等に分類しました。また、過剰除去については、「令和 2 年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査 報告書」（環境省）における該当年度の発生量の推計結果の割合を用いて、算定しました。

表 4-1 に家庭系可燃ごみの組成分析調査結果を示します。

家庭系可燃ごみ中の食品廃棄物は 40%程度を占めており、その内の可食部（食品ロス）は 8%程度となっています。また、食品廃棄物における可食部（食品ロス）の占める割合は、年々増加傾向にあります。

表 4-1 家庭系可燃ごみの組成分析調査結果

項目	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
可燃ごみ組成分析全体重量	kg	598	509	435	514
食品廃棄物	kg	208	230	182	207
可食部（食品ロス）	kg	35	44	40	40
直接廃棄（手付かず食品）	kg	13	18	21	18
食べ残し	kg			4	
過剰除去（推計）	kg	22	26	15	21
不可食部	kg	173	186	142	167
調理くず等	kg	173	186	142	167
可燃ごみ中の食品廃棄物	%	34.81	45.23	41.79	40.61
可食部（食品ロス）	%	5.90	8.60	9.19	7.89
直接廃棄・食べ残し	%	2.18	3.44	5.72	3.78
過剰除去（推計）	%	3.73	5.16	3.47	4.12
不可食部	%	28.91	36.63	32.60	32.72
調理くず等	%	28.91	36.63	32.60	32.72

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により組成分析調査を実施せず。

※家庭系可燃ごみの組成分析調査：毎年 6 月及び 11 月に、約 120 世帯の家庭から排出された可燃ごみ（概ね 400～500kg）を対象に、「分別状況の確認」「資源化可能なものの状況把握」「食品ロス状況調査」を目的として、ごみの品目（組成）の重量比（%）を求めるものです。

② 食品ロス発生量

表 4-1 の組成分析調査結果より、家庭系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量を推計した結果を表 4-2 及び図 4-3 に示します。

家庭系食品ロス量（食品廃棄物のうち可食部の量）は、令和元年度には 5,352t 排出されているものと推定され、平成 29 年度に対して約 2,000t 増加しています。

表 4-2 家庭系食品ロス発生量

項目	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
家庭系可燃ごみ量	t	57,692	57,057	58,262	57,671
食品廃棄物	t	20,084	25,808	24,347	23,413
可食部（食品ロス）	t	3,405	4,906	5,352	4,554
直接廃棄・食べ残し	t	1,255	1,964	3,331	2,183
過剰除去（推計）	t	2,149	2,942	2,020	2,371
不可食部	t	16,679	20,902	18,995	18,859
調理くず等	t	16,679	20,902	18,995	18,859

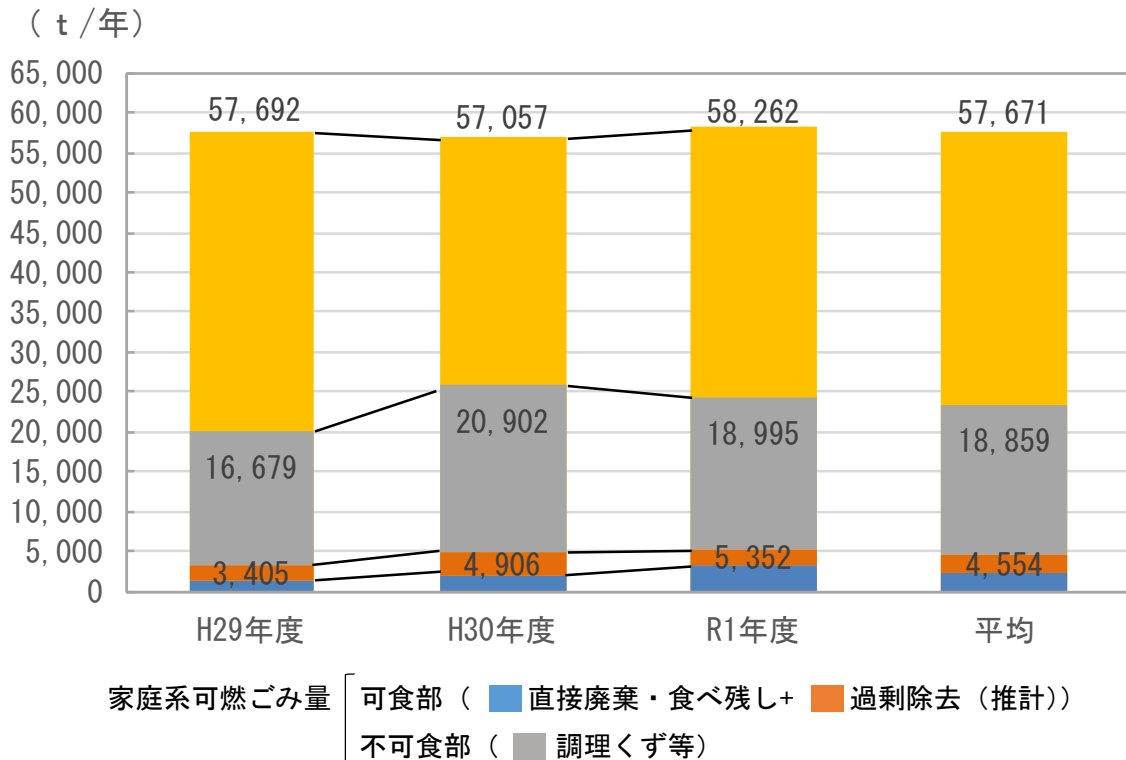


図 4-3 家庭系食品ロス発生量の推移

## (2) 事業系食品ロス

### ① 食品ロス発生量

事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量は、業種によって食品廃棄物や可食部の割合が大きく異なるため、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査結果を用いて推定します。

表 4-3 の可燃ごみの組成分析調査結果（一部抜粋）より、事業系可燃ごみ量に含まれる食品ロス発生量を推計した結果を表 4-4 及び図 4-4 に示します。

事業系食品ロス量（食品廃棄物のうち可食部の量）は、毎年 1,600t 程度発生しているものと推定されます。

表 4-3 可燃ごみの組成分析調査結果（一部抜粋）

項目		単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
ごみ組成 (湿ベース)	厨芥類	%	19.8	18.1	17.6	18.5
	水分	%	16.9	17.3	13.0	15.6

※一般的に水分の約7割は厨芥類由来とされているため、食品廃棄物は厨芥類と水分の合計とします。

※焼却施設のごみピットにおける組成分析調査：環整 95 号（平成 2 年 2 月 1 日改定 衛環 22 号）

（各都道府県一般廃棄物処理担当部(局)長あて環境衛生局水道環境部環境整備課長通達）に基づき実施している調査です。

表 4-4 事業系食品ロス発生量

項目	単位	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
事業系可燃ごみ量	t	35,460	35,061	33,793	34,771
食品廃棄物	t	12,986	12,410	10,346	11,914
可食部（食品ロス）	t	1,779	1,700	1,417	1,632
不可食部	t	11,207	10,710	8,929	10,282

※可食部と不可食部の割合は、「平成 29 年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書 農水省委託業務）」の調査結果を用います。可食部：13.7%、不可食部：86.3%

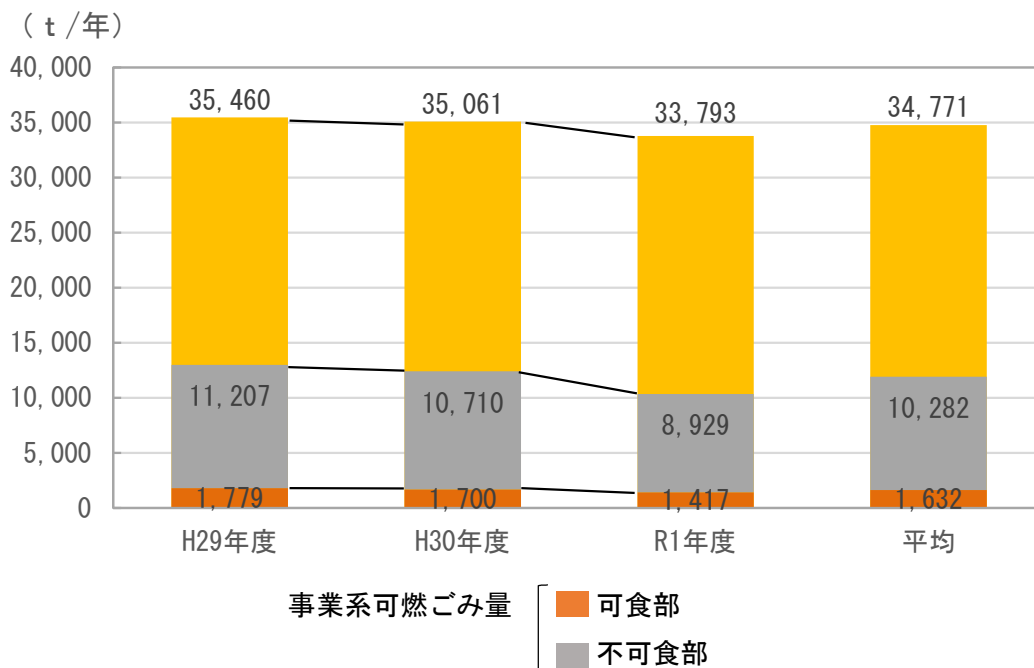


図 4-4 事業系食品ロス発生量の推移

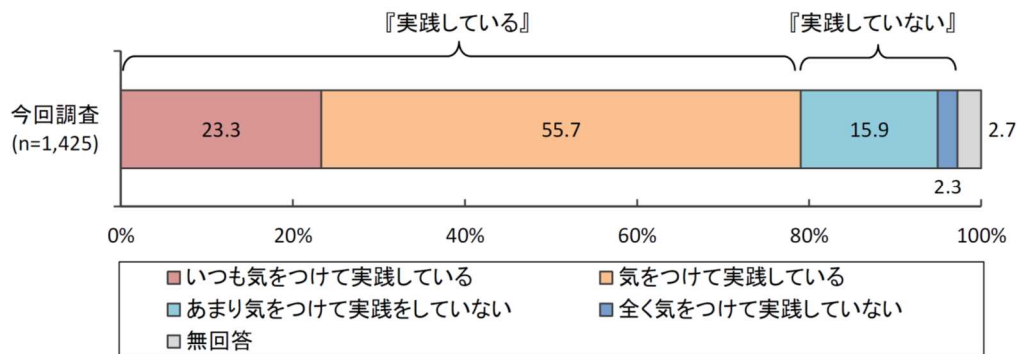


## 2. 食品ロス削減に関する市民アンケート

「第3次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」（令和2年3月）では、平成30年9月～10月に、市民の健康に関する意識や健康状態を把握するためのアンケート調査を実施し、「食品ロス削減の実践」についても調査しています。なお、食品ロスに削減に関する項目についてのアンケート調査の調査対象者は、市内在住の20歳以上の男女3,000人で、有効回収率は47.5%（計1,425人）です。概要を下記に示します。

### (1) 食品ロス削減の実践

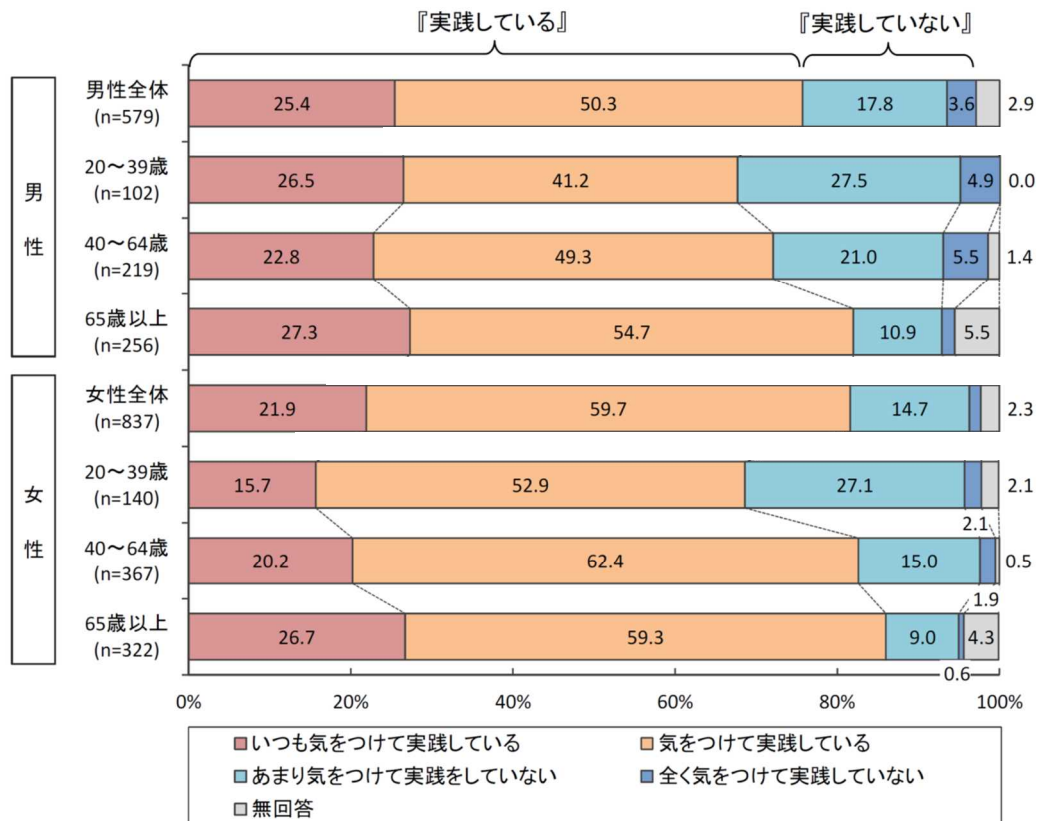
食品ロス削減の実践状況の調査結果を図4-5、性別及び年齢別の調査結果を図4-6に示します。食品ロス削減を実践している市民の割合は、全体の約8割を占め、女性の方が多く実践しています。



※nは、回答者数を示します。

[資料：第3次藤沢市食育推進計画（令和2年3月）]

図4-5 食品ロス削減のための行動



※nは、回答者数を示します。

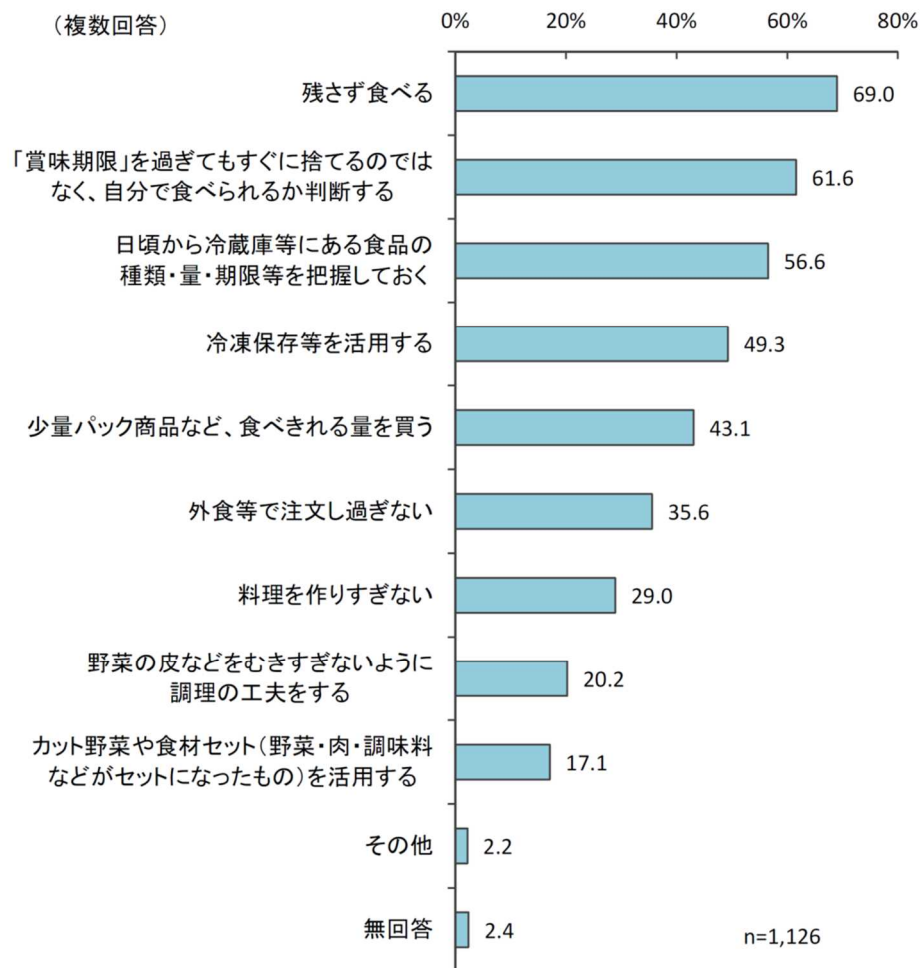
[資料：第3次藤沢市食育推進計画（令和2年3月）]

図4-6 食品ロス削減のための行動（性別×年齢別）

## (2) 食品ロス削減のために取り組んでいること

食品ロス削減の取組内容の調査結果を図 4-7 に示します。

食品ロス削減の取組で最も多いのは、「残さず食べる」(69.0%)で、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」(61.6%)、「日頃から冷蔵庫等にある食品の種類・量・期限等を把握しておく」(56.6%)と続いています。



※n は、回答者数を示します。

[資料：第3次藤沢市食育推進計画（令和2年3月）]

図 4-7 食品ロスを減らすために取り組んでいること



### 3. 食品ロス削減に向けた本市の課題

#### (1) 食品ロス量の減量化

本市の家庭系食品ロス量は増加傾向にあり、これまでの施策をより強化して減量化を図る必要があります。また、市民アンケート調査の結果からは、約8割が食品ロス削減を実践しているとしながらも、年齢が若くなるにつれて実施している割合が低くなる傾向にあることから、とくに若い世代に対して食品ロスの減量化の必要性や取組事例等を周知していく必要があります。

一方、事業系食品ロス量については、法律の施行や業界からの要請を受けて、各企業で取組が始まったところですが、実態を把握できていない点が課題として挙げられます。今後、アンケート調査、説明会、実態調査等を実施していく必要があります。

#### (2) 未利用食品の有効活用

家庭系食品ロス量については、とくに「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が最も多く占めることから、未利用食品の有効活用を進める必要があります。

#### (3) 各主体の連携強化

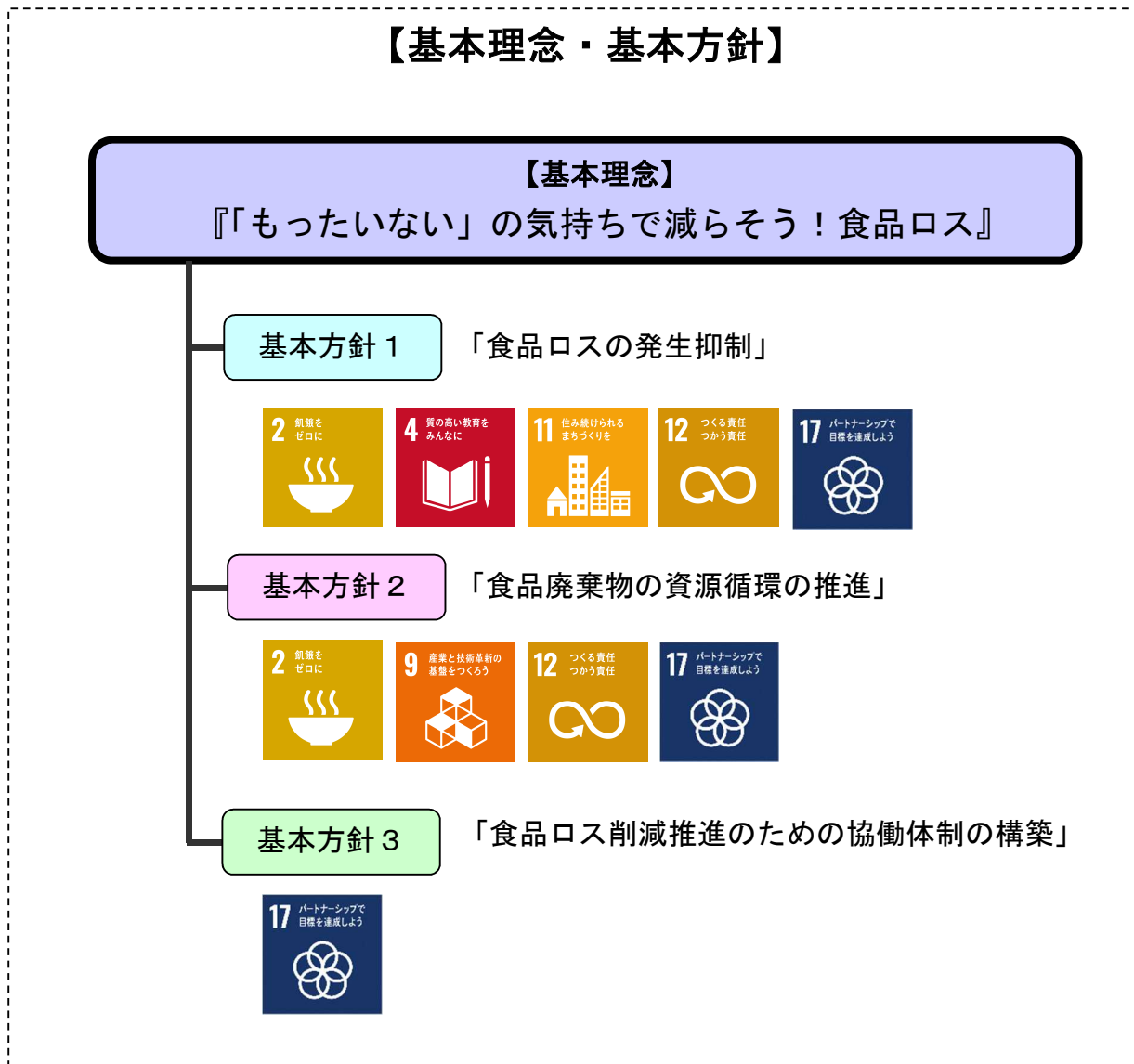
食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移すとともに、相互の連携強化を図り、各主体の連携協力により取組が促進され、市民生活や事業活動等において食品ロスの削減につながる体制を整備することが求められます。

### 第3節 食品ロス削減推進計画

#### 1. 基本理念及び基本方針

「第3次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」では、4つの重点目標の一つに「食の循環や環境を意識した食育の推進」を定め、『「もったいない」の気持ちで減らそう！食品ロス』という基本理念を掲げ、食品ロス削減に向けた様々な取組を施策として位置付けています。

食品ロス削減推進計画では、「第3次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」の基本理念を踏襲し、実現するために、以下の3つの基本方針を設定し、各種施策を実施します。



## 2. 数値目標

計画期間の 10 年間における目標値は、①食品ロス削減量、②食品ロスに取り組んでいる市民の割合の 2 つを設定し、これらの目標値の達成に向けて各種施策を講じていきます。

### (1) 食品ロス削減目標

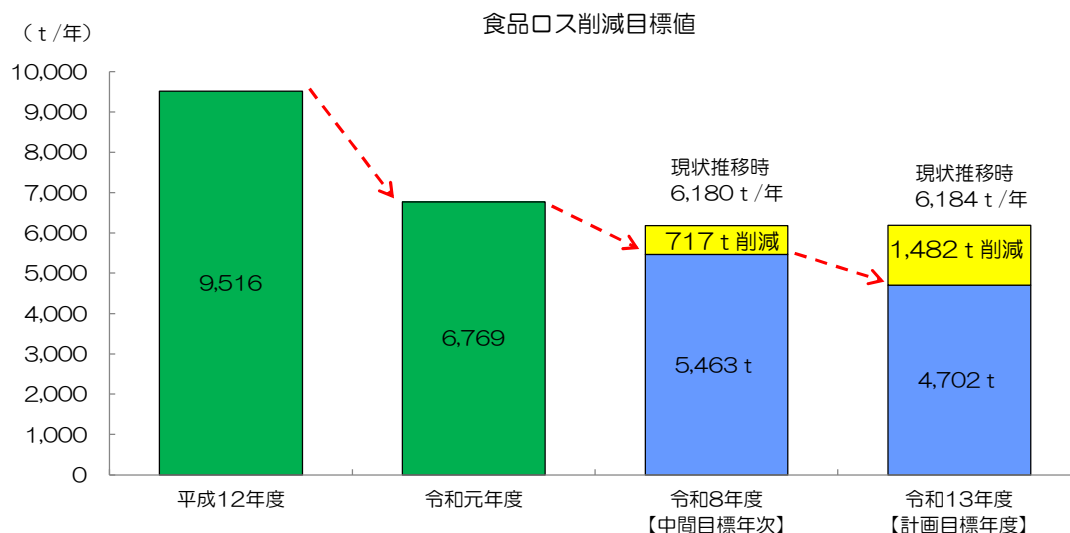
#### 目標① 食品ロス削減目標

食品ロス排出量を令和 13 年度までに 4,702t/年まで削減します。  
【現状推移時の推計値 (6,184t/年) に対して 24%程度削減】

本市の家庭及び事業所から排出される食品ロスについて、発生抑制を推進します。

国は、食品ロス量を 2000 年度（平成 12 年度）に対し 2030 年度（令和 12 年度）までに半減させる方針としています。本市は、この方針を達成するため、令和 12 年度に平成 12 年度に対して 50%、令和 13 年度に令和元年度に対して 31%削減することを目標とします。

図 4-8 に、現状のごみ排出量等が推移した場合の現状推計値と目標値の比較を示します。



※食品ロス削減目標値は家庭系と事業系の合計値です。

図 4-8 食品ロス削減の目標値

### (2) 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

#### 目標② 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

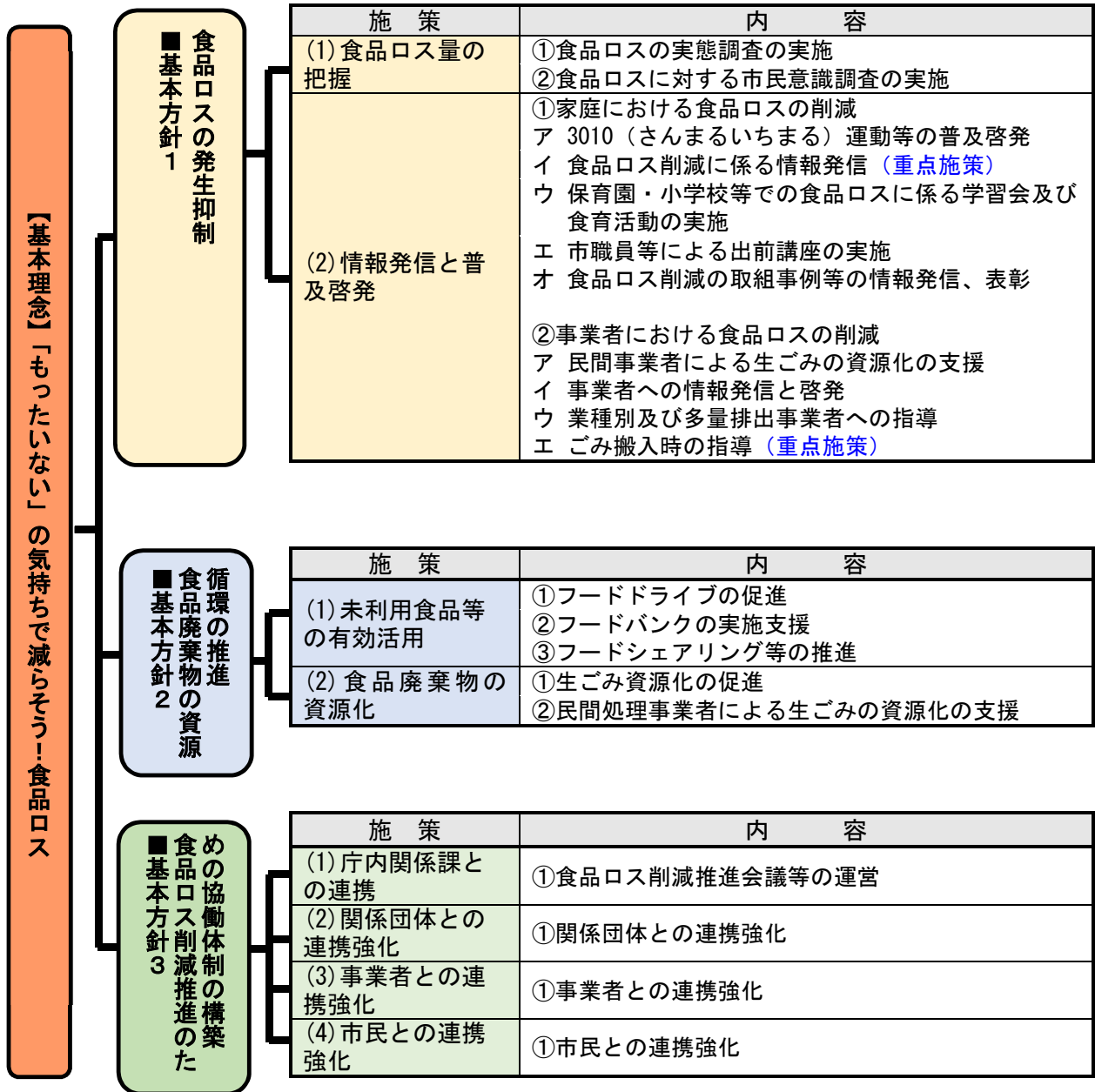
食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合を令和 13 年度まで 85%以上を維持する。

食品ロスに取り組んでいる市民の割合を現状以上に増やします。

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%以上にすることを目標としています。本市は、「第 3 次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」の目標値と同様に、食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合を令和 6 年度までに 85%以上とし、令和 13 年度まで維持することを目標とします。

### 3. 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策体系は、以下のとおりです。



#### 4. 市民・事業者・行政の役割

食品ロス削減推進計画の基本理念『「もったいない」の気持ちで減らそう！食品ロス』の実現のためには、市民、事業者、行政が食品ロス削減推進計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。

各施策を達成するための市民、事業者、行政の役割を表 4-5 に示します。

表 4-5 市民・事業者・行政の役割

	内 容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます。</li> <li>b. 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて正しく理解し、行動します。</li> <li>c. 日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移します。</li> <li>d. 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、事業者に協力・支援することで、事業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境を作ります。</li> <li>e. 本市や県が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 自らの事業活動により発生している食品ロスの状況を把握し、その削減の必要性について理解を深め、事業活動の見直しや従業員等への啓発を行い、排出される食品ロスの削減に努めます。</li> <li>b. 消費者に対して、事業者自らの取組に関する情報発信や啓発を実施します。</li> <li>c. これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行います。</li> <li>d. 本市や県が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に係る普及啓発等の施策を推進します。</li> <li>b. 市民団体、事業者等の行う取組等に対し、積極的に支援を行います。</li> <li>c. イベント等で食品を提供する場合には、本市自ら率先して食品ロスの削減に取り組めます。</li> <li>d. 市民、事業者、関係団体等との連携強化を図り、各主体の連携協力により取組が促進されるよう、推進体制を整備します。</li> </ul>

## 5. 基本方針 1 食品ロスの発生抑制

### (1) 食品ロス量の把握

#### ① 食品ロス量の実態調査の実施



引き続き市内で発生する食品ロス量について、可燃ごみの組成分析及び食品廃棄物の割合を調査し、実態把握に努め、発生抑制を促す施策を検討していきます。

#### ② 食品ロスに対する市民意識調査の実施



「第3次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」の見直し時期等に合わせてアンケート調査を実施し、市民の食品ロスに関する意識や食品ロス削減の取組の実践状況について調査し、施策の効果を検証します。

### (2) 情報発信と普及啓発

#### ① 家庭における食品ロスの削減



##### ア 3010（さんまるいちまる運動）等の普及啓発

3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンのことで、乾杯してからの30分間とお開き前の10分間は料理を楽しむ時間として、普及啓発を図ります。



[資料：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/food/3010pop.html>)]

図 4-9 3010 運動普及啓発用チラシ（抜粋）

#### 重点施策

#### イ 食品ロス削減に係る情報発信



市民が日常生活において食品ロスを減らすための行動や食材を無駄にしないレシピを掲載した外部サイトのリンクについて、市のホームページで紹介しています。今後も食品ロス削減に係る情報発信を積極的に進めます。

本市のごみに関する情報は、これまで「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」による情報発信、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」、SNS等を通じて市民・事業者に対し、情報発信してきましたが、今後は食品ロス削減に係る情報についても、情報提供を進めます。また、食品ロスに係る新しい取組やイベント、キャンペーン等についても、これらの情報媒体を通じて積極的に情報発信を行います。

#### ウ 保育園・小学校等での食品ロスに係る学習会及び食育活動の実施



市内の小学校や保育園等を対象に開催している「ごみ体験学習会」や「キッズごみ体験学習」に

において、食品ロスについて考える機会を提供し、子どもたちの食品ロス削減に対する意識を高めます。また、食べ物を大切に作る気持ちを育てる活動や偏食指導、給食時間の放送や給食だよりの取組等の食育活動の実施により、保育園給食及び学校給食の食べ残しを減らします。



### エ 市職員等による出前講座の実施

本市の職員等が自治会、町内会や学校、大学、生活環境協議会などを対象に実施しているごみに関わるテーマの出前講座において、食品ロスについて考える機会を創出します。



### オ 食品ロス削減の取組事例等の情報発信、表彰

個人や団体で取り組んだ活動をホームページ等で紹介や表彰、ポスター表彰を行い、取組の支援を行います。

## ② 事業者における食品ロスの削減



### ア 民間事業者による生ごみの資源化の支援

事業所から多量に発生する生ごみを資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、資源化業者の情報を整理し、排出事業者へ提供します。

また、事業系生ごみについては、市内外の業者による資源化を継続して推進していきます。



### イ 事業者への情報発信と啓発

市のホームページ等を通じて、事業系一般廃棄物の分別方法や事業系食品ロス削減に関する情報発信と啓発を行います。



### ウ 業種別及び多量排出事業者への指導

食品廃棄物を多量に排出する事業者には、立入り検査等を実施し、食品廃棄物の減量や再生利用について助言や指導を行います。

**重点施策**



### エ ごみ搬入時の指導

食品廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、収集運搬業者を通じ食品ロス削減の徹底を指導するとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで展開検査を実施し、直接の指導を強化します。また、各環境事業所で事業者向けの食品ロス削減に係る啓発チラシを配布します。



## 6. 基本方針 2 食品廃棄物の資源循環の推進

### (1) 未利用食品等の有効活用



#### ① フードドライブの促進

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄って、それを必要としている福祉施設・団体等に寄付する活動のことです。フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、フードドライブの促進を図ります。また、災害時に備えて備蓄している食料品についても賞味期限を考慮しつつ、適宜、社会福祉協議会やフードバンク団体を通じて、食を必要とする方に寄付します。



フードドライブ

#### ② フードバンクの実施支援



フードバンクとは、個人や団体・企業等から、様々な理由で廃棄されてしまう食料品等を引き取り、必要としている人へ提供する団体や活動のことです。市民から提供された食料品を、フードバンクふじさわや市社会福祉協議会、フードバンクかながわ等と連携し食の必要な人などに無償で提供することで、未利用食品等の有効活用を推進します。また、事業者に対し、フードバンクが行っている活動を周知し、未利用食品等の提供などの協力を促します。

#### ③ フードシェアリング等の推進



食品ロス削減に繋がるフードシェアリングサービスアプリケーション「TABETE (タベテ)」や「KYOUDOKO (キョウドコ)」について、飲食店へ周知を図るとともに、フードシェアリングに係る取組の広報・PR 活動を通じて、食品ロスの削減及びフードシェアリングへの市民意識の向上を図ります。

### (2) 食品廃棄物の資源化



#### ① 生ごみ資源化の促進

可燃ごみに含まれる生ごみを可能な限り減らしていくため、家庭でのコンポスト容器の利用やキューロの活用、電動生ごみ処理機の購入補助を継続していきます。



キューロ

#### ② 民間処理業者による生ごみの資源化の支援



事業所から多量に発生する生ごみを資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、資源化業者の情報を整理し、排出事業者への紹介・マッチングを図ることにより、食品循環資源の有効活用を図ります。



## 7. 基本方針3 食品ロス削減推進のための協働体制の構築

### (1) 庁内関係課との連携



#### ① 食品ロス削減推進会議等の運営

庁内の食品ロス削減推進会議等を開催し、食品ロスの実態及び学校給食課や保育課など関係部局における削減への取組等の情報交換を行い、施策や普及啓発の方策などを検討し、実施します。

### (2) 関係団体との連携強化



#### ① 関係団体との連携強化

廃棄物対策協議会、商工会議所、生活環境協議会、各種リサイクル推進団体、NPO、市民団体等との意見・情報交換を積極的に行い、得られた意見や情報等を施策に反映させることで、実効性のある施策を推進します。

### (3) 事業者との連携強化



#### ① 事業者との連携強化

アプリケーションの開発やキャンペーンの実施など様々な食品ロス削減への取組を実施するために事業者と連携し、食品ロス削減を推進します。

### (4) 市民との連携強化



#### ① 市民との連携強化

食品ロス削減には市民の協力が不可欠であるため、本市や事業者が実施する食品ロス削減への取組について情報を周知し、市民と一緒に食品ロス削減を推進します。

〈重点目標2 食の循環や環境を意識した食育の推進〉

「もったいない」の気持ちで減らそう！食品ロス



〈食品ロスを減らすためにそれぞれの立場で取り組めること〉

消費者（食べる人、作る人、買う人）

- ・ 買い物に出かける前に冷蔵庫を確認する
- ・ 必要な分だけ、すぐ食べるときは陳列棚の手前から選ぶ
- ・ 消費期限・賞味期限を正しく理解する
- ・ 週に一度は冷蔵庫の中身を整理し、消費期限が近い食材を使いきる
- ・ 使いきり、食べきりを意識して、食材の保存や在庫管理の方法を工夫する
- ・ 皮や茎など、捨てていた部分を工夫して食べる
- ・ 余った食材や料理はリメイク料理や冷凍保存などの工夫をする  
（※食中毒が起きないように衛生的に保存する）
- ・ 外食では、食べきれぬ量だけ注文する、苦手な食材が入っていないか確認する等の工夫をする
- ・ フードドライブ等を活用する（フードドライブについてはP95を参照）



藤沢市ウェブサイト  
「減らそう、食品ロス」

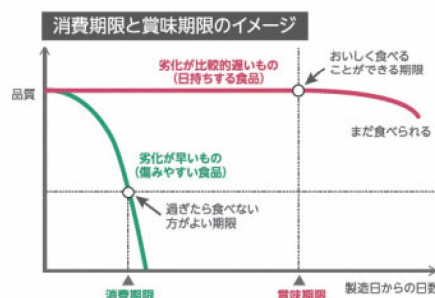
〈食品の期限表示を正しく理解する〉

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

**消費期限** 食べても安全な期限

**賞味期限** おいしく食べることができる期限

賞味期限は、過ぎててもすぐに廃棄せずに、自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。



食品関連事業者（店舗、飲食店等）

（スーパーマーケット等）

- ・ ばら売り、量り売り、小分け等、食べきりしやすいサイズの商品をとりそろえる
- ・ 消費者へ陳列棚の手前から選ぶよう普及啓発する

（飲食店等）

- ・ 注文時に食物アレルギーや、苦手な食材が無いか確認する
- ・ ご飯の量など調整可能な料理は、食べられる量の注文を受ける



給食施設等

（献立作成時の工夫）

- ・ 対象者の性・年齢・体格・活動量を把握し、対象者にあった食事量を提供する

（調理時の工夫）

- ・ 食材の保存や在庫管理の方法を工夫する
- ・ 皮や茎など、捨てていた部分を工夫して調理する

（食事提供後の工夫）

- ・ 残食量をチェックし、残食の多いメニューを見直す

（食べる人への普及啓発）

- ・ 食べ物への感謝の気持ちを育めるよう周知する
- ・ 食品ロスの現状や取組について情報提供する



## 第5章 生活排水処理基本計画

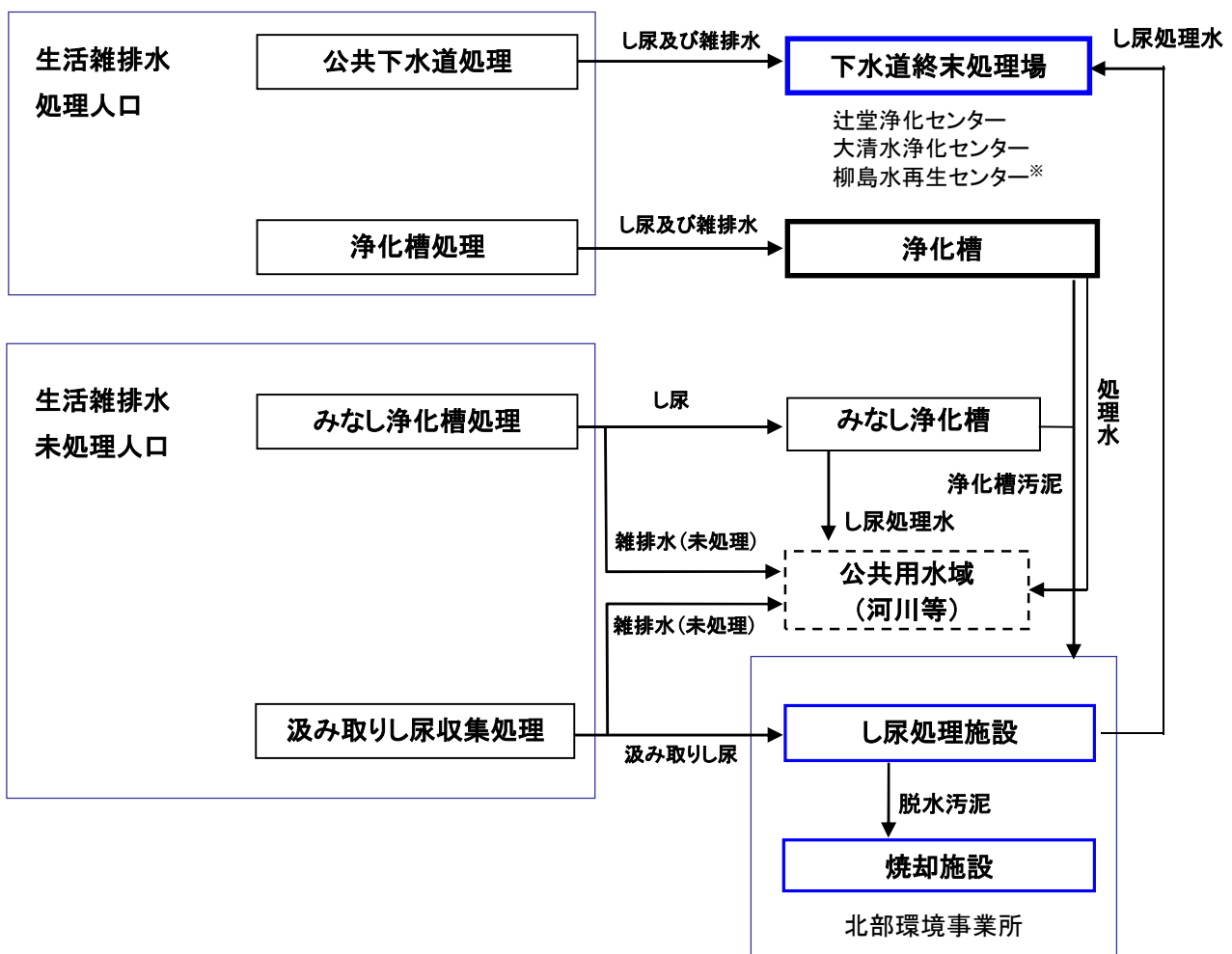
### 第1節 生活排水処理の現状及び課題

#### 1. 生活排水処理フロー及び処理体制

生活排水処理フローを図 5-1、生活排水処理の処理体制を表 5-1 に示します。

現在、し尿の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者は、本市が出資する株式会社藤沢市興業公社のみとなっています。安定的な処理体制を維持するため、株式会社藤沢市興業公社と協定を結び、し尿を収集しています。し尿の汲み取り回数は、1 箇所につき、原則月 1 回としています。また、浄化槽の清掃回数は、1 箇所につき、原則年 1～2 回としています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所内のし尿処理施設に搬入されます。そこで処理した処理水は、専用圧送管で公共下水道管に送り、一般下水と合わせ石川ポンプ場まで送られ、大清水浄化センターで最終処理し、境川に放流しています。また、脱水汚泥はし尿処理施設に併設の焼却施設で焼却処理しています。



※柳島水再生センターは、本市を含む相模川流域左岸関係 7 市 1 町の下水を処理している神奈川県施設です。

図 5-1 生活排水処理フロー

表 5-1 生活排水処理の処理体制

施設の種類	対象となる生活排水	処理施設
公共下水道	し尿、生活雑排水	辻堂浄化センター 大清水浄化センター 柳島水再生センター
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	北部環境事業所

## 2. 生活排水処理の実績

### (1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 5-2、図 5-2 に示します。

内訳をみると、生活排水処理人口は、公共下水道及び浄化槽への転換、促進等により、平成 23 年度では 393,912 人であったものが、令和 2 年度では 425,506 人と 31,594 人増加しています。

また、みなし浄化槽人口は、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて 15,664 人から 13,675 人と 1,989 人減少し、し尿収集人口は 3,488 人から 1,132 人と 2,356 人減少しています。

生活排水処理率は、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて 95.4%から 96.6%と 1.2 ポイント増加しています。

表 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	1.計画処理区域内人口		413,064	420,202	421,124	423,435
2.生活排水処理人口	2.生活排水処理人口	393,912	401,723	403,141	405,644	409,670
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	390,657	399,099	400,387	402,846	406,780
	(3)浄化槽人口	3,255	2,624	2,754	2,798	2,890
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		15,664	16,046	16,126	16,000	14,972
4.汲み取り人口	4.汲み取り人口	3,488	2,433	1,857	1,791	1,808
	(1)し尿収集人口	3,488	2,433	1,857	1,791	1,808
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		95.4%	95.6%	95.7%	95.8%	96.1%
下水道普及率		95.0%	95.0%	95.1%	95.2%	95.4%

項目	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1.計画処理区域内人口		428,846	430,662	434,405	436,466
2.生活排水処理人口	2.生活排水処理人口	412,489	414,501	418,529	421,252	425,506
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	409,367	411,570	415,534	418,087	422,380
	(3)浄化槽人口	3,122	2,931	2,995	3,165	3,126
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		14,720	14,727	14,514	13,996	13,675
4.汲み取り人口	4.汲み取り人口	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132
	(1)し尿収集人口	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		96.2%	96.2%	96.3%	96.5%	96.6%
下水道普及率		95.5%	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%

※外国人登録人口を含む

※生活排水処理率 = (生活排水処理人口 / 計画処理区域内人口) × 100

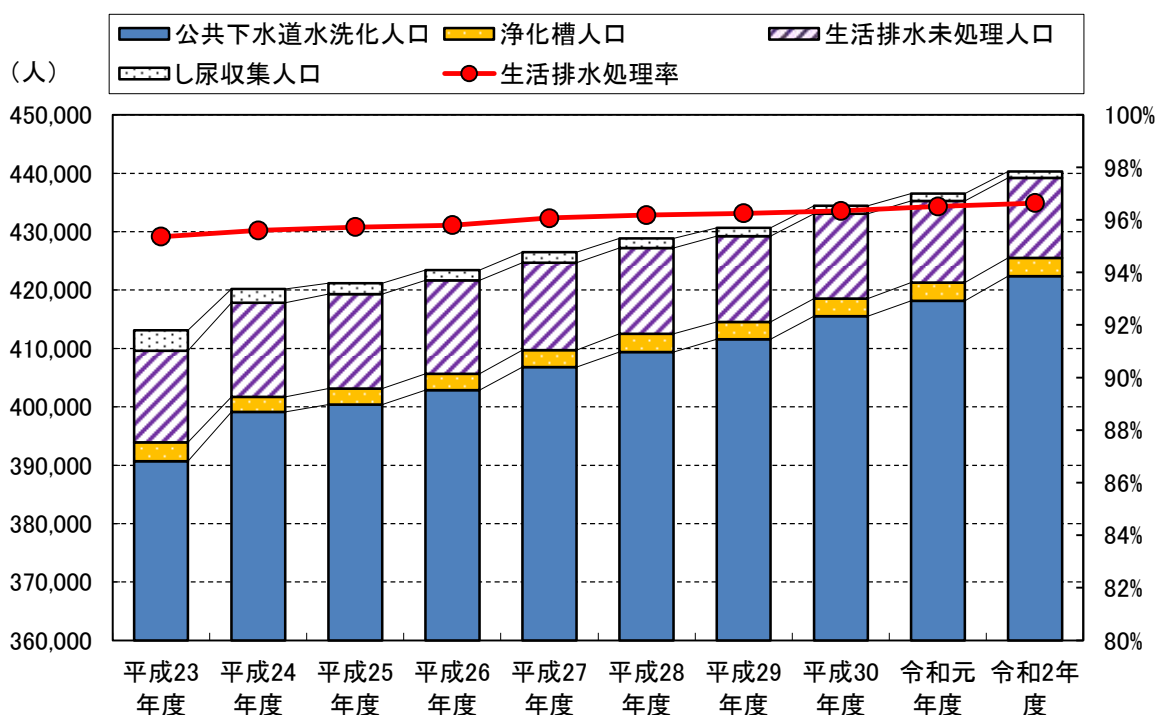


図 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量

し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬（処理量）実績を表 5-3、表 5-4、図 5-3 に示します。

し尿の収集・運搬量は、平成 23 年度から令和 2 年度で 3,305kL/年から 2,059kL/年へと 1,246kL/年減少しています。浄化槽汚泥の収集・運搬量は、平成 23 年度から増減を繰り返しながら推移しており令和 2 年度で 11,409kL/年となっています。

1 日の収集・運搬量の平均値は 36.87kL/日であり、北部環境事業所の処理能力（230 kL/日）以下となっています。

表 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬（処理量）の実績（1）

項目	年度	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	浄化槽人口		人	18,919	18,670	18,880	18,798
し尿収集人口		人	3,488	2,433	1,857	1,791	1,808
計		人	22,407	21,103	20,737	20,589	19,670
し尿		kL/年	3,305	2,947	3,028	2,526	2,430
		kL/日	9.03	8.07	8.30	6.92	6.64
		L/人日	2.59	3.32	4.47	3.86	3.67
浄化槽汚泥		kL/年	10,845	10,868	10,598	11,194	10,629
		kL/日	29.63	29.78	29.04	30.67	29.04
		L/人日	1.57	1.59	1.54	1.63	1.63
計		kL/年	14,150	13,815	13,626	13,720	13,059
		kL/日	38.66	37.85	37.33	37.59	35.68
		L/人日	1.73	1.79	1.80	1.83	1.81

表 5-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬（処理量）の実績（2）

項目	年度	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均値
	浄化槽人口		人	17,842	17,658	17,509	17,161	16,801
し尿収集人口		人	1,637	1,434	1,362	1,218	1,132	1,816
計		人	19,479	19,092	18,871	18,379	17,933	19,826
し尿		kL/年	2,470	2,390	2,251	2,303	2,059	2,571
		kL/日	6.77	6.55	6.17	6.29	5.64	7.04
		L/人日	4.13	4.57	4.53	5.17	4.98	4.13
浄化槽汚泥		kL/年	10,983	10,728	11,047	10,672	11,409	10,897
		kL/日	30.09	29.39	30.27	29.16	31.26	29.83
		L/人日	1.69	1.66	1.73	1.70	1.86	1.66
計		kL/年	13,453	13,118	13,298	12,975	13,468	13,468
		kL/日	36.86	35.94	36.43	35.45	36.90	36.87
		L/人日	1.89	1.88	1.93	1.93	2.06	1.87

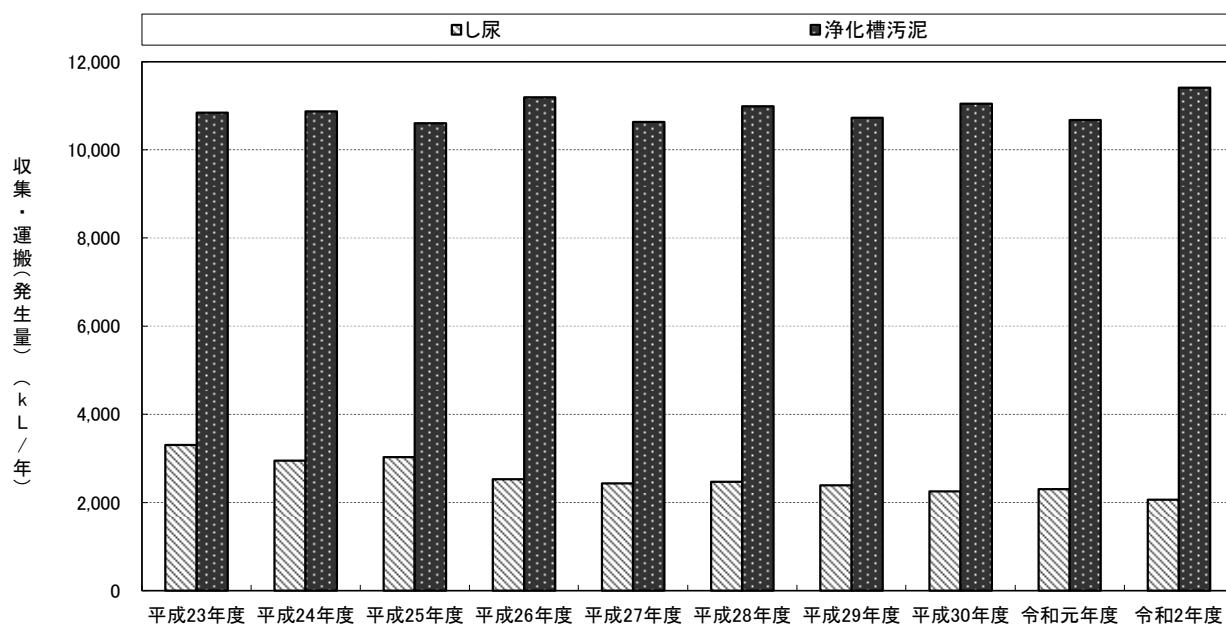


図 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬（発生量）の実績

### (3) 収集・運搬状況

現在、し尿汲み取り収集（一般家庭の汲み取り、工事現場やイベント会場等の仮設トイレの汲み取りなど）は、市との協定に基づき株式会社藤沢市興業公社が行っています。

(4) 浄化槽設置の補助制度

① 浄化槽設置の補助制度

浄化槽設置の補助制度は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を軽減するため、公共下水道事業計画区域外で居住の用に供する住宅に浄化槽を設置する者（みなし浄化槽又は汲み取り便槽から転換する者）に対して、その設置費用の一部を助成するものです。

浄化槽設置補助制度の概要を表 5-5 に示します。

表 5-5 浄化槽設置補助制度の概要

項目	内容								
補助金の対象となる 浄化槽の構造	<p>(1) 浄化槽法第 4 条第 2 項に規定する浄化槽の構造基準に適合していること。</p> <p>(2) 浄化槽に流入する水質の生物化学的酸素要求量の除去率が 90 パーセント以上であり、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下（日間平均値）である機能を有すること。</p> <p>(3) 浄化槽法第 13 条に基づく型式の認定を受けたものであること。</p>								
補助を受けられる方	<p>住宅（建物の一部を住宅以外の建築用途に使用する建物に設置するものを除く。）に、既存のし尿のみを処理する浄化槽又は汲み取り式便槽から転換して処理対象人員が 10 人槽以下の浄化槽を設置する者で、次のいずれにも該当する者。</p> <p>(1) 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定による浄化槽の設置の届出をしていること</p> <p>(2) 浄化槽を適正に維持管理することができること</p> <p>(3) 住宅の新築又は増築に伴って浄化槽を設置するものでないこと</p> <p>(4) 販売の目的で建物を所有する者でないこと</p> <p>(5) 市民税や固定資産税等を滞納していないこと</p>								
補助対象地域	公共下水道事業計画区域以外の地域								
補助金の額	<p>(1) 浄化槽の設置に要する費用に相当する額（次の表に掲げる額を限度額とする。）</p> <table border="1" data-bbox="491 1265 821 1400"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>332,000 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>414,000 円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>548,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 既存のみなし浄化槽（単独処理浄化槽）の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）に相当する額（9 万円を限度とする。）</p> <p>(3) 浄化槽設置工事に付帯して行う宅内配管工事費に相当する額（みなし浄化槽からの転換については 30 万円を限度とし、汲み取り式便槽からの転換については 10 万円を限度とする。）</p> <p>ただし、国又は神奈川県から本市への補助金等に不足が生じた場合は、不足額を差し引いた額となります。</p>	人槽	補助額	5	332,000 円	7	414,000 円	10	548,000 円
人槽	補助額								
5	332,000 円								
7	414,000 円								
10	548,000 円								
設置後の維持管理	<p>浄化槽設置後の維持管理、法律で決められた検査等が必要（浄化槽法第 7 条、8 条、10 条、11 条）。保守点検は保守点検業登録業者、清掃は株式会社藤沢市興業公社、法定検査は公益社団法人神奈川県生活水保全協会で行う。</p>								



## ② 浄化槽清掃料金の助成制度

浄化槽清掃料金の助成制度の概要を表 5-6、浄化槽清掃料金の助成実績を表 5-7 に示します。

良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽について、清掃料金の助成制度を設けています。

浄化槽清掃の助成対象基数は約 2,600 基程度で平成 28 年度から令和 2 年度までほぼ一定で推移しています。また、助成金額は毎年増加しており、令和 2 年度では助成金額が 10,005 千円となっています。浄化槽清掃基数は平成 28 年度から令和元年度まで減少していましたが、令和 2 年度は増加し 4,116 基となっています。

表 5-6 浄化槽清掃料金の助成制度の概要

項目	内容
対象となる浄化槽	公共下水道処理区域外に設置されている浄化槽（一般住宅用浄化槽のほかアパート・マンション・団地・貸家・寮及び店舗併用住宅等で住居の用に供している建物に付帯する浄化槽含む）が対象となる。 ただし、居住する地域の公共下水道の敷設工事が完了し、公共下水道処理区域に変更となった場合、下水道法規定の公示日より 6 ヶ月以内に水洗便所への改造工事の申し込みを行わない場合には、その時点で助成が受けられなくなる。（改造工事期間中の浄化槽の清掃は助成される）
助成額	清掃に伴う引出される汚泥量 2m <sup>3</sup> までは 3,000 円。 2m <sup>3</sup> こえると 1m <sup>3</sup> まで増すごとに 1,000 円を加算した額。
助成回数	原則 年 1～2 回
支払い方法	清掃業者が行なった当該清掃料金から助成額相当額を差し引いた金額を支払う

表 5-7 浄化槽清掃料金の助成実績（過去 5 年間）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対象基数（基）	2,483	2,641	2,659	2,669	2,753
助成金額（千円）	8,763	9,324	9,438	9,854	10,005
浄化槽清掃基数（基）	4,178	4,096	4,002	3,998	4,116

### 3. 生活排水処理経費

生活排水処理経費の実績を表 5-8、財源の内訳を図 5-4、支出の内訳を図 5-5 に示します。

生活排水処理経費は、平成 27 年度から令和元年度にかけて、年間約 1.84 億円から約 2.19 億円と約 0.35 億円増加しています。また、1kL 当たりの処理経費も、14,079 円から 16,867 円と 2,788 円増加しています。

表 5-8 生活排水処理経費の実績

(単位：千円)

内 訳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財源内訳	183,856	187,578	185,788	201,751	218,845
特定財源	19,224	0	0	0	0
国庫支出金		0	0	0	0
都道府県支出金		0	0	0	0
地方債		0	0	0	0
使用料及び手数料		0	0	0	0
その他	19,224	0	0	0	0
一般財源	164,632	187,578	185,788	201,751	218,845
支出内訳	183,856	187,578	185,788	201,751	218,845
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	183,856	187,578	185,788	201,751	218,845
人件費	56,945	103,589	92,537	102,409	105,667
一般職	15,589	55,080	51,449	61,814	59,918
技能職					
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	41,356	48,509	41,088	40,595	45,749
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	106,625	63,485	70,493	79,520	92,048
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	106,625	63,485	70,493	79,520	92,048
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	20,286	20,504	22,758	19,822	21,130
収集運搬費	484	446	412	471	417
中間処理費	19,802	20,058	22,346	19,351	20,713
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
1kL当たりの処理経費（円/kL）	14,079	13,943	14,163	15,172	16,867

[資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果]

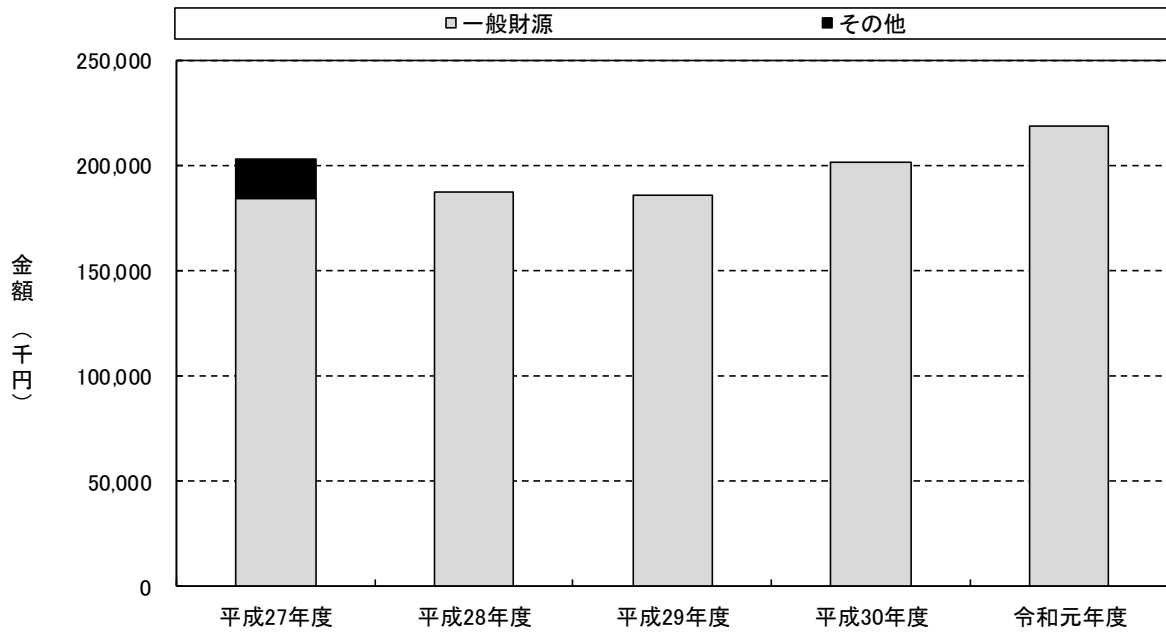


図 5-4 生活排水処理経費財源の内訳

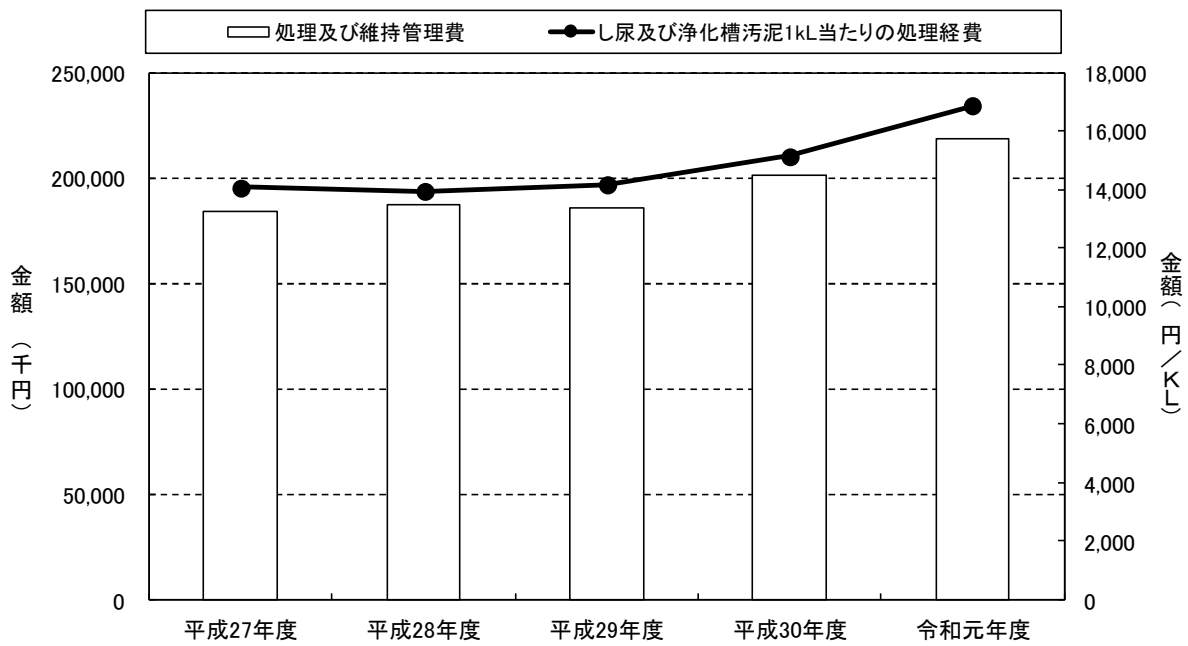


図 5-5 生活排水処理経費支出の内訳

#### 4. し尿処理施設の概要

北部環境事業所内のし尿処理施設の概要を表 5-9 に示します。

処理能力は 230 kL/日であり、現在までに 3 度の施設更新を行っています。

表 5-9 北部環境事業所内のし尿処理施設の概要

区 分		概 要		備 考	
所 在 地		藤沢市石川 2168 番地			
年 間 稼 働 日 数		242 日※			
年 間 処 理 量		13,468 kL※			
年 間 残 渣 量		250 t※			
残 渣 の 処 分 方 法		焼却			
土 地 利 用 区 分		工業専用地域			
用 地 総 面 積		14,913 m <sup>2</sup>		ごみ焼却施設を含む	
建 物 面 積		延床面積 12,755.55 m <sup>2</sup>			
建 設 年 月 日	第 1 期	着工 昭和 34 年 10 月 竣工 昭和 36 年 06 月		処理能力 126 kL/日	
	第 2 期	着工 昭和 39 年 10 月 竣工 昭和 40 年 11 月		処理施設の増設 増設能力 63 kL/日	
	第 3 期	着工 昭和 56 年 12 月 竣工 昭和 57 年 10 月		浄化槽汚泥処理施設 250 kL/日 及び生し尿処理施設 84 kL/日	
	第 4 期	着工 平成 04 年 09 月 竣工 平成 06 年 03 月		生し尿、浄化槽汚泥の混合処理施設及 び前処理施設の更新	
施 工 者		(株)西原環境衛生研究所			
公 称	処理能力	生し尿+浄化槽汚泥 230 kL/日			
	処理方式	固液分離処理+凝集沈殿処理			
	脱臭設備	高濃度系：ばっ気槽吹込み(24 m <sup>3</sup> /分)、中濃度系：乾式脱臭装置(100 m <sup>3</sup> /分)			
放 流 先		藤沢市大清水浄化センター(公共下水道)			
建 設 費		第 1 期 152,762 千円	第 2 期 106,624 千円	第 3 期 632,000 千円	第 4 期 802,937 千円

※令和 2 年度実績

## 5. 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画の目標値である生活排水処理率の目標達成状況を表 5-10 に示します。

平成 28 年度から令和 2 年度における生活排水処理率の実績値は、旧計画の推計値と比較してほぼ同じ数値で推移しており、概ね目標を達成しています。

表 5-10 生活排水処理率の目標達成状況

(単位:人)

項目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1.計画処理区域内人口		424,708	428,846	425,359	430,662	426,009	434,405	426,660	436,466	427,130	440,313
2.生活排水処理人口		408,590	412,489	409,614	414,501	410,637	418,529	411,661	421,252	412,504	425,506
(1)コミュニティプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)公共下水道水洗化人口		405,468	409,367	406,469	411,570	407,469	415,534	408,470	418,087	409,290	422,380
(3)浄化槽人口		3,122	3,122	3,145	2,931	3,168	2,995	3,191	3,165	3,214	3,126
(4)農業・漁業集落排水処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		14,184	14,720	14,137	14,727	13,755	14,514	13,372	13,996	13,009	13,675
4.汲み取り人口		1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(1)し尿収集人口		1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		<b>96.2%</b>	<b>96.2%</b>	<b>96.3%</b>	<b>96.2%</b>	<b>96.4%</b>	<b>96.3%</b>	<b>96.5%</b>	<b>96.5%</b>	<b>96.6%</b>	<b>96.6%</b>
前回計画値との乖離		-	○	-	×	-	×	-	○	-	○

## 6. 施策の評価

### (1) 施策体系図

旧計画で掲げられた施策について、実績を検証し、次のA～Cに区分し、評価を行いました。生活排水処理基本計画施策体系図及び評価結果を図 5-6 に示します。

(評価欄)

評価A：行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策

評価B：行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策

評価C：進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

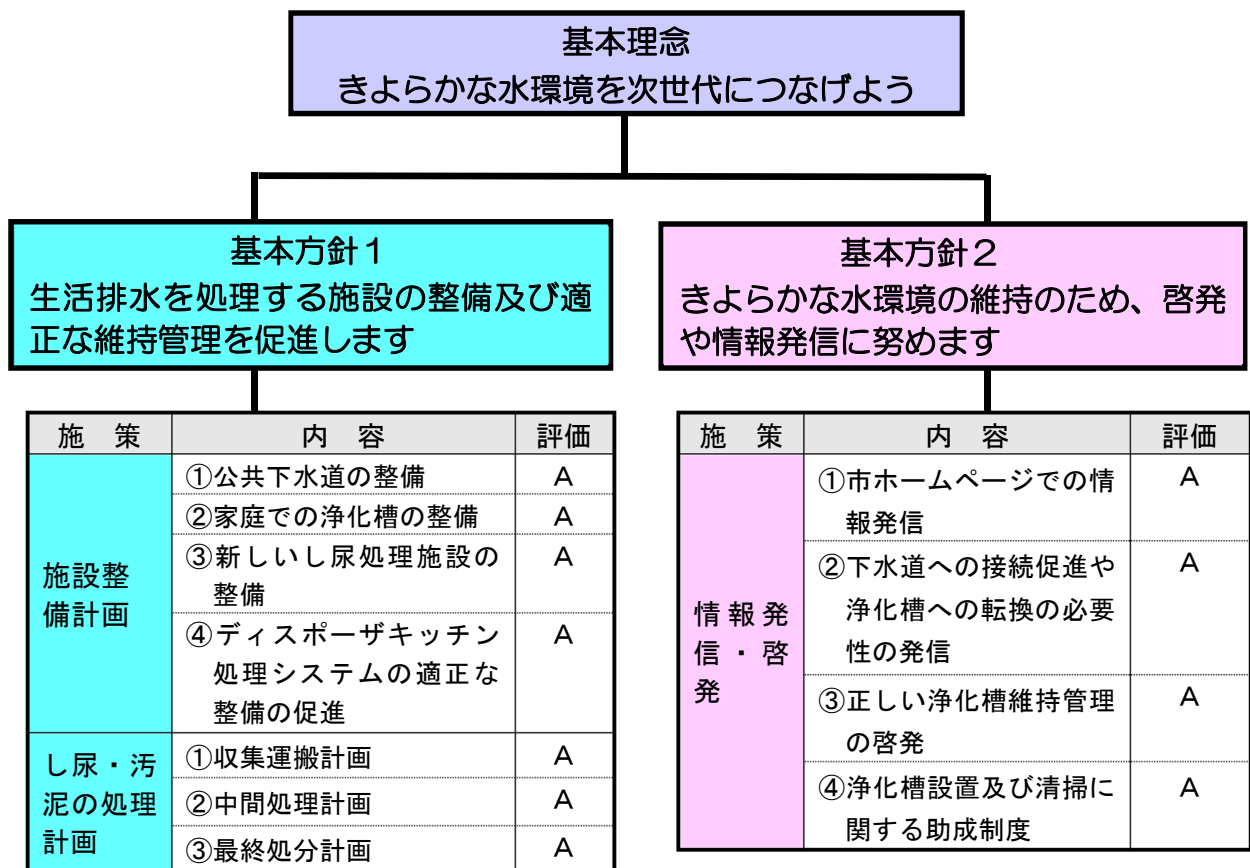


図 5-6 生活排水処理基本計画施策体系図及び評価結果

(2) 生活排水処理基本計画 施策一覧

基本方針1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します

施策	施策内容	旧計画の施策内容	実績の概要	評価									
施設整備計画	①公共下水道の整備	湘南ふじさわ下水道ビジョンにもとづく整備計画を推進 下水道整備の際の住民説明を丁寧に進め、接続を促進	公共下水道の整備を推進 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標の名称</th> <th>H28</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水処理率</td> <td>96.2% (96.2%)</td> <td>96.6% (96.6%)</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>95.5%</td> <td>95.9%</td> </tr> </tbody> </table> ※ ( ) 内は目標値  <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28 に対して R2 は、各項目で整備比率が増加</li> <li>・生活排水処理率は目標値達成</li> </ul>	指標の名称	H28	R2	生活排水処理率	96.2% (96.2%)	96.6% (96.6%)	下水道普及率	95.5%	95.9%	A
	指標の名称	H28	R2										
	生活排水処理率	96.2% (96.2%)	96.6% (96.6%)										
	下水道普及率	95.5%	95.9%										
②家庭での浄化槽の整備	浄化槽整備推進区域では、浄化槽の設置やみなし浄化槽から浄化槽への転換に対し、助成を実施	新規浄化槽設置基数 H28～R2 年度：216 基 うち補助金による設置数：41 基	A										
③新しいし尿処理施設の整備	平成 35 年度（令和 5 年度）を目処にし尿処理施設の基幹的整備改良事業を実施し施設の長寿命化を図り、安定した処理を継続	令和 2 年度にし尿処理施設の精密機能検査を実施し、設備状況と課題を確認、安定した処理を継続 基幹的整備改良事業の実施に向け、令和 3 年度に 2 市 1 町による広域化可能性調査を実施	A										
④ディスポーザキッチン処理システムの適正な整備の促進	「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、集合住宅の規模にあった適正な設置と維持管理が進むように指導を継続	ディスポーザキッチン処理システム設置基数 H28～R2 年度：26 基（個人設置を含む）	A										

施策	施策内容	旧計画の施策内容	実績の概要	評価																																																						
し尿・汚泥の処理計画	①収集運搬計画	し尿及び浄化槽汚泥は、市内全域を対象に、現行の体制を基本とし、許可業者により収集運搬を実施	し尿及び浄化槽汚泥は、市内全域を対象に、協定を締結している許可業者（株式会社藤沢市興業公社）が適正な収集運搬を実施	A																																																						
	②中間処理計画	収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所し尿処理施設にて適正処理、発生した処理水は、専用圧送管を經由して大清水浄化センターに送り最終処理	<p>適正処理ができているか、処理水（放流水）について毎月、水質分析を実施各年度ともに全項目で排水基準値以下</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>排水基準値</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH</td> <td>5~9</td> <td>7.8</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>BOD (mg/L)</td> <td>600 未満</td> <td>27</td> <td>41</td> <td>54</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>COD (mg/L)</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>106</td> <td>103</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>SS (mg/L)</td> <td>600 未満</td> <td>19</td> <td>33</td> <td>40</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>T-N (mg/L)</td> <td>380 未満</td> <td>73</td> <td>105</td> <td>86</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>T-P (mg/L)</td> <td>—</td> <td>8.5</td> <td>4.4</td> <td>5.9</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>Cl<sup>-</sup> (mg/L)</td> <td>—</td> <td>256</td> <td>208</td> <td>220</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数 (個/cm<sup>3</sup>)</td> <td>—</td> <td>425</td> <td>298</td> <td>874</td> <td>423</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ pHは最大値、その他項目は平均値</p>	項目	排水基準値	H29	H30	R1	R2	pH	5~9	7.8	8.0	8.0	7.6	BOD (mg/L)	600 未満	27	41	54	52	COD (mg/L)	—	55	106	103	113	SS (mg/L)	600 未満	19	33	40	42	T-N (mg/L)	380 未満	73	105	86	83	T-P (mg/L)	—	8.5	4.4	5.9	6.4	Cl <sup>-</sup> (mg/L)	—	256	208	220	172	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	425	298	874	423	A
	項目	排水基準値	H29	H30	R1	R2																																																				
pH	5~9	7.8	8.0	8.0	7.6																																																					
BOD (mg/L)	600 未満	27	41	54	52																																																					
COD (mg/L)	—	55	106	103	113																																																					
SS (mg/L)	600 未満	19	33	40	42																																																					
T-N (mg/L)	380 未満	73	105	86	83																																																					
T-P (mg/L)	—	8.5	4.4	5.9	6.4																																																					
Cl <sup>-</sup> (mg/L)	—	256	208	220	172																																																					
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	425	298	874	423																																																					
③最終処分計画	し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却処理 焼却処理に伴い発生する焼却灰は灰溶融等へ資源化	処理残渣については焼却を行い、発生した焼却灰は溶融資源化	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱水し渣 (t)</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>脱水汚泥 (t)</td> <td>145</td> <td>269</td> <td>228</td> <td>216</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>処理残渣量合計 (t)</td> <td>179</td> <td>295</td> <td>255</td> <td>244</td> <td>249</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H28	H29	H30	R1	R2	脱水し渣 (t)	24	26	27	28	23	脱水汚泥 (t)	145	269	228	216	226	処理残渣量合計 (t)	179	295	255	244	249	A																														
項目	H28	H29	H30	R1	R2																																																					
脱水し渣 (t)	24	26	27	28	23																																																					
脱水汚泥 (t)	145	269	228	216	226																																																					
処理残渣量合計 (t)	179	295	255	244	249																																																					



基本方針2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます

施策	施策内容	旧計画の施策内容	実績の概要	評価
情報発信・啓発	①市ホームページでの情報発信	市の「広報ふじさわ」やホームページ、ポータルサイトへ必要な情報を掲載するなどして、海や川の水質調査結果等について市民に広く情報発信	市ホームページで毎月実施している公共用水域（河川及び海域）の水質測定結果や海水及び河川水の放射能濃度を公表  「湘南ふじさわ下水道ビジョン」及び「湘南ふじさわ下水道ビジョン第2アクションプラン」を策定し、施策の実施状況等について公表  平成16年3月に海・浜の秩序ある利用を図るために「藤沢 海・浜のルールブック」を公表（令和3年4月に一部内容の改訂）	A
	②下水道への接続促進や浄化槽への転換の必要性の発信	公共下水道整備済区域・整備予定区域にあるみなし浄化槽等は、公共下水道への接続を、浄化槽整備推進区域では、浄化槽への転換を促進	市ホームページで「全国浄化槽推進市町村協議会パンフレット」を公表し、浄化槽の必要性を周知	A
	③正しい浄化槽維持管理の啓発	みなし浄化槽、浄化槽の設置者に対しては、浄化槽の法定点検、定期清掃を行うことを、今後も市のホームページや設置者への通知により啓発	市ホームページで法定検査、保守点検、清掃について周知 浄化槽保守点検業登録業者を公表	A
	④浄化槽設置及び清掃に関する助成制度	良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽に対する清掃料金の助成制度について、今後も市のホームページやパンフレット等により周知	市ホームページで浄化槽設置補助金の制度について周知	A

## 7. 生活排水処理の課題

### (1) 生活排水処理施設整備の促進

本市の公共下水道人口は年々増加、し尿収集人口は年々減少、浄化槽及びみなし浄化槽人口は増減をしながら推移しています。生活排水処理率は令和2年度で96.6%まで増加しています。

生活排水処理率を向上及び維持していくためにも、引き続き、生活排水未処理人口（みなし浄化槽人口）及び非水洗化人口（し尿収集人口）から生活排水処理人口への転換を促すことが重要です。

### (2) 浄化槽への転換の推進

本市の公共下水道は、平成23年に策定された「湘南ふじさわ下水道ビジョン」に基づき整備が進められています。下水道計画区域は、市街化区域と農用地・斜面緑地・遊水地等を除く市街化調整区域の一部からなり、市街化調整区域のうち、既存宅地等については浄化槽との経済性・効率性の比較を行い、一部の区域を「浄化槽整備推進区域」としています。

また、浄化槽については平成28年度から令和2年度までに216基新規に設置し、みなし浄化槽から浄化槽への転換を推進しています。

今後も浄化槽整備推進区域を継続し、また、浄化槽設置補助制度を幅広く広報することでみなし浄化槽や汲み取り式便槽から浄化槽への転換を図る必要があります。

また、浄化槽の設置者は、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理する必要がありますため、市ホームページ等を通じて広く周知していく必要があります。

### (3) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

現在、し尿の排出量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は増減を繰り返しています。本市の人口増加や公共下水道への接続、浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥量の排出量は今後も変動すると予測されます。そのため、それぞれの排出量に留意し、適正に収集が行える体制を維持する必要があります。

また、北部環境事業所し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。

### (4) し尿処理施設の整備

現在の北部環境事業所し尿処理施設は、昭和36年の稼働開始から現在までに大規模な更新を行いながら適正な処理を行ってきました。また、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約16%程度で推移しています。

現在の排出量に対し、過剰な処理能力となっているため、2市1町による広域化を含めた適正な施設の稼働方法を検討する必要があります。

また、検討期間中も北部環境事業所し尿処理施設にて本市から発生するし尿・浄化槽汚泥を処理することから、引き続き適正な維持管理を行う必要があります。

## 第2節 生活排水処理基本計画の改定

### 1. 基本理念及び基本方針

生活排水処理基本計画における基本理念・基本方針は、旧計画における内容を継続していきます。また、各基本方針と SDGs の関係性について示します。

#### 【基本理念・基本方針】

##### 【基本理念】

「きよらかな水環境を次世代につなげよう」

##### 基本方針 1

「生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します」



##### 基本方針 2

「きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます」



## 2. 数値目標

### 目標 生活排水処理率

令和 13 年度までに生活排水処理率 97.0%以上を達成します。

公共下水道の整備と既整備区域での接続促進を図るとともに、浄化槽整備推進区域での浄化槽の普及を促進することで、生活排水処理率の向上を図ります。具体的な施策は、「基本方針 1」及び「基本方針 2」に示します。

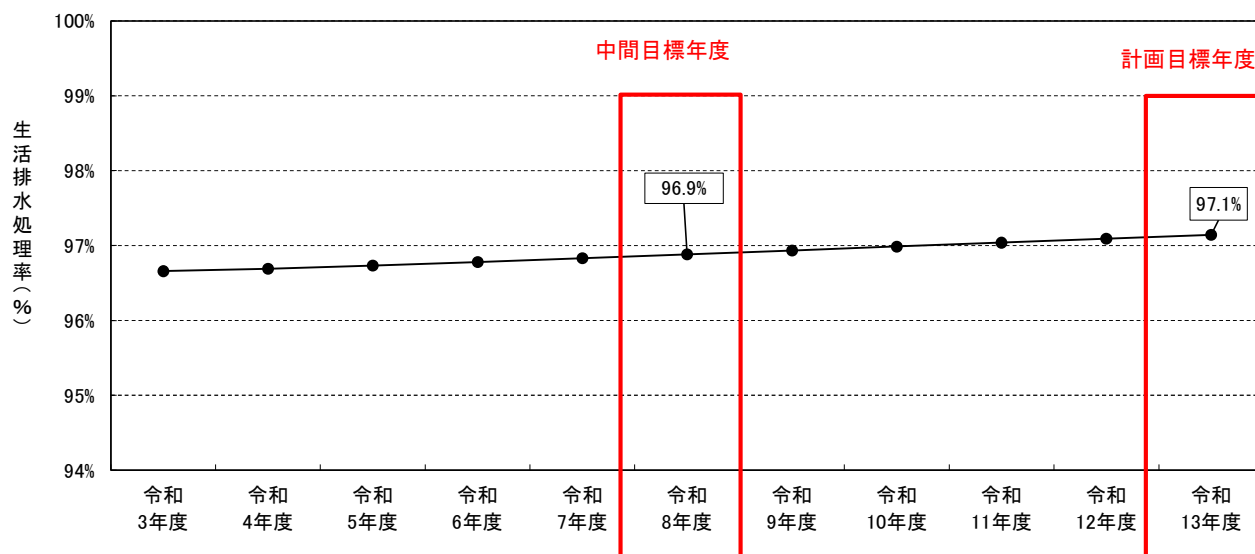


図 5-7 生活排水処理率の計画値

### 3. 生活排水処理に係る予測

#### (1) 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測は、「藤沢市市政運営の総合指針 2024」で予測した人口をもとに、現状の公共下水道人口や今後の公共下水道整備計画等を考慮して推計した値を採用します。

生活排水処理形態別人口の予測結果を図 5-8、表 5-11 に示します。

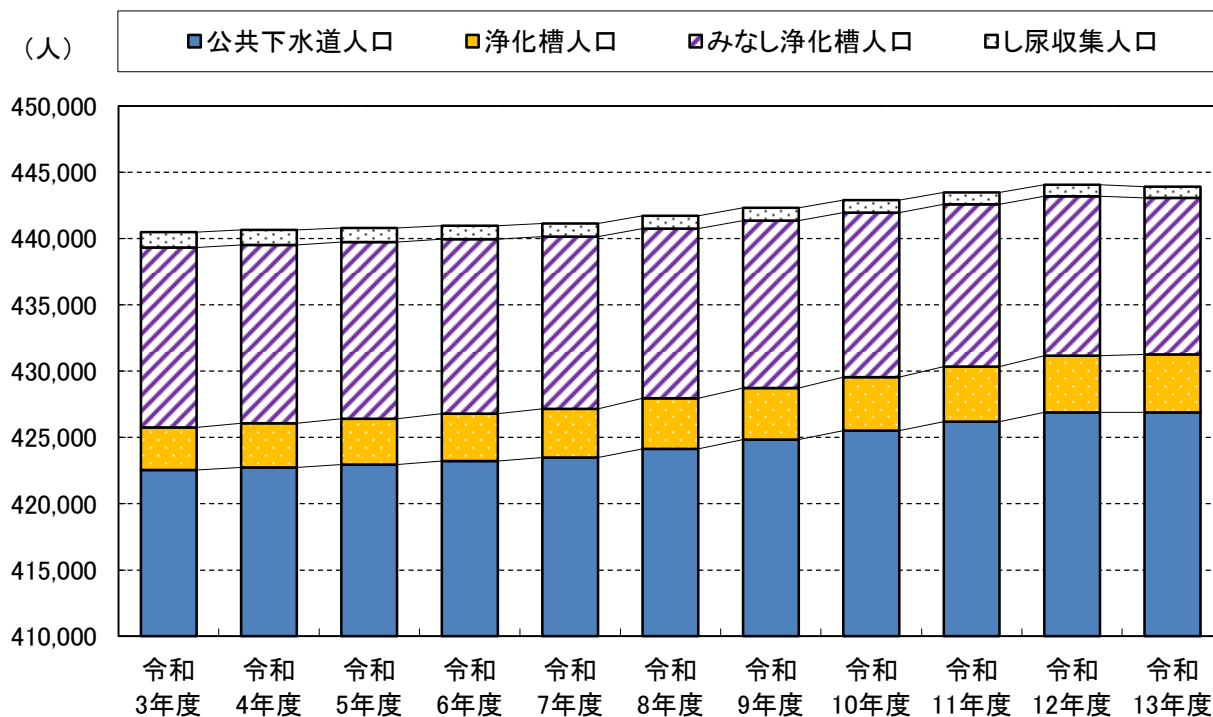


図 5-8 生活排水処理形態別人口の予測結果

表 5-11 生活排水処理形態別人口の予測結果

(単位:人)

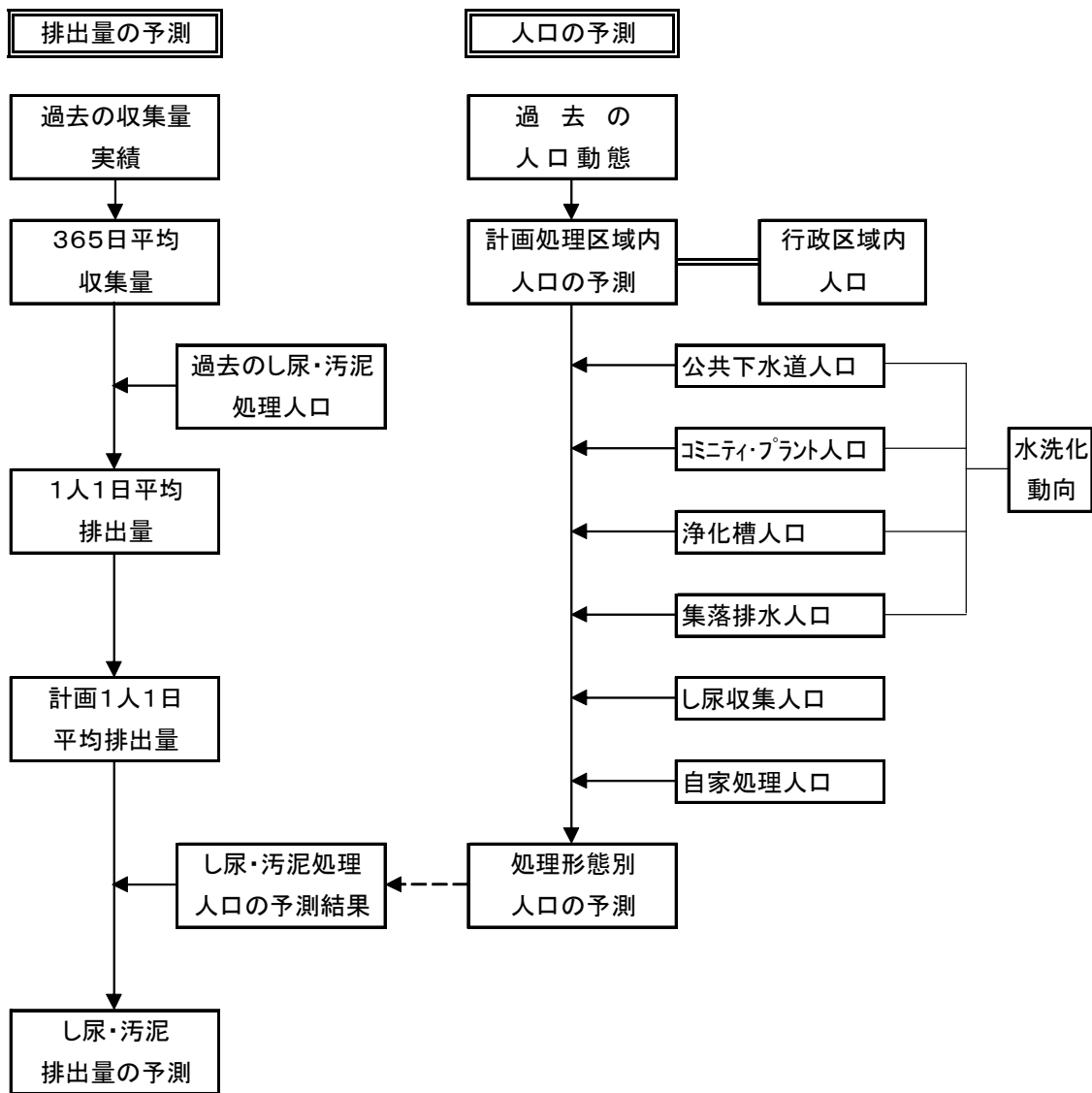
区分	年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	1.計画処理区域内人口		440,477	440,640	440,804	440,967	441,131
2.生活排水処理人口	2.生活排水処理人口	425,754	426,063	426,406	426,770	427,159	427,950
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	422,537	422,730	422,956	423,204	423,476	424,151
	(3)浄化槽人口	3,217	3,333	3,450	3,566	3,683	3,799
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		13,570	13,469	13,329	13,163	12,970	12,794
4.汲み取り人口	4.汲み取り人口	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
	(1)し尿収集人口	1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		96.7%	96.7%	96.7%	96.8%	96.8%	96.9%

区分	年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
	1.計画処理区域内人口		442,306	442,893	443,481	444,068
2.生活排水処理人口	2.生活排水処理人口	428,745	429,546	430,348	431,151	431,252
	(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	(2)公共下水道水洗化人口	424,830	425,514	426,200	426,886	426,871
	(3)浄化槽人口	3,915	4,032	4,148	4,265	4,381
	(4)農業・漁業集落排水処理人口	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		12,613	12,424	12,231	12,036	11,812
4.汲み取り人口	4.汲み取り人口	947	923	901	881	861
	(1)し尿収集人口	947	923	901	881	861
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率		96.9%	97.0%	97.0%	97.1%	97.1%

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿・浄化槽汚泥排出量の予測に当たっては、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計容量 2006 年改訂版」に準じて、将来のし尿収集人口及び浄化槽人口に過去のし尿・浄化槽汚泥収集実績に基づく 1 人 1 日平均排出量（以下、「排出原単位」という）を乗じて求める方法（図 5-9）が一般的であり、生活排水処理基本計画でも同様に予測を行うこととします。

し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果を表 5-12 に、し尿・浄化槽汚泥日平均排出量の予測結果を図 5-10 に示します。



■ し尿量及び浄化槽汚泥量の算定方法

$$\text{し尿量(kL/日)} = \frac{\text{し尿収集人口(人)} \times \text{し尿の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1,000}$$

$$\text{浄化槽汚泥量(kL/日)} = \frac{\text{浄化槽人口(人)} \times \text{浄化槽汚泥の1人1日平均排出量(L/人・日)}}{1,000}$$

図 5-9 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順

表 5-12 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

区分			年度						
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
し尿収集人口 (人)			1,153	1,108	1,069	1,034	1,002	974	
みなし浄化槽人口 (人)			13,570	13,469	13,329	13,163	12,970	12,794	
浄化槽人口 (人)			3,217	3,333	3,450	3,566	3,683	3,799	
排出原単位	し尿	一般家庭 (L/人・日)	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37	
		仮設トイレ等 (L/人・日)	-	-	-	-	-	-	
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽 (L/人・日)	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	
		浄化槽 (L/人・日)	3.26	3.26	3.26	3.26	3.26	3.26	
日平均排出量	し尿	一般家庭 (kL/日)	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.3	
		仮設トイレ等 (kL/日)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽 (kL/日)	18.8	18.7	18.5	18.3	18.0	17.7	
		浄化槽 (kL/日)	11.2	11.6	12.0	12.4	12.8	13.2	
	合計 (kL/日)		35.8	36.0	36.1	36.2	36.3	36.4	

区分			年度				
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
し尿収集人口 (人)			947	923	901	881	861
みなし浄化槽人口 (人)			12,613	12,424	12,231	12,036	11,812
浄化槽人口 (人)			3,915	4,032	4,148	4,265	4,381
排出原単位	し尿	一般家庭 (L/人・日)	2.37	2.37	2.37	2.37	2.37
		仮設トイレ等 (L/人・日)	-	-	-	-	-
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽 (L/人・日)	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39
		浄化槽 (L/人・日)	3.26	3.26	3.26	3.26	3.26
日平均排出量	し尿	一般家庭 (kL/日)	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
		仮設トイレ等 (kL/日)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
	浄化槽汚泥	みなし浄化槽 (kL/日)	17.5	17.2	17.0	16.7	16.4
		浄化槽 (kL/日)	13.6	14.0	14.4	14.8	15.2
	合計 (kL/日)		36.5	36.5	36.6	36.7	36.8

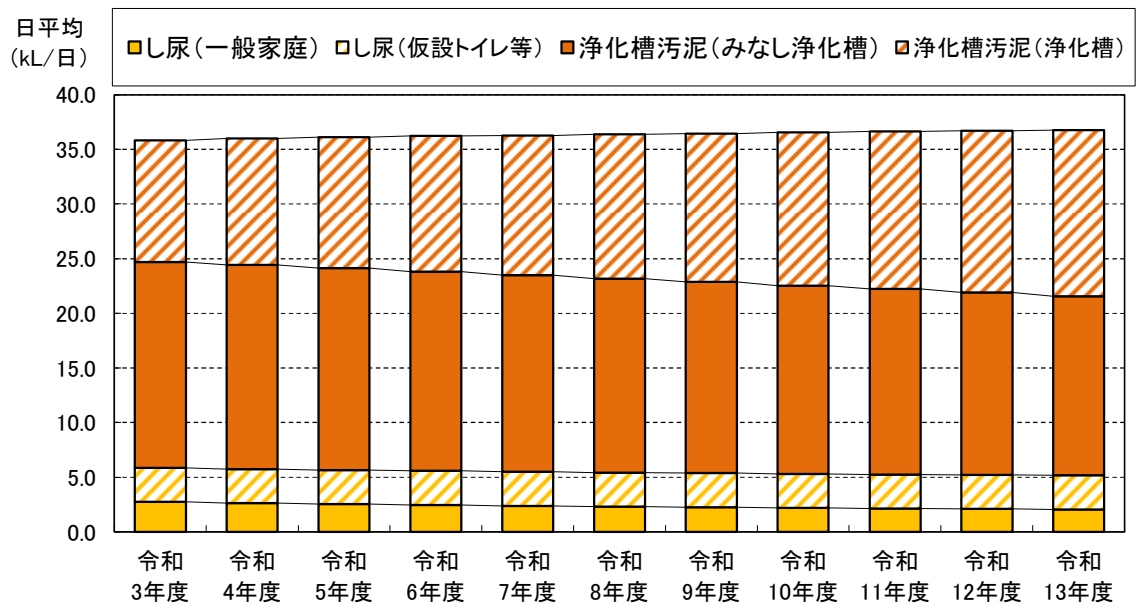
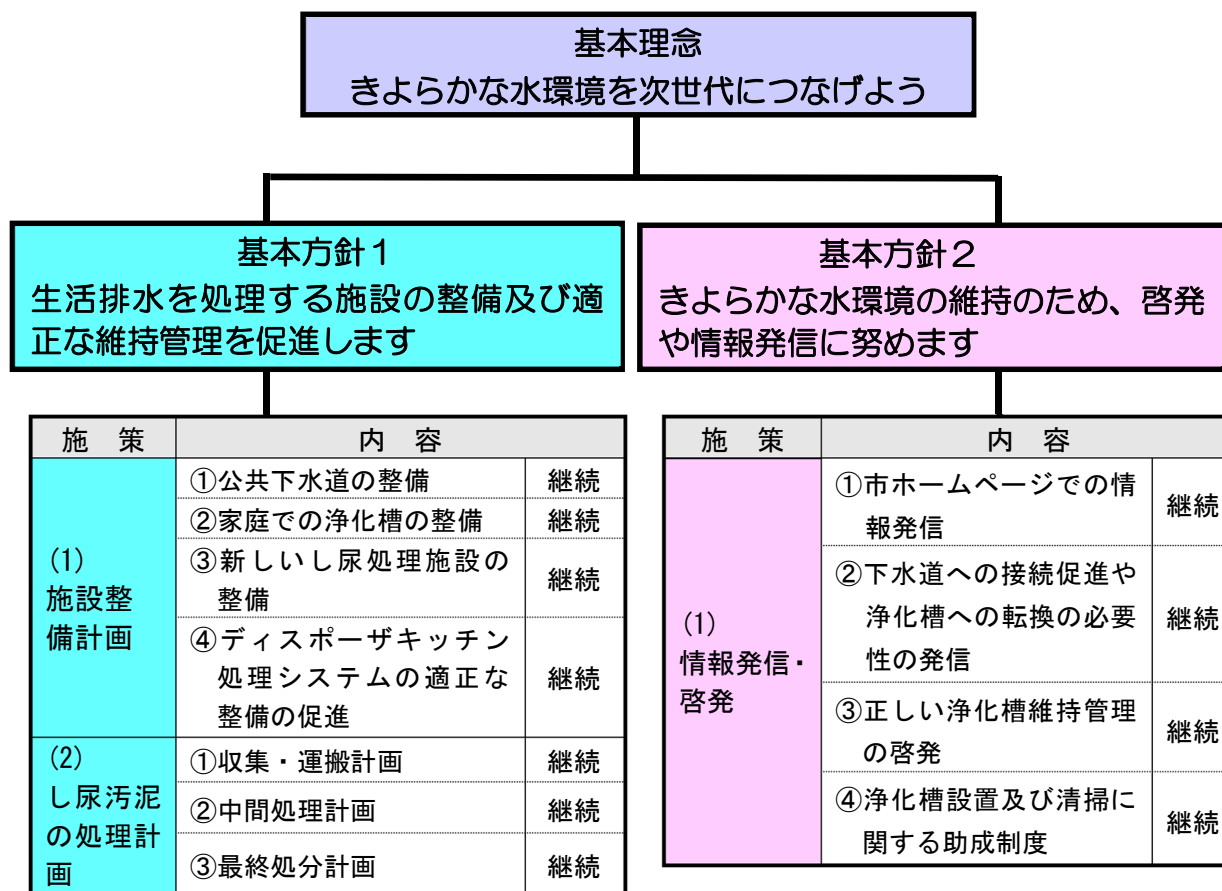


図 5-10 し尿・浄化槽汚泥日平均排出量の予測結果



#### 4. 施策体系

生活排水処理基本計画の施策体系は以下のとおりです。



#### 5. 市民・事業者・行政の役割

適正な処理体制の構築のため、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。

市民及び事業者・行政の役割を表 5-13 に示します。

表 5-13 市民及び事業者・行政の役割

	内 容
市民及び事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 生活雑排水の適正排出及び排出抑制を推進します。</li> <li>b. 公共下水道への積極的な接続を行います。</li> <li>c. みなし浄化槽から浄化槽へ移行します。</li> <li>d. 浄化槽の適正な維持管理を行います。</li> <li>e. 事業活動に伴って発生する排水の適正処理及び適正排出を推進します。</li> <li>f. 普及啓発、環境学習への積極的な参加に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 適正な収集運搬体制の継続を図ります。</li> <li>b. 適正な中間処理体制、最終処分、資源化体制の継続を図ります。</li> <li>c. 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習を実施します。</li> <li>d. 公共下水道の整備及び適正な維持管理を図ります。</li> <li>e. 浄化槽整備への支援を継続します。</li> </ul>

## 6. 基本方針 1 生活排水を処理する施設の整備及び適正な維持管理を促進します

### (1) 施設整備計画



#### ① 公共下水道の整備

本市における公共下水道人口普及率は、令和 2 年度において約 95.9%とほぼ全市域で使用できる状況まで進んできています。今後は、管路整備のスピードアップを図るための新たな発注手法を取り入れるなど整備を進めるとともに、将来にわたり下水道施設を健全に保つために、老朽化している管きょや浄化センター・ポンプ場の適正な維持管理、改築・更新を着実に実施します。



#### ② 家庭での浄化槽の整備

市街化区域を中心とした公共下水道(汚水管きょ)の整備は、おおむね完了していますが、市街化調整区域などについては、いまだに生活排水処理施設未普及の地域が存在していることから、公共下水道と浄化槽と合わせた普及率 100%を早期に実現する必要があります。

今後は、管路の布設を伴う下水道だけでなく、浄化槽などを活用した効率的な汚水処理方式の採用やみなし浄化槽から浄化槽への転換に対して助成を行うなど、未普及地域における汚水処理施設整備を促進します。



#### ③ 新しいし尿処理施設の整備

現在のし尿処理施設は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約 16%程度で推移しています。本市は、し尿処理施設の基幹的整備改良事業に伴い、2 市 1 町の広域化を含めた検討を行っています。また、基幹的整備改良事業までは現在のし尿処理施設の適正な維持管理を行い、安定した処理を継続していきます。



#### ④ ディスポーザキッチン処理システムの適正な整備の促進

ディスポーザキッチン処理システムについては、「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、集合住宅の規模にあった適正な設置と維持管理が進むように指導しており、今後も継続して実施します。なお、平成 28 年度から令和 2 年度における当該処理システムの設置基数は 26 基(個人設置を含む)となっています。

### (2) し尿汚泥の処理計画

#### ① 収集・運搬計画



##### ・収集区域の範囲


し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市内全域とします。

##### ・収集・運搬体制

収集・運搬体制は、現行の体制を基本とし、し尿、浄化槽汚泥ともに許可業者による収集・運搬体制とします。また、それぞれの排出量に留意し、適宜、適正な収集が行える体制の維持を図ります。

② 中間処理計画  


収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所内のし尿処理施設で、適正に処理していきます。発生した処理水は、専用圧送管により公共下水道管を経て大清水浄化センターに送り、最終処理していきます。

③ 最終処分計画 


し尿及び浄化槽汚泥の処理残渣は、北部環境事業所ごみ焼却施設で焼却処理していきます。なお、焼却処理に伴い発生する焼却灰は灰溶融等の資源化をしていきます。

## 7. 基本方針 2 きよらかな水環境の維持のため、啓発や情報発信に努めます

### (1) 情報発信・啓発

① 市ホームページでの情報発信 

市の「広報ふじさわ」やホームページ、ポータルサイトへ海や川の水質調査結果等の必要な情報を掲載するなどして、市民に広く情報発信します。

② 下水道への接続促進や浄化槽への転換の必要性の発信 

公共下水道整備済区域若しくは整備予定区域にあるみなし浄化槽等は、下公共下水道への接続を促していきます。浄化槽整備推進区域では、浄化槽への転換を促進していきます。

③ 正しい浄化槽維持管理の啓発 

みなし浄化槽及び浄化槽の設置者に対しては、浄化槽法の改正により、浄化槽の法定点検、定期清掃を行うことが義務づけられています。今後も法定検査や保守点検、清掃について市のホームページや設置者への通知により啓発していきます。

④ 浄化槽設置及び清掃に関する助成制度 

本市では、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、きれいな海・川を守るため、一部の浄化槽について、清掃料金の助成制度を設けています。今後も市のホームページやパンフレット等を活用しながら助成制度の周知を図ります。

## 第6章 計画の進行管理

本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方により、継続的に計画の点検・評価、見直しを行っていきます。また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、計画的な施策の実施に取り組んでいきます。PDCAサイクルイメージを図6-1に示します。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため表6-1及び表6-2に示す評価項目の指標に基づいて評価を行います。

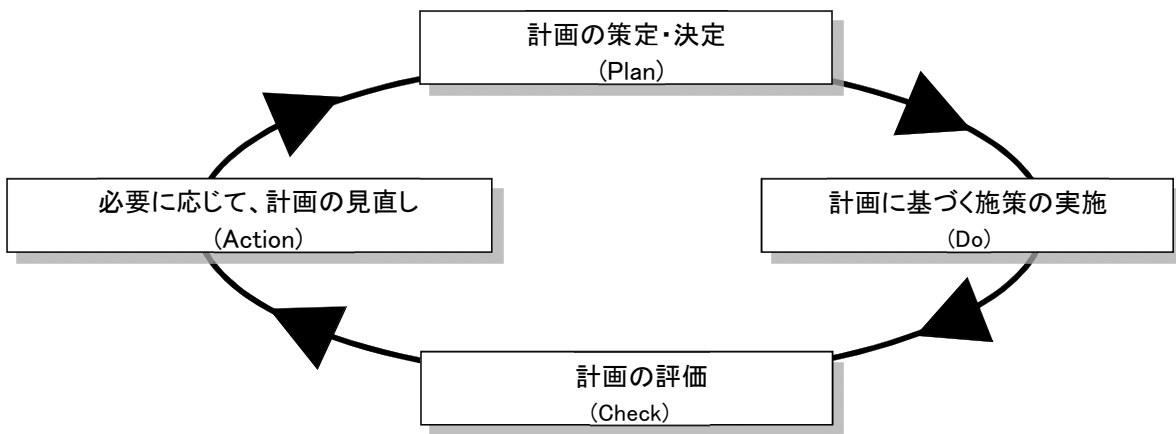


図 6-1 PDCAサイクルイメージ

表 6-1 数値目標項目

項目	指標で測るもの	指標の名称
ごみ処理基本計画	廃棄物排出量	排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量） （g/人・日）
		家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量） （g/人・日）
	廃棄物の再利用	資源化率 I・II（%）
	最終処分量	最終処分率（%）
	事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量（t/年）
食品ロス削減推進計画	食品ロス排出量	食品ロス削減量（t/年）
	食品ロス削減の取組	食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合（%）
生活排水処理基本計画	生活排水の適正処理	生活排水処理率（%）

表 6-2 各種施策の数値管理項目

区分	指標の名称
3Rに関する指標	不用品等交換制度の登録件数（件/年） 商品プラスチック等の回収量（t/年） 生ごみ処理機購入補助実績（件/年） ごみ減量推進店の認定数（店舗/年） 多量排出事業者への立入指導件数（件/年） 市施設での抜き打ち展開検査件数（日、件/年） 許可業者への指導件数（件/年） 剪定枝の資源化量（t/年） 特定処理品目の分別排出量（t/年） 使用済小型電子機器等回収量（t/年） 焼却灰溶融量（t/年） 可燃ごみ組成分析における食品ロスの重量割合（%） フードドライブの回収量（点/年、t/年） 学習会及び食育活動の実施回数（件/年）
カーボンニュートラルに関する指標	焼却施設における廃棄物発電量（mwh/年） プラスチック類の焼却量（湿重量）（t/年） 二酸化炭素排出量（千t-CO <sub>2</sub> /年）
環境美化に関する指標	一声ふれあい収集対象世帯数（世帯） 海岸等清掃実績（t/年） 環境美化活動等参加人数（人/年） 除塵機による河川ごみ収集量（境川）（t/年） 不法投棄ごみの収集量（t/年） 廃棄物減量等推進員の研修参加数（人/年） ゴミゼロクリーンキャンペーン参加人数（団体、人/年） 施設の見学者数（人/年） ごみ体験学習会実施件数（校、人/年） 出前講座の実施回数（件/年）



# 資料編



1. ごみ排出量の将来推計

表 1 ごみ排出量の将来予測（排出抑制なし）①

人口	413,826	416,756	418,269	419,916	423,894	426,678	428,837	431,286	434,568	436,832	437,692	438,551	439,411	440,271	441,131	441,719	442,306	442,894	443,481	444,068	443,925	
日数	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	
項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
家庭系	t/年	102,287.59	103,421.86	101,826.81	101,184.20	102,379.92	101,815.82	100,674.19	100,271.51	102,701.15	104,322.59	101,415	101,340	101,570	101,274	101,278	101,232	101,478	101,186	101,174	101,174	101,293
可燃ごみ	t/年	57,324.21	58,414.79	57,514.87	57,738.82	58,243.46	58,465.57	57,692.09	57,057.29	58,262.17	58,519.56	57,888	57,847	57,983	57,815	57,817	57,793	57,936	57,769	57,765	57,766	57,836
収集量	t/年	57,204.17	58,211.57	57,330.36	57,551.69	58,008.21	58,172.02	57,565.27	56,939.55	58,008.58	58,383.89	57,679	57,637	57,772	57,604	57,606	57,582	57,724	57,557	57,553	57,554	57,623
食品ロス	t/年	—	—	—	—	—	—	3,404.56	4,905.69	5,351.70	4,620.05	4,570	4,567	4,578	4,564	4,565	4,563	4,574	4,561	4,560	4,561	4,566
直接搬入量（石名坂）	t/年	119.25	202.40	183.77	186.93	234.94	293.52	126.62	117.72	215.04	60.27	178	179	179	179	179	179	180	180	180	180	181
直接搬入量（石名坂・許可引越等）	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	38.54	75.40	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32
直接搬入量（北部）	t/年	0.79	0.82	0.74	0.20	0.31	0.03	0.20	0.02	0.01	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不燃ごみ	t/年	8,737.90	8,538.92	8,711.63	8,556.55	8,944.53	8,886.74	8,766.32	8,901.80	9,765.72	10,011.45	9,224	9,240	9,285	9,277	9,296	9,308	9,347	9,333	9,345	9,358	9,380
収集量	t/年	7,643.05	7,267.15	7,187.60	7,067.48	7,250.62	7,111.20	7,201.23	7,283.48	7,700.86	8,383.27	7,448	7,461	7,497	7,491	7,506	7,516	7,547	7,536	7,546	7,556	7,574
破砕対象物	t/年	7,643.05	7,267.15	7,187.60	7,067.48	7,250.62	7,111.20	7,201.23	7,283.48	7,700.86	8,383.27	7,448	7,461	7,497	7,491	7,506	7,516	7,547	7,536	7,546	7,556	7,574
特定処理品目	RP																					
藤沢	t/年	334.24	401.53	354.51	355.94	333.46	307.82	295.16	293.25	294.04	329.64	298	298	300	300	300	301	302	301	302	302	303
直接搬入量（大型ごみ含む）	t/年	1,094.85	1,271.77	1,524.03	1,489.07	1,693.91	1,775.54	1,565.09	1,618.32	2,064.86	1,628.18	1,776	1,779	1,788	1,786	1,790	1,792	1,800	1,797	1,799	1,802	1,806
破砕対象物	t/年	923.39	1,081.34	1,288.78	1,312.19	1,406.31	1,555.59	1,464.39	1,436.18	1,592.08	1,147.99	1,439	1,441	1,448	1,447	1,450	1,452	1,458	1,456	1,457	1,460	1,463
破砕対象物（許可引越等）	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	173.12	397.25	142	142	143	143	143	143	144	144	144	144	144
直接埋立対象物	t/年	171.46	190.43	235.25	176.88	287.60	219.95	100.70	182.14	299.66	82.94	195	196	197	196	197	197	198	198	198	198	199
大型・特別大型ごみ	t/年	3,619.80	3,548.20	3,017.97	2,825.48	2,854.68	2,824.06	2,867.08	3,038.59	3,130.52	3,363.06	3,123	3,147	3,176	3,187	3,206	3,221	3,245	3,249	3,263	3,275	3,291
切断ごみ（持ち込み・大型ごみ含む）	t/年	485.08	488.50	368.76	371.49	437.80	434.21	373.95	408.05	587.04	409.53	456	457	459	459	460	461	462	462	462	463	464
資源収集量	t/年	32,120.60	32,431.45	32,213.58	31,691.86	31,899.45	31,205.24	30,974.75	30,865.78	30,955.70	32,018.99	30,724	30,649	30,667	30,536	30,499	30,449	30,488	30,373	30,339	30,312	30,322
直接収集量	t/年	31,925.77	32,197.79	31,943.88	31,389.81	31,527.73	30,836.60	30,596.39	30,476.63	30,557.75	31,611.26	30,341	30,266	30,284	30,156	30,118	30,069	30,108	29,994	29,961	29,933	29,944
新聞	t/年	2,916.79	2,698.56	2,712.90	2,516.56	2,399.12	2,202.31	2,054.93	1,814.62	1,607.33	1,295.21	1,814	1,810	1,810	1,802	1,801	1,799	1,801	1,794	1,791	1,790	1,790
雑誌	t/年	5,646.48	4,633.61	4,569.95	4,376.28	9,941.13	9,548.74	9,291.35	9,124.20	9,028.09	8,768.39	9,087	9,063	9,071	9,031	9,018	9,005	9,017	8,982	8,972	8,965	8,967
雑誌	t/年	4,564.36	5,759.43	5,653.69	5,582.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	t/年	3,698.59	3,759.23	3,840.02	3,829.23	3,849.90	3,823.13	3,761.92	3,784.38	3,865.55	4,489.24	3,778	3,770	3,771	3,756	3,744	3,749	3,744	3,731	3,728	3,729	3,729
牛乳パック	t/年	193.60	186.01	189.21	176.75	184.83	181.91	174.81	178.14	179.31	184.06	176	176	175	175	176	174	175	175	175	173	174
布	t/年	2,334.71	2,191.94	2,089.38	2,139.21	2,103.82	1,998.59	2,035.91	2,082.90	2,154.45	2,467.83	2,077	2,071	2,073	2,065	2,061	2,059	2,061	2,053	2,051	2,049	2,050
缶	t/年	1,341.36	1,361.70	1,272.10	1,251.23	1,232.91	1,206.69	1,219.98	1,216.52	1,236.43	1,358.98	1,216	1,213	1,214	1,208	1,208	1,204	1,206	1,203	1,201	1,199	1,201
商品プラ（搬入）	t/年	4.23	97.15	70.70	71.79	83.09	80.07	76.32	80.72	91.95	107.17	83	82	82	82	82	83	81	81	81	81	81
ビン	t/年	3,078.61	3,164.78	3,165.88	3,122.12	3,154.16	3,065.96	3,056.03	2,932.19	2,916.83	3,139.55	2,949	2,941	2,943	2,930	2,927	2,921	2,925	2,915	2,912	2,909	2,910
廃食用油	t/年	130.49	168.28	192.87	202.05	207.90	209.45	212.18	224.23	245.60	207.90	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
PETボトル（直営収集）	t/年	1,159.42	1,208.71	1,195.22	1,209.42	1,288.23	1,372.65	1,362.50	1,578.90	1,597.98	1,582.74	1,503	1,500	1,500	1,494	1,493	1,490	1,491	1,486	1,484	1,483	1,483
その他プラスチック	t/年	6,731.51	6,857.20	6,902.19	6,813.19	6,962.42	7,037.13	7,235.22	7,344.80	7,528.21	7,876.04	7,320	7,301	7,306	7,275	7,265	7,254	7,264	7,236	7,228	7,222	7,224
剪定枝（コール制）	t/年	125.62	111.19	89.77	99.96	120.63	109.97	115.24	115.03	106.02	110.44	113	113	114	113	113	113	112	112	112	112	112
剪定枝（石名坂搬出分）	t/年	194.83	233.66	268.36	299.16	369.32	366.22	373.12	381.59	391.08	399.42	377	377	377	374	375	374	374	373	372	373	372
使用済み小型家電	t/年	0.00	0.00	1.34	2.88	2.41	2.42	5.24	7.56	6.87	8.31	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
事業系	t/年	31,368.50	34,768.01	35,263.15	35,912.47	36,910.34	36,459.98	36,428.97	35,932.56	34,669.97	29,002.23	35,525	35,466	35,513	35,371	35,332	35,297	35,362	35,236	35,210	35,186	35,259
可燃ごみ	t/年	29,936.62	33,506.56	34,049.43	34,668.14	35,597.38	35,249.85	35,459.92	35,061.38	33,792.74	28,337.41	34,741	34,708	34,775	34,654	34,632	34,611	34,687	34,575	34,559	34,544	34,625
収集量	t/年	26,029.39	28,401.86	29,670.05	30,362.73	31,144.64	31,146.51	31,231.02	30,910.00	29,891.54	24,791.64	30,831	30,831	30,916	30,831	30,831	30,831	30,916	30,831	30,831	30,831	30,916
食品ロス	t/年	—	—	—	—	—	—	1,779.00	1,700.00	1,417.00	1,324.00	1,623	1,621	1,624	1,619	1,618	1,617	1,620	1,615	1,615	1,614	1,618
直接搬入量	t/年	3,907.23	5,104.70	4,379.38	4,305.41	4,452.74	4,103.34	4,228.90	4,151.38	3,901.20	3,545.77	3,910	3,877	3,859	3,823	3,801	3,771	3,744	3,728	3,713	3,709	3,709
不燃ごみ	t/年	396.79	341.50	304.79	312.60	261.67	263.90	231.47	230.59	296.17	192.08	257	257	258	257	257	257	258	257	258	258	258
直接搬入量	t/年	396.79	341.50	304.79	312.60	261.67	263.90	231.47	230.59	296.17	192.08	257	257	258	257	257	257	258	257	258	258	258
破砕対象物	t/年	373.13	333.19	292.96	297.28	254.39	245.08	226.48	227.81	243.32	175.32	241	241	242	241	241	241	242	241	242	242	242
直接埋立対象物	t/年	23.66	8.31	11.83	15.32	7.28	18.82	4.99	2.78	52.85	16.76	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
切断ごみ（持ち込み）	t/年	1,035.09	919.95	908.93	931.73	1,051.29	946.23	737.58	640.59	581.06	472.74	527	501	480	460	443	429	417	404	393	384	376
リサイクル展示場	t/年	81.92	74.62	58.28	39.66	32.28	28.90	28.04	19.52	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみコンポスト	t/年	5,490.84	5,566.00	5,644.17	5,715.57	5,771.62	5,789.47	5,852.84	5,896.39	5,944.41	6,022.41	1,126	1,170	1,213	1,257	1,301	1,344	1,388	1,431	1,475	1,519	1,562
ごみ排出量	t/年	133,656.09	138,189.87	137,089.96	137,096.67	139,290.26	138,275.80	137,103.16	136,204.07	137,371.12	133,324.82	136,940	136,806	137,083	136,645	136,610	136,529	136,840	136,422	136,384	136,360	136,552
ごみ発生量																						



表 2 ごみ排出量の将来予測（排出抑制なし）②

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
破砕選別	搬入量	t/年	13,442.38	13,084.87	13,219.18	12,967.72	13,419.01	13,307.89	13,062.02	13,198.34	14,170.15	14,561.26	13,522	13,536	13,590	13,572	13,593	13,607	13,659	13,635	13,651	13,667	13,698
	RP藤沢(桐原含む)	t/年	11,922.21	11,676.42	11,941.49	11,664.50	11,929.92	11,927.45	11,950.49	12,149.70	13,002.05	13,678.99	12,539	12,578	12,651	12,653	12,690	12,717	12,780	12,769	12,796	12,820	12,858
	石名坂(切断ごみ)	t/年	1,520.17	1,408.45	1,277.69	1,303.22	1,489.09	1,380.44	1,111.53	1,048.64	1,168.10	882.27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
	搬出量	t/年	14,602.60	13,235.15	13,178.55	12,825.31	12,930.53	12,892.51	12,521.85	12,571.29	13,415.79	13,844.06	13,217	13,228	12,616	12,598	12,615	12,626	12,673	12,649	12,663	12,677	12,704
	破砕量	t/年	12,525.89	11,204.17	11,328.99	10,866.06	10,545.85	10,446.48	10,494.71	10,483.62	11,219.38	12,136.32	11,250	11,283	10,685	10,687	10,718	10,741	10,794	10,784	10,807	10,827	10,859
	石名坂環境(切断ごみ)	t/年	1,520.17	1,408.45	1,277.69	1,303.22	1,489.09	1,380.44	1,111.53	1,048.64	1,168.10	882.27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
	未破砕選別	t/年	402.12	450.31	422.66	469.34	709.21	751.36	746.01	858.47	832.75	616.30	801	804	809	809	811	813	817	816	818	819	822
	砂入空缶	t/年	11.62	9.44	10.49	6.66	8.21	6.68	5.78	4.28	2.73	1.75	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	テープ類	t/年	150.33	223.74	206.06	156.93	132.47	113.00	104.83	98.47	95.14	115.92	112	113	113	113	114	114	114	114	115	115	115
	未破砕くず鉄	t/年	0.00	0.00	0.00	37.37	325.08	393.17	398.09	509.11	489.29	472.52	434	435	438	438	439	440	442	442	443	444	445
	羽毛布団	t/年	0.00	0.00	0.00	4.80	12.37	16.47	19.30	19.76	15.25	17.96	17	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
	不燃大型市外搬出	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小型家電(大型ごみ)	t/年	240.17	217.13	206.11	263.58	231.08	222.04	218.01	226.85	230.34	8.15	232	233	234	234	235	236	237	237	237	237	238
	未破砕搬出量(処理困難物)	t/年	154.42	162.14	135.18	145.72	155.43	139.31	137.26	146.63	147.87	162.30	145	145	145	145	145	145	145	144	144	144	145
	廃乾電池	t/年	66.10	91.03	70.92	88.57	96.67	86.58	87.43	98.70	100.75	111.34	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
	小型二次電池	t/年	0.00	0.00	0.50	0.68	1.08	1.54	2.38	1.32	1.73	1.77	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	廃バッテリー	t/年	0.51	2.95	1.36	0.52	1.41	0.86	1.15	0.78	0.69	0.98	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	廃タイヤ(t)	t/年	26.14	23.75	28.26	19.67	14.79	13.88	17.05	14.09	15.37	19.28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	屑鉄(t)	t/年	24.80	5.69	7.95	3.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃蛍光管(t)	t/年	11.46	35.09	23.94	24.70	34.26	28.34	26.63	26.99	26.17	26.80	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	家電4品目(t)	t/年	7.41	3.63	2.16	8.53	7.14	8.05	2.59	3.48	3.05	2.07	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	廃パソコン	t/年	18.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.23	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉛	t/年	0.00	0.00	0.09	0.04	0.08	0.06	0.03	0.04	0.11	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
可燃手選別	t/年	0.00	10.08	0.00	26.31	14.84	158.14	15.51	18.30	29.21	27.13	21	21	21	21	21	21	22	21	22	22	22	
廃食用油残渣	t/年	0.00	0.00	14.03	14.66	16.11	16.78	16.83	15.63	18.48	19.74	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
焼却処理	搬入量	t/年	101,325.34	104,443.63	103,070.61	103,719.09	105,201.24	104,736.53	103,479.53	102,350.98	102,801.86	98,010.85	103,344	103,274	104,175	103,867	103,859	103,822	104,079	103,778	103,767	103,764	103,938
	石名坂環境事業所	t/年	39,695.23	41,503.47	54,603.79	56,266.56	57,103.43	60,936.73	62,183.39	60,557.15	61,080.24	58,019.45	62,665	62,594	19,581	19,490	19,473	19,449	19,496	19,413	19,399	19,390	19,412
	北部環境事業所	t/年	61,630.11	62,940.16	48,466.82	47,452.53	48,097.81	43,799.80	41,296.14	41,793.83	41,721.62	39,991.40	40,679	40,680	84,594	84,377	84,386	84,373	84,583	84,365	84,368	84,374	84,526
	可燃ごみ	t/年	87,260.83	91,921.35	91,564.30	92,406.96	93,840.84	93,715.42	93,152.01	92,118.67	92,054.91	86,856.97	92,629	92,555	92,758	92,469	92,449	92,404	92,623	92,344	92,324	92,310	92,461
	石名坂	t/年	38,175.06	40,095.02	53,326.10	54,963.34	55,614.34	58,957.29	60,179.86	58,541.51	59,144.20	56,093.52	60,797	60,748	24,122	24,051	24,050	24,039	24,097	24,027	24,024	24,023	24,052
	北部	t/年	49,085.77	51,826.33	38,238.20	37,443.62	38,226.50	34,758.13	32,972.15	33,577.16	32,910.71	30,763.45	31,832	31,807	68,636	68,418	68,399	68,365	68,526	68,317	68,300	68,287	68,409
	破砕残渣(藤沢RP)	t/年	4,856.36	5,317.61	9,390.22	9,199.71	9,085.89	8,858.11	8,497.15	8,564.38	8,962.64	9,618.29	9,052	9,080	9,797	9,798	9,827	9,848	9,896	9,888	9,909	9,927	9,957
	破砕中(可燃)	t/年	6,325.67	4,527.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テープ類	t/年	150.33	223.74	206.06	156.93	132.47	113.00	104.83	98.47	95.14	115.92	112	113	113	113	114	114	114	114	115	115	115
	切断(石名坂)	t/年	1,520.17	1,408.45	1,277.69	1,303.22	1,489.09	1,380.44	1,111.53	1,048.64	1,168.10	882.27	983	958	939	919	903	890	879	866	855	847	840
	資源残渣ブラ	t/年	0.00	0.00	278.79	271.38	287.60	349.94	312.75	258.85	257.04	264.52	290	289	289	288	287	287	287	286	286	286	286
	廃食用油残渣	t/年	0.00	0.00	14.03	14.66	16.11	16.78	16.83	15.63	18.48	19.74	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	可燃手選別	t/年	0.00	10.08	0.00	26.31	14.84	158.14	15.51	18.30	29.21	27.13	21	21	21	21	21	21	22	21	22	22	22
	脱水ケーキ	t/年	450.85	375.43	339.52	339.92	334.40	144.70	268.92	228.04	216.34	226.01	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241	241
	テントハウス布団等切断	t/年	761.13	659.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	搬出量	t/年	14,101.55	12,820.36	11,632.44	11,391.88	11,590.79	11,016.33	11,173.26	11,021.74	11,027.22	10,615.53	11,248	11,242	13,025	12,988	12,988	12,984	13,016	12,980	12,979	12,979	13,001
	灰溶融	t/年	12,298.12	12,772.64	11,535.70	11,279.34	11,487.83	10,920.87	11,079.77	10,925.41	10,932.17	10,532.40	11,150	11,144	12,995	12,958	12,958	12,954	12,986	12,950	12,949	12,949	12,971
加湿灰	t/年	2,045.74	2,876.94	4,202.18	4,121.76	4,146.48	3,903.98	4,276.92	3,892.72	3,867.54	3,752.84	4,073	4,069	1,273	1,267	1,265	1,264	1,267	1,262	1,261	1,260	1,262	
焼却不燃物	t/年	1,184.70	1,024.31	1,503.62	1,372.78	1,537.56	1,485.34	1,356.19	1,479.30	1,344.36	1,210.47	1,431	1,429	447	445	445	444	445	443	443	443	443	
焼却灰	t/年	9,067.68	8,871.39	5,829.90	5,784.80	5,803.79	5,525.30	5,420.94	5,458.88	5,495.84	5,417.42	5,422	5,422	11,275	11,246	11,247	11,246	11,274	11,244	11,245	11,246	11,266	
地市施設焼却灰(市外搬出分)	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.25	25.72	94.51	224.43	151.67	225	225	0	0	0	0	0	0	0	0	
エコセメント	t/年	1,758.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固化灰	t/年	663.36	0																				



表 3 ごみ排出量の将来予測（排出抑制なし）③

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資源化																						
直接資源化量	t/年	32,120.60	32,431.45	32,213.58	31,691.86	31,899.45	31,205.24	30,974.75	30,865.78	30,955.70	32,013.05	30,724	30,649	30,667	30,536	30,499	30,449	30,488	30,373	30,339	30,312	30,322
新聞	t/年	2,916.79	2,698.56	2,712.90	2,516.56	2,399.12	2,202.31	2,054.93	1,814.62	1,607.33	1,295.21	1,814	1,810	1,810	1,802	1,801	1,799	1,801	1,794	1,791	1,790	1,790
雑誌	t/年	5,646.48	4,633.61	4,569.95	4,376.28	9,941.13	9,548.74	9,291.35	9,124.20	9,028.09	8,768.39	9,087	9,063	9,071	9,031	9,018	9,005	9,017	8,982	8,972	8,965	8,967
雑紙	t/年	4,564.36	5,759.43	5,653.69	5,582.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	t/年	3,698.59	3,759.23	3,840.02	3,829.23	3,849.49	3,823.13	3,761.92	3,784.38	3,865.55	4,489.24	3,778	3,770	3,771	3,756	3,750	3,744	3,749	3,734	3,731	3,728	3,729
缶	t/年	1,341.36	1,361.70	1,272.10	1,251.23	1,232.91	1,206.69	1,219.98	1,216.52	1,236.43	1,358.98	1,216	1,213	1,214	1,208	1,208	1,204	1,206	1,203	1,201	1,199	1,201
ビン	t/年	3,078.61	3,164.78	3,165.88	3,122.12	3,154.16	3,065.96	3,056.03	2,932.19	2,916.83	3,139.55	2,949	2,941	2,943	2,930	2,927	2,925	2,925	2,915	2,912	2,909	2,910
布	t/年	2,334.71	2,191.94	2,089.38	2,139.21	2,103.82	1,998.59	2,035.91	2,082.90	2,154.45	2,467.83	2,077	2,071	2,073	2,065	2,061	2,059	2,061	2,053	2,051	2,049	2,050
牛乳パック	t/年	193.60	186.01	189.21	176.75	184.83	181.91	174.81	178.14	179.31	193.06	176	176	175	175	176	174	175	175	175	173	174
廃食用油	t/年	130.49	168.28	192.87	202.05	207.90	209.45	212.18	224.23	245.60	222.61	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
商品プラスチック	t/年	4.23	97.15	70.70	71.79	83.09	80.07	76.32	80.72	91.95	107.17	83	82	82	82	82	82	83	81	81	81	81
ペットボトル	t/年	1,159.42	1,208.71	1,195.22	1,209.42	1,288.23	1,372.65	1,362.50	1,578.90	1,597.98	1,582.74	1,503	1,500	1,500	1,494	1,493	1,490	1,491	1,486	1,484	1,483	1,483
その他容器包装	t/年	6,731.51	6,857.20	6,902.19	6,813.19	6,962.42	7,037.13	7,235.22	7,344.80	7,528.21	7,876.04	7,320	7,301	7,306	7,275	7,265	7,254	7,264	7,236	7,228	7,222	7,224
剪定枝（コール制）	t/年	125.62	111.19	89.77	99.96	120.63	109.97	115.24	115.03	106.02	110.44	113	113	114	113	113	113	113	112	112	112	112
剪定枝（石坂持込分）	t/年	194.83	233.66	268.36	299.16	369.32	366.22	373.12	381.59	391.08	399.42	377	377	377	374	375	374	374	373	372	373	372
使用済み小型家電	t/年	0.00	0.00	1.34	2.88	2.41	2.42	5.24	7.56	6.87	2.37	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
中間処理後資源化量	t/年	15,697.20	14,406.42	13,761.34	13,363.91	13,618.10	13,112.82	13,276.08	13,292.94	13,362.01	12,974.61	13,475	13,476	15,273	15,236	15,242	15,243	15,286	15,248	15,252	15,256	15,285
破碎磁性物	t/年	1,343.86	1,359.49	1,839.96	1,585.28	1,384.72	1,398.54	1,415.96	1,477.39	1,571.62	1,831.96	1,490	1,495	1,504	1,504	1,508	1,512	1,519	1,518	1,521	1,524	1,528
破碎アルミ	t/年	0.00	0.00	72.34	74.34	65.85	59.59	45.68	33.81	25.56	26.74	48	48	48	48	48	49	49	49	49	49	49
砂入空缶	t/年	11.62	9.44	10.49	6.66	8.21	6.68	5.78	4.28	2.73	1.75	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
未破碎くず鉄	t/年	0.00	0.00	0.00	37.37	325.08	393.17	398.09	509.11	489.29	472.52	434	435	438	438	439	440	442	442	443	444	445
羽毛布団	t/年	0.00	0.00	0.00	4.80	12.37	16.47	19.30	19.76	15.25	17.96	17	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
小型家電（大型ごみ）	t/年	240.17	217.13	206.11	263.58	231.08	222.04	218.01	226.85	230.34	8.15	232	233	234	234	235	236	237	237	237	237	238
不燃大型市外搬出	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却磁選物（業者処分）	t/年	45.25	47.72	96.74	112.54	102.96	95.46	93.49	96.33	95.05	83.13	98	97	30	30	30	30	30	30	30	30	30
灰溶融	t/年	12,298.12	12,772.64	11,535.70	11,279.34	11,487.83	10,920.87	11,079.77	10,925.41	10,932.17	10,532.40	11,150	11,144	12,995	12,958	12,958	12,954	12,986	12,950	12,949	12,949	12,971
加湿灰	t/年	2,045.74	2,876.94	4,202.18	4,121.76	4,146.48	3,903.98	4,276.92	3,892.72	3,867.54	3,752.84	4,073	4,069	1,273	1,267	1,265	1,264	1,267	1,262	1,261	1,260	1,262
焼却不燃物	t/年	1,184.70	1,024.31	1,503.62	1,372.78	1,537.56	1,485.34	1,356.19	1,479.30	1,344.36	1,210.47	1,431	1,429	447	445	445	444	445	443	443	443	443
焼却灰	t/年	9,067.68	8,871.39	5,829.90	5,784.80	5,803.79	5,525.30	5,420.94	5,458.88	5,495.84	5,417.42	5,422	5,422	11,275	11,246	11,247	11,246	11,274	11,244	11,245	11,246	11,266
他市施設焼却灰（市外搬出分）	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.25	25.72	94.51	224.43	151.67	225	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エコセメント	t/年	1,758.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固化灰	t/年	663.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰	t/年	1,094.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル展示場	t/年	81.92	74.62	58.28	39.66	32.28	28.90	28.04	19.52	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみコンポスト	t/年	5,490.84	5,566.00	5,644.17	5,715.57	5,771.62	5,789.47	5,852.84	5,896.39	5,944.41	6,022.41	1,126	1,170	1,213	1,257	1,301	1,344	1,388	1,431	1,475	1,519	1,562
処理困難物	t/年	154.42	162.14	135.18	145.72	155.43	139.31	137.26	146.63	147.87	162.30	145	145	145	145	145	145	145	144	144	144	145
廃乾電池	t/年	66.10	91.03	70.92	88.57	96.67	86.58	87.43	98.70	100.75	111.34	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
小型二次電池	t/年	0.00	0.00	0.50	0.68	1.08	1.54	2.38	1.32	1.73	1.77	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
廃バッテリー	t/年	0.51	2.95	1.36	0.52	1.41	0.86	1.15	0.78	0.69	0.98	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廃タイヤ	t/年	26.14	23.75	28.26	19.67	14.79	13.88	17.05	14.09	15.37	19.28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
屑鉄	t/年	24.80	5.69	7.95	3.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃蛍光灯	t/年	11.46	35.09	23.94	24.70	34.26	28.34	26.63	26.99	26.17	26.80	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
家電4品目	t/年	7.41	3.63	2.16	8.53	7.14	8.05	2.59	3.48	3.05	2.07	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
廃パソコン	t/年	18.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フロン	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.23	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉛	t/年	0.00	0.00	0.09	0.04	0.08	0.06	0.03	0.04	0.11	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（灰溶融+エコセメント除く）	t/年	39,488.68	39,867.99	40,276.85	39,677.38	39,989.05	82,086.10	82,843.25	82,691.96	83,294.44	67,810.31	34,175	34,150	34,158	34,071	34,084	34,082	34,176	34,103	34,117	34,138	34,199
合計	t/年	53,544.98	52,640.63	51,812.55	50,956.72	51,476.88	93,006.97	93,923.02	93,617.37	94,226.61	78,342.71	45,325	45,295	47,153	47,029	47,042	47,036	47,162	47,052	47,066	47,087	47,169
資源化率（Ⅰ）（灰溶融+エコセメント除く）※	%	25.3	24.7	25.1	24.7	24.5	24.2	24.2	24.4	24.3	25.9	24.2	24.1	24.1	24.1							











表 6 ごみ排出量の将来予測（排出抑制あり）③

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資源化																						
直接資源化量	t/年	32,120.60	32,431.45	32,213.58	31,691.86	31,899.45	31,205.24	30,974.75	30,865.78	30,955.70	32,013.05	30,764	30,742	30,835	30,740	30,761	30,765	30,878	30,799	30,820	30,850	30,924
新聞	t/年	2,916.79	2,698.56	2,712.90	2,516.56	2,399.12	2,202.31	2,054.93	1,814.62	1,607.33	1,295.21	1,818	1,817	1,822	1,816	1,819	1,820	1,828	1,823	1,823	1,826	1,830
雑誌	t/年	5,646.48	4,633.61	4,569.95	4,376.28	9,941.13	9,548.74	9,291.35	9,124.20	9,028.09	8,768.39	9,101	9,090	9,118	9,087	9,089	9,090	9,122	9,096	9,101	9,109	9,128
雑紙	t/年	4,564.36	5,759.43	5,653.69	5,582.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
段ボール	t/年	3,698.59	3,759.23	3,840.02	3,829.23	3,849.49	3,823.13	3,761.92	3,784.38	3,865.55	4,489.24	3,779	3,771	3,773	3,758	3,753	3,748	3,754	3,739	3,737	3,734	3,736
缶	t/年	1,341.36	1,361.70	1,272.10	1,251.23	1,232.91	1,206.69	1,219.98	1,216.52	1,236.43	1,358.98	1,216	1,213	1,214	1,208	1,208	1,204	1,206	1,203	1,201	1,199	1,201
ビン	t/年	3,078.61	3,164.78	3,165.88	3,122.12	3,154.16	3,065.96	3,056.03	2,932.19	2,916.83	3,139.55	2,949	2,941	2,943	2,930	2,927	2,921	2,926	2,915	2,913	2,910	2,911
布	t/年	2,334.71	2,191.94	2,089.38	2,139.21	2,103.82	1,998.59	2,035.91	2,082.90	2,154.45	2,467.83	2,082	2,082	2,092	2,089	2,091	2,096	2,106	2,102	2,107	2,111	2,120
牛乳パック	t/年	193.60	186.01	189.21	176.75	184.83	181.91	174.81	178.14	179.31	193.06	178	180	182	184	187	187	191	193	195	195	199
廃食用油	t/年	130.49	168.28	192.87	202.05	207.90	209.45	212.18	224.23	245.60	222.61	225	226	225	225	224	224	223	223	223	222	223
商品プラスチック	t/年	4.23	97.15	70.70	71.79	83.09	80.07	76.32	80.72	91.95	107.17	84	92	104	112	122	132	144	150	159	169	179
ペットボトル	t/年	1,159.42	1,208.71	1,195.22	1,209.42	1,288.23	1,372.65	1,362.50	1,578.90	1,597.98	1,582.74	1,504	1,501	1,502	1,497	1,496	1,494	1,496	1,491	1,490	1,489	1,490
その他容器包装	t/年	6,731.51	6,857.20	6,902.19	6,813.19	6,962.42	7,037.13	7,235.22	7,344.80	7,528.21	7,876.04	7,333	7,331	7,359	7,339	7,347	7,352	7,386	7,369	7,378	7,389	7,412
剪定枝（コール制）	t/年	125.62	111.19	89.77	99.96	120.63	109.97	115.24	115.03	106.02	110.44	113	113	114	113	113	113	113	112	112	112	112
剪定枝（石坂持込分）	t/年	194.83	233.66	268.36	299.16	369.32	366.22	373.12	381.59	391.08	399.42	377	377	377	374	375	374	374	373	372	373	372
使用済み小型家電	t/年	0.00	0.00	1.34	2.88	2.41	2.42	5.24	7.56	6.87	2.37	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12
中間処理後資源化量	t/年	15,697.20	14,406.42	13,761.34	13,363.91	13,618.10	13,112.82	13,276.08	13,292.94	13,362.01	12,974.61	13,488	13,461	15,192	15,006	14,975	14,944	14,927	14,880	14,849	14,818	14,800
破砕磁性物	t/年	1,343.86	1,359.49	1,839.96	1,585.28	1,384.72	1,398.54	1,415.96	1,477.39	1,571.62	1,831.96	1,502	1,502	1,506	1,506	1,507	1,507	1,509	1,508	1,509	1,509	1,509
破砕アルミ	t/年	0.00	0.00	72.34	74.34	65.85	59.59	45.68	33.81	25.56	26.74	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
砂入空缶	t/年	11.62	9.44	10.49	6.66	8.21	6.68	5.78	4.28	2.73	1.75	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
未破砕くず鉄	t/年	0.00	0.00	0.00	37.37	325.08	393.17	398.09	509.11	489.29	472.52	437	438	439	439	439	439	439	439	439	439	440
羽毛布団	t/年	0.00	0.00	0.00	4.80	12.37	16.47	19.30	19.76	15.25	17.96	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
小型家電（大型ごみ）	t/年	240.17	217.13	206.11	263.58	231.08	222.04	218.01	226.85	230.34	8.15	234	234	235	235	235	235	235	235	235	235	235
不燃大型市外搬出	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却磁選物（業者処分）	t/年	45.25	47.72	96.74	112.54	102.96	95.46	93.49	96.33	95.05	83.13	97	97	30	30	30	29	29	29	29	29	29
灰溶融	t/年	12,298.12	12,772.64	11,535.70	11,279.34	11,487.83	10,920.87	11,079.77	10,925.41	10,932.17	10,532.40	11,146	11,116	12,911	12,726	12,694	12,661	12,643	12,597	12,566	12,534	12,516
加温灰	t/年	2,045.74	2,876.94	4,202.18	4,121.76	4,146.48	3,903.98	4,276.92	3,892.72	3,867.54	3,752.84	4,068	4,053	1,254	1,246	1,238	1,230	1,222	1,215	1,208	1,200	1,193
焼却不燃物	t/年	1,184.70	1,024.31	1,503.62	1,372.78	1,537.56	1,485.34	1,356.19	1,479.30	1,344.36	1,210.47	1,429	1,424	441	438	435	432	430	427	424	422	419
焼却灰	t/年	9,067.68	8,871.39	5,829.90	5,784.80	5,803.79	5,525.30	5,420.94	5,458.88	5,495.84	5,417.42	5,425	5,415	11,216	11,043	11,021	10,999	10,991	10,955	10,934	10,913	10,904
他施設焼却灰（市外搬出分）	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.25	25.72	94.51	224.43	151.67	225	225	0	0	0	0	0	0	0	0	0
エコセメント	t/年	1,758.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固化灰	t/年	663.36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却灰	t/年	1,094.82	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル展示場	t/年	81.92	74.62	58.28	39.66	32.28	28.90	28.04	19.52	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生ごみコンポスト	t/年	5,490.84	5,566.00	5,644.17	5,715.57	5,771.62	5,789.47	5,852.84	5,896.39	5,944.41	6,022.41	1,126	1,170	1,213	1,257	1,301	1,344	1,388	1,431	1,475	1,519	1,562
処理困難物	t/年	154.42	162.14	135.18	145.72	155.43	139.31	137.26	146.63	147.87	162.30	145	145	146	145	145	145	146	146	146	146	146
廃乾電池	t/年	66.10	91.03	70.92	88.57	96.67	86.58	87.43	98.70	100.75	111.34	94	94	94	94	94	94	95	94	94	95	95
小型二次電池	t/年	0.00	0.00	0.50	0.68	1.08	1.54	2.38	1.32	1.73	1.77	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
廃バッテリー	t/年	0.51	2.95	1.36	0.52	1.41	0.86	1.15	0.78	0.69	0.98	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廃タイヤ	t/年	26.14	23.75	28.26	19.67	14.79	13.88	17.05	14.09	15.37	19.28	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
屑鉄	t/年	24.80	5.69	7.95	3.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃蛍光管	t/年	11.46	35.09	23.94	24.70	34.26	28.34	26.63	26.99	26.17	26.80	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
家電4品目	t/年	7.41	3.63	2.16	8.53	7.14	8.05	2.59	3.48	3.05	2.07	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
廃パソコン	t/年	18.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フロン	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.23	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉛	t/年	0.00	0.00	0.09	0.04	0.08	0.06	0.03	0.04	0.11	0.06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（灰溶融+エコセメント除く）	t/年	39,488.68	39,867.99	40,276.85	39,677.38	39,989.05	82,086.10	82,843.25	82,691.96	83,294.44	67,810.31	34,232	34,257	34,331	34,281	34,347	34,396	34,557	34,520	34,587	34,661	34,781
合計	t/年	53,544.98	52,640.63	51,812.55	50,956.72	51,476.88	93,006.97	93,923.02	93,617.37	94,226.61	78,342.71	45,378	45,373	47,242	47,007	47,041	47,057	47,200	47,117	47,153	47,195	47,297
資源化率（Ⅰ）（灰溶融+エコセメント除く）※	%	25.3	24.7	25.1	24.7	24.5	24.2	24.2	24.4	24.3	25.9	24.2	24.3	2								

## 2. 用語説明

ア行	
● 一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
● 一般廃棄物処理システム指針	国が示した、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるための、一般廃棄物処理事業のシステム評価手法における指針。環境省ホームページにて「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」が公表されている。
● 一般廃棄物処理実施計画	本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、一般廃棄物処理計画を策定している。実施計画は、年度ごとの一般廃棄物処理事業計画を定めるものである。
● 一般廃棄物処理実態調査	国が実施している、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的とした調査。平成10年度より毎年度実施されており、調査結果については環境省ホームページにて公表されている。
● エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
● SDGs	SDGsとはSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27（2015）年の国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール（なりたい姿）・169のターゲット（具体的な達成基準）で構成されている。SDGsは、パリ協定と併せて地球規模の問題として、世界各国で政府、自治体や企業、一般市民に至るまで取組が進んでいる。
カ行	
● 海洋プラスチックごみ	普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのこと。中でも直径5mm以下の微細なものをマイクロプラスチックという。
● 家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生するごみのこと。
● 家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等の家電を対象に、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけている。
● カーボンニュートラル	環境に関する用語で、本来は、「植物や植物由来の燃料を燃焼してCO <sub>2</sub> が発生しても、その植物は成長過程でCO <sub>2</sub> を吸収しており、ライフサイクル全体（始めから終わりまで）でみると大気中のCO <sub>2</sub> を増加させず、CO <sub>2</sub> 排出量の収支は実質ゼロになる」という考え方のこと。近年では、それが概念化され、CO <sub>2</sub> の増減に影響を与えない性質や、二酸化炭素の排出量と吸収量のバランスが優れている状態を表す際にも、「カーボンニュートラル」と表現される。CO <sub>2</sub> 排出量を削減するための植林や再生可能エネルギーの導入など、人間活動におけるCO <sub>2</sub> 排出量を相殺することもカーボンニュートラルと呼ばれている。



● 環境基本法	平成5（1993）年11月19日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。
● キューロ	土中のバクテリアを利用して生ごみを消滅させる容器。キューロは松本信夫さん（葉山町在住）が商標登録しているもの。
● 協働	市民・事業者・NPO法人等・大学・行政が対等な立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、力を合わせ、協力して環境保全やまちづくりなどを行うこと。
● グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。 グリーン購入比率＝グリーン購入に取り組む分野で実際にグリーン購入した金額（数量）／グリーン購入に取り組む分野の総購入金額（数量）
● 建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設資材を用いた建築物等の解体工事、または特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事の施工者は、施工方法に関する基準に従って分別解体等し、再資源化等することが義務付けられている。
● 原単位	1人1日当たりのごみ発生量・排出量や1日当たりのごみ排出量のこと。
● 公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域などのこと。そのため、個人や事業所の池などは含まれない。
● 小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律のこと。
● 戸別収集	路上などに設けられた集積所によるごみ収集に対して、戸別収集は、戸建住宅など、それぞれの建物の敷地内にごみ置き場を設定し、ごみを収集する方法のこと。本市では、平成19年4月1日より戸別収集が導入された。
● ごみ	不要物となり、集積所などに出されたもの（資源物含む）。 （占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物。）
● ごみ処理有料化	本市において平成19年10月1日より、①環境の創造や財源の確保、②負担の公平性の確保、③ごみの発生抑制、④分別資源化の促進とともに、ごみ処理施設や最終処分場の延命化を目的としてごみ処理の有料化が導入された。
● ごみ発生量	ごみ排出量＋リサイクル展示場資源化量＋生ごみ資源化量 （ごみ発生量には、スーパーなどの店頭回収量等も含まれるが、量の把握が困難なため上記の定義とする。）
● ごみ排出量	（分別収集及び分別搬入された）家庭系、事業系、公共系ごみの総量
● コンポスト容器	生ごみを土中のバクテリアや菌体を利用して堆肥とするための容器。
サ行	
● 災害廃棄物仮置場	災害発生時に個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を被災地内において仮に集積、分別・保管する場所のこと。
● 最終処分	廃棄物を焼却や資源化・再利用等で中間処理し、最終的に残った焼却灰等を埋め立て処分すること。なお、藤沢市においては、焼却灰等は熔融処理をしています。
● 最終処分量	最終処分量／ごみ排出量

● 産業廃棄物	事業活動によって生じる廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の限定された廃棄物のこと。業種の限定もある。
● サーキュラー・エコノミー	従来の 3 R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。 例) 企業が寿命を迎えた製品を回収し、価値のある素材や部品等を取り出して再利用することや製品設計の段階で修理や部品交換ができるようにし、修理等を行うことで新たな価値を加えて、意図的に製品の使用期限を延ばすこと等。
● 事業系ごみ	事業活動に伴って生じる廃棄物のことで、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物を事業系ごみとしている。
● 資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。自動車やパソコンなどの製品について、3 R の取組の強化をメーカーに求めている。
● 自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけている。
● し尿	人体から排出される大便と小便の混合物のこと。
● 資源化率 I	【平成 28 年度～令和 2 年度】旧計画 $\frac{\text{灰溶融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合(資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難物)}}{\text{ごみ発生量}}$ 【令和 3 年度～令和 13 年度】本計画 $\frac{\text{灰溶融等資源化を含まないごみ発生量中の資源物の割合(資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量)}}{\text{ごみ発生量}}$ ※旧計画の資源化率の定義を見直し、本計画の資源化率の計算対象は本市の処理施設で資源化しているものを対象とします。そのため、本市の施設で資源化できない処理困難物は、計算対象から除くものとします。
● 資源化率 II	【平成 28 年度～令和 2 年度】旧計画 $\frac{\text{灰溶融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合(灰溶融等資源化量+資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難物)}}{\text{ごみ発生量}}$ 【令和 3 年度～令和 13 年度】本計画 $\frac{\text{灰溶融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合(灰溶融等資源化量+資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量)}}{\text{ごみ発生量}}$ ※資源化率 I と同様
● 循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
● 循環型社会形成推進基本法	循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図ることを目的としている。

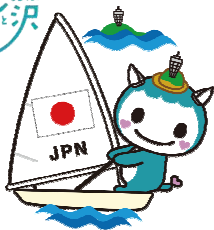


● 浄化槽	し尿と生活雑排水(台所や風呂の水など)を併せて処理する浄化槽のこと。浄化槽は、みなし浄化槽と比べて河川等へ放流される水質汚濁物質の削減効果が高く、公共下水道が整備されていない地域における有効な生活排水処理施設となっている。
● 浄化槽汚泥	浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称のこと。
● 浄化槽法	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽の設置、保守点検等を定めた法律のこと。令和元年に一部改正が行われた。主な改正の内容は次のとおり。①特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を環境大臣が定めることができることとする。②浄化槽台帳の整備に関して、記載項目(設置状況、保守点検・清掃の実施状況等)等を定める。③浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度、使用の休止の届出、協議会の組織に関して、必要な手続等を定める。
● 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画	平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町が「湘南東ブロック」として位置付けられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、平成19年度に「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定したもの。平成23年度、平成28年度、令和3年度に計画の改定をしている。
● 商品プラスチック	一般家庭から出る「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品で、金属・木材などが含まれていないものこと。
● 食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務づけている。
● 食品ロス(残渣)	食べられるのに捨てられてしまう食品(残渣)のこと。皮を厚くむきすぎたり、脂っこい部分など調理せずに取り除いた部分(過剰除去)、作りすぎて食べ残された料理(食べ残し)、冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなった食品(直接廃棄)などがある。
● 3R	「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の3語の頭文字からこう呼ばれている。
● 生活雑排水	家庭における台所や洗面所、風呂からの排水のこと。
● 生活排水処理率	生活排水を適正に処理している人口の割合のこと。 生活排水処理率(%) = (公共下水道人口 + 浄化槽人口 + 農業・漁業集落排水人口 + コミュニティープラント処理人口) / (計画処理区域内人口) × 100
タ行	
● ダイオキシン	水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)と、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめた「ダイオキシン類」のこと。ポリ塩化ビフェニール(PCB)のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCB(Co-PCB)と呼ばれる一群の物質も含まれる。ダイオキシン類は、塩素を含むプラスチックやビニール製品など様々な物質が混在している廃棄物などが、低温で不完全燃焼を起こしたときに非意図的に発生する。
● 多量排出事業者	1月平均3t以上又は年間36t以上の事業系一般廃棄物を排出する者。毎年、前年の排出量データをもとに、更新する。

● 地域循環共生圏	地域がそれぞれの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。「地域循環共生圏」の創造により、持続可能な循環共生型の社会を構築していく。
● 地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務について、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のこと。
● 中間処理	収集したごみの焼却、不燃ごみや粗大ごみの破碎、選別処理などによって、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。また、鉄やアルミなど資源として利用できるものを回収し、有効利用すること。
● ディスポーザキッチン処理システム	台所のシンク排水口に取付けたディスポーザーで生ゴミを粉碎し、排水とともに処理槽で分解後、下水道や浄化槽に放流するシステム。
● DX（デジタルトランスフォーメーション）	データとデジタル技術を活用して、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 例) 大型ごみや特別大型ごみの収集申込のオンライン化や人口分布や交通量情報を踏まえた収集運搬ルートの効率化によって低炭素化を図ること。
● 特定処理品目	本市において、分別収集、個別処理が必要な品目。令和 3 年 6 月時点では、蛍光管、電池類、水銀体温計、テープ類、ライター、ガスボンベ、スプレー缶。
ハ行	
● バイオプラスチック	微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。一定の管理された循環システムの中でそれぞれの特性を生かすことで、プラスチックに起因する様々な問題の改善に幅広く貢献できる。
● 廃棄物	廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は、液状のものと定義される。廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。
● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	略して廃棄物処理法や廃掃法ともいわれる。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定している。
● 廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関して審議を行い、市長に答申、または建議するための市の付属機関のこと。
● 灰溶融等資源化	ごみ焼却施設から発生する焼却灰等を 1,200℃以上の高温で溶融させ、徐冷スラグ化、または、エコセメント化させること。土木資材としての再利用が可能となる。
● 発生抑制	ごみの発生を減らすこと。
● フードバンク	主に企業や農家から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動および団体、また、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動および団体のこと。
● フードドライブ	家庭で買いすぎて食べきれないものや贈答品が余っている場合などに、それらの食品を捨てるのではなく、本市の窓口等に持ち寄ることで、それらが必要としている福祉施設・団体等に寄付する活動のこと。

マ行	
● マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。
● みなし浄化槽	し尿のみを処理する浄化槽のこと。みなし浄化槽の設置は、浄化槽法の改正により平成13年4月から禁止されている。
ヤ行	
● 要処理量	（分別収集及び分別搬入された）可燃ごみ、大型ごみ、不燃ごみの総量で処理が必要な量
● 容器包装リサイクル法	容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成7年度に成立した法律。この法律では、住民においては分別の協力を、市町村においては国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者においては容器包装廃棄物を再資源化するという枠組みとなっている。
ラ行	
● Renewable（リニュー-アブル）	再生可能な資源に替えること。 例) プラスチックのレジ袋を繰り返し使用できるバイオマスプラスチックに替えること。なお、バイオマスプラスチックとは、再生可能な生物由来の資源を原料にしたプラスチックのことで、原料はトウモロコシ等の植物の非可食部分から作られる。
● Refuse（リフューズ）	ごみの発生を回避すること。（本計画においては、リデュースにリフューズを含みます。） 例) 買い物時に必要なものを必要なだけ買うことやマイバックを持参し、レジ袋や過剰包装を断ること。
ワ行	
● ワンウェイプラスチック	一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品（使い捨てプラスチック）のこと。

この作品は、日本財団と海さくらの企画により「ちびっこBEACH SAVER」が、juju Takeshi さんの下絵に片瀬東浜で拾ったプラスチック片で製作したものになります。



## 藤沢市一般廃棄物処理基本計画

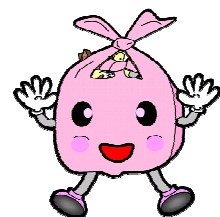
2022年(令和4年)1月改定

藤沢市環境部環境総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

電話 0466-50-3529 / FAX 0466-50-8417

E-mail fj-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp



分別プリンセス  
ピンキーちゃん